

令和元年十二月定例会

令和元年第4回

菊陽町議会12月定例会会議録

令和元年12月3日～12月12日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

令和元年第4回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
12/3	火	開会・行政報告・提案理由説明・研修報告
12/4	水	一般質問
12/5	木	一般質問
12/6	金	一般質問
12/7	土	休会
12/8	日	休会
12/9	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
12/10	火	休会（議案調査）
12/11	水	休会（議案調査）
12/12	木	議案審議（議案第57号～議案第68号、同意第5号、同意第6号、諮問第2号～諮問第4号）質疑・討論・表決・発議・閉会

令和元年第4回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	佐藤 竜巳 (P28～)	1. スポーツ施設の設備について	(1)総合体育館について。 ①現在の進捗状況は。 ②管理と運営はどう考えているのか。 (2)杉並木公園スポーツ広場の人工芝化について。
		2. 環境問題について	(1)渋滞とCO ₂ 削減のために、原水駅北口からテクノへのシャトルバス（電鉄）の1日の便数、利用者数と年間の経費について。 (2)利用者への待合室の新設の考えは。 (3)拡大するイノシシやシカ、鳥獣による農業被害の状況は。 (4)豚コレラのワクチンと防護柵に対する町の対策は。 (5)有害駆除隊の構成と業務内容、補助金と証明書について。
		3. 子育て支援総合センターの建設について	町民の期待する施設をいつ取り組むのか。
2	小林久美子 (P39～)	1. 介護保険制度について	(1)介護予防のために取り組んでいる総合支援事業について、その成果はどうなっているのか。 (2)特別養護老人ホームの入所待機者とその対策についてどうなっているのか。 (3)介護保険制度の見直しが進められているが、サービスの抑制など行われないうちに国に働きかけができないか。
		2. 補聴器購入に対する補助について	加齢による難聴者の補聴器購入に対する補助ができないか。
		3. 後期高齢者医療について	(1)口腔内健康診査などの保健事業の実施状況についてどうなっているのか。 (2)今後、保険料の値上げなどが想定されるが、町としてどう考えているのか。
3	西本 友春 (P50～)	1. 防災について	(1)災害用としての乳児用液体ミルクの備蓄は必要と考えるが、備蓄計画をどのように考えているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(2)避難所として位置付けられている小中学校へのマンホールトイレ設置をどのように考えているのか。</p> <p>(3)避難所及び公共施設内におけるフリーWi-Fi環境の整備をどのように考えているのか。</p> <p>(4)新しく構築する防災センターの対策本部の災害時の情報収集、及び情報共有化をどのように考えているのか。</p>
		2. 公共交通体系見直し計画案について	<p>(1)キャロッピー号運行路線はバス停から300m以内でカバーできるように設置するとなっているが、300mも歩くことが厳しい交通弱者はどのように救済するのか。</p> <p>(2)乗合いタクシーの平均乗車人数の成果指標を2人以上としているが、どのようにして確保するのか。</p>
		3. 子育て支援について	<p>(1)新生児聴覚検査について。</p> <p>①町内の新生児の聴覚検査の実績はどのようになっているのか。</p> <p>②新生児聴覚検査への助成についてどのように考えているのか。</p> <p>(2)高校生の医療費無料化はいつ頃から実施を行うのか。</p>
4	福島 知雄 (P60～)	1. 中学校の通学手段について	<p>(1)武蔵ヶ丘中学校の自転車通学許可距離を、2.3キロメートル以上とした根拠を示せ。</p> <p>(2)武蔵ヶ丘中学校は駐輪場が不足しているようだがどうか。</p> <p>(3)各中学校の校則が違うのは「各学校の責任と判断のもと定めている」と、本年6月の一般質問時の答弁であったが校則の改正、統一など教育委員会が指導すべきではないか。</p> <p>(4)武蔵ヶ丘中学校の自転車通学許可区分を1.5キロメートル以上に改正できないか。</p>
		2. 多国語翻訳ツール導入について	<p>(1)本町の外国人は、何か国にわたり、何人か。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(2) 役場窓口対応をはじめ、様々な場面で外国人の対応が求められる。スムーズな業務遂行のためにも、多国語翻訳ツール導入を提案する。
		3. 空き家対策について	(1) 町内の空き家の軒数は把握しているか。 (2) 所有者が転居しても不動産登記の住所変更がされていないのがほとんどである。固定資産税を徴収している町は、転居先を把握していると思うがどうか。 (3) 今後さらに空き家が増えてくると思うが町の予想と対策はどうか。 (4) 空き家を町が買い取り、公売することはできないか。
5	甲斐 榮治 (P76～)	1. 本町内に於ける熊本県の事業等の進捗状況とそれに関連する本町のとりくみについて	(1) 空港アクセス鉄道の整備について、令和元年度熊本県議会9月定例会における質問・答弁に関連して町の考えを問う。 ① 事業効果についての知事答弁は、直接的効果（定時制・速達性・バスの積み残し解消など）と熊本県全体への波及効果（九州一円の鉄道ネットワークや他空港との連携によるインバウンド増など空港の利便性を高め、県経済への起爆剤となる）であるが、空港アクセスについて他の角度からの提案もなされる中、町の考えはどうか。 ② 県運動公園付近の新駅設置の場所について町は何らかの要望をもっているか。 ③ 三里木駅への乗り入れの在り方（乗り換えを伴わない空港への直接乗り入れ・乗り換えの場合の直角乗り入れまたは対面並行乗り入れ）についてはどう考えるか。 ④ 三里木駅とその周辺について、どのような施策が必要と考えているか。また、運動公園付近の新駅周辺についてどのような変化を想定し、どのような施策が必要と考えているか。 ⑤ 空港アクセス鉄道が基本的に高架となることについてはどう考えるか。またこの場合、地域に対してどのような配慮が必要と考えているか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>⑥空港へのアクセスにおいて、鉄道以外の2次的アクセス手段について町は何らかの手段を想定しているか。またインフラ等の整備を考えているか。</p> <p>⑦空港アクセス鉄道の沿線にどのような施設の展開が想定されるか。</p> <p>(2) 菊陽空港線延伸事業はどのような進捗状況か。</p> <p>(3) 両事業は菊陽町のまちづくりに大きな変化をもたらすものであるが、態勢づくりや事業展開のスケジュールなど、町はこれらにどう取り組む考えか。</p>
6	矢野 厚子 (P88～)	1. 菊陽町の緑化推進の政策について	<p>(1) はげ並木や杉並木の現状は把握しているか、担当課はどこか。</p> <p>(2) 県道の杉の伐採は杉並木保存会の許可がなければできないと県からも町からも言われるが、保存会の代表が不在となっているが、今後どうなるのか、町はどのような対応を考えているか。</p>
		2. 菊陽町の顔となる特産品と観光について	<p>(1) 鼻ぐり井手の知名度は少しずつ上がっているが、まだまだ印象が薄い。菊陽町の観光アピールをどのように考えているか。</p> <p>(2) 特産品の開発をどのように考えているか。</p> <p>(3) 他所から転入した人が親しみと誇りを感じる町づくりの手段として、菊池市のようなかるた作成とかるた大会を検討できないか。</p>
		3. 紙おむつの分別と子供たちの学習について	<p>(1) 大人用の紙おむつは子供用が減少しているのに反して年々増加しており、焼却炉の負担増になっている。分別と処理の方法を再考しないのか。</p> <p>(2) 子供たちへのごみ分別の学習はどう考えているか。</p>
		4. きくよう健康倶楽部について	<p>(1) 来年度から入会金と更新料をいただく予定だが、決定ではないと聞いているがどうか。</p> <p>(2) 乾電池が約半年の寿命で、250円から300円くらいだが、ポイントで電池交換する考えはないか。</p> <p>(3) 年齢や性別に応じたポイント付与をどのように考えるか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
7	大久保 輝 (P99～)	1. 国土強靱化計画について	(1) 国土強靱化地域計画を令和2年3月までに策定予定であるが、策定の目的およびそのメリットは。 (2) 策定において、町が考える重要な取り組み事項は何か。 (3) 国は、地域計画に関しての出前講座を行っているが、これに対する町の考えは。
		2. 菊陽町総合計画について	(1) 新駅の設置に関して、現在の取り組み状況は。 (2) 新駅設置予定地周辺の環境整備をどのように考えているのか。 (3) 杉並木公園線延伸の取り組み状況は。
		3. 街路樹について	(1) 町で管理している街路樹の、地域毎の管理費はどのようになっているのか。 (2) 街路樹があることによるメリットとデメリットは。 (3) 今後、街路樹がさらに成長していくことにより、どのような問題が考えられるか。
		4. プレミアム付商品券について	(1) 現在の申請状況は。 (2) 今後の告知をどのようにおこなうのか。
8	北山 正樹 (P110～)	1. デジタル機器（ICT）の活用によるRPAの導入を	(1) RPA（R o b o t i c P r o c e s s A u t o m a t i o n）を採用する企業が増加している。同手法に対する見解は。 (2) RPAを取り入れ、情報の管理体制と、生産性の向上を図るべきではないか。 (3) 町民が諸申請手続きの際、RPAによりone stopで行えるよう、利便性の向上を図るべきではないか。 (4) 職員の窓口業務から制度設計業務へ転換を図るべきではないか。
		2. 行き止まり道路の解消と町道認定や町道管理基準等の設置を	(1) 新成区からの「行き止まり道路の解消」の要望に対する町の見解は。 (2) 本町の開発は、都市計画法の理念に沿って、後代に対しても配慮して推進すべきではないか。 (3) 税の公平性の観点から、町道のあり方はどのようなものと考えているか。 (4) 防災に強い町という理念との整合性は、合っているか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(5)町道に関する「基準」を早急に設置すべきではないか。
		3. 乗り合いタクシー導入に関する見解を問う	(1) 日常の運行管理担当者は誰が担うのか。 (2) 運行便や乗客数の把握についての方針は。 (3) 交通弱者に対する政策との整合性をどう達成するのか。
9	坂本 秀則 (P128～)	1. 公用車の設置と職務で使用する私用車について	(1) 出先施設及び各課への公用車設置の基準はあるのか。 (2) 公用車がない出先施設及び各課で職務で私用車を利用する場合、各保障はあるのか。 (3) 各出先施設に公用車を設置できないか。
		2. 菊陽北小校区の発展と活性化について	(1) 町民センター・コミュニティーセンター・研修センターの位置づけと違いはなにか。 (2) 菊陽北小校区には町民センターは建設しないのか。
		3. 会計年度任用職員制度について	(1) 会計年度任用職員制度導入の現臨時職員及び町民に対し周知はどのように行うのか。 (2) 採用試験の方法はどのように行うのか。 (3) 職歴・学歴等の確認後、給与額決定とあるが各種資格等も含まれるのか。
		4. 町内不法建設について	(1) 不法建築の住居や事務所等が建設準備又は建設中に発覚した場合町はどのように対応するのか。 (2) 不法建築完成後の町の対応はどうか。 (3) 不法建築防止の為にパトロールや啓発等取り組めないか。
10	阪本 俊浩 (P142～)	1. セミコンテクノパーク方面に向かう車両の交通渋滞対策を問う	(1) 菊陽バイパスに交わる町道菊陽空港線と県道曲手原水線の現況をどう把握しているのか。 (2) 現在の通勤状況と新原水工業団地完成後の交通量をどう試算しているのか。 (3) 今後の具体的な解決策は考えているのか。
		2. 将来の道路整備計画について	(1) 町道川久保南方線の改良工事の進捗状況を示せ。 (2) 将来的に、町道川久保南方線を菊陽バイパスに接続し町道南方大人足線へと延伸する考えは持っているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(3) 県道辛川鹿本線の道明地区内改良計画の進捗状況を示せ。 (4) 熊本県、熊本市との連携をどう考えているのか。
		3. 久保田台地と隣接する菊陽バイパス周辺の将来像を問う	(1) 久保田台地開発の可能性はあるのか。 (2) 菊陽バイパスに隣接する農業用地の将来像を示せ。 (3) J A（菊池地域農協）のカントリー跡地の活用法について J A と協議を進めていくべきではないのか。

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和元年12月3日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(令和元年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和元年12月3日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第57号から諮問第4号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣 瀬 英 二 君

2番 矢 野 厚 子 君

3番 大久保 輝 君

4番 阪 本 俊 浩 君

5番 西 本 友 春 君

6番 那 須 眞 理 子 君

7番 佐々木 理美子 君

8番 中 岡 敏 博 君

9番 布 田 悟 君

10番 福 島 知 雄 君

11番 坂 本 秀 則 君

12番 渡 邊 裕 之 君

13番 佐 藤 竜 巳 君

14番 甲 斐 榮 治 君

15番 岩 下 和 高 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 北 山 正 樹 君

18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 山 川 真 喜 子 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君

教 育 長 上 川 幸 俊 君

教 育 部 長 吉 永 公 紀 君

総 務 部 長 阪 本 浩 徳 君

福 祉 生 活 部 長 阪 本 章 三 君

健 康 保 険 部 長 服 部 誠 也 君

経 済 部 長 士 野 公 典 君

土 木 部 長 小 野 秀 幸 君

会 計 管 理 者 兼 酒 井 章 彦 君
会 計 課 長

総 務 課 長 板 楠 健 次 君

総 務 課 総 務 法 制 係 長 小 泉 秀 和 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） ただいまから令和元年第4回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番坂本秀則君、12番渡邊裕之君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から12月12日までの10日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から12月12日までの10日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査8月、9月、10月の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、全国町村議会議長会創立70周年記念式典と町村議会議長全国大会が11月13日、NHKホールで開催され、大会終了後に県関係国会議員への要望書の提出を行いました。大会内容などにつきましては、議席に配付のとおりです。

次に、先般議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおりと報告します。

次に、今回受理しました陳情書等は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（上田茂政君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、令和元年第4回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

月日がたつのは早いもので、令和の時代になって早くも7か月が過ぎ、師走を迎えました。

それでは、町の最近の状況などについて行政報告をいたします。

最初は、熊本地震の復旧・復興対策についてであります。

平成28年の熊本地震から3年8か月が過ぎようとしています。現在も引き続き災害義援金や一部損壊家屋に対する義援金の支給、そして非課税世帯に対する義援金などの事業を行っております。

また、応急仮設住宅の光の森仮設団地は、全ての入居者が退去され、建物も県による解体撤去も終わっています。なお、アパートなどのみなし仮設住宅には、10月末現在で6世帯が残っておりますが、全ての世帯において自宅再建の見込みが立っております。町では、今後も被災者の生活支援を継続してまいります。

次に、全国町村長大会について報告いたします。

去る11月27日に、東京都のNHKホールにおきまして全国町村長大会が開催されました。内容は、全国町村会長の荒木泰臣嘉島町長の挨拶に続き、安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長など来賓の方々が祝辞を述べられ、議事に入りました。大会決議として、熊本地震等の大規模自然災害からの復旧・復興の加速化と全国的な防災・減災対策の強化、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生のさらなる推進、地方創生事業の拡充と地方交付税の財源確保など、全12項目が決議されました。また、防災・減災対策のさらなる強化、推進に関する緊急決議や農村価値の創生、これからの町村行政と新たな圏域行政に関する特別決議も全会一致で決議されました。

さらに、国に対して、1、大規模災害からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化、2、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生のさらなる推進、3、町村自治の確立、4、町村財政基盤の確立、5、教育施策等の推進など全部で10の事項について、令和2年度国の予算編成や各種政策の具体化に当たっては十分配慮するよう強く要望いたしました。

次は、民生委員、児童委員の一斉改選についてであります。

本年は3年に1度実施される民生委員、児童委員の一斉改選の時期でありまして、昨日12月2日に退任式及び委嘱状の伝達式を行いました。新しい任期は、令和元年12月1日から令和4年11月30日までの3年間となっております。

次は、公共交通関係についてであります。

本町では、これまで各種団体の代表により構成する交通弱者対策懇話会や協議会、地域公共交通会議での協議を重ね、公共交通体系の総合的な見直しを進めてまいりました。10月には、パブリックコメントや住民説明会でいただいた町民の皆様の御意見を踏まえ、巡回バスの再編や乗り合いタクシーの導入を盛り込んだ公共交通体系見直し計画を策定しました。そして、本計画に基づく新たな公共交通体系による試験運行を来年1月26日から開始する予定でありま

す。町民の皆様には広報きくようや御利用ガイドの配付、乗り方説明会などにより、新たな制度の周知を図ってまいります。

次は、熊本空港へのアクセス関係についてであります。

J R三里木駅から分岐する空港アクセス鉄道の取組については、現在、事業主体である熊本県によって鉄道の整備に関するルート検討や需要予測などの詳細調査が進められております。町としましては、事業計画の詳細が明らかになった段階で、町議会をはじめ、町民の皆様へ情報をお伝えするとともに、事業主体である県や関係機関と密に連携しながら、本事業を町のさらなる発展につなげていきたいと思っております。

次は、中九州横断道路大津熊本間事業化実現総決起大会についてであります。

本総決起大会が、来る12月15日日曜日に合志市のヴィーブルで開催されます。議員の皆さんをはじめ、区長、自治会長様など本町だけでも150人ほど案内いたしております。中九州横断道路の建設は、菊池地域を含め中九州の自治体の長年の悲願であります。町としましては、関係機関と協力し、早期実現に向けて取り組んでまいりますので、議員の皆様への御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

次は、白川の河川整備計画の変更に係る説明会についてであります。

去る10月30日、国土交通省、熊本県による白川の河川整備計画の変更についての説明会が開催され、白川流域の地区などから21名の参加がありました。平成14年7月に策定された整備計画に基づき、流域各所での整備が行われてきましたが、近年の大雨による水害が多発したこともあり、これまでの整備の進捗状況や新たな知見を踏まえ、河川整備計画の変更を検討しているものであります。白川中流域の菊陽町の区域は、これまで整備計画が策定されていませんでしたが、整備目標が新たに定められ、河道掘削や築堤、馬場楠堰の改築等が盛り込まれる見込みです。引き続き、白川の早急な整備を要望してまいります。

次は、高齢者運転免許証自主返納支援事業についてであります。

10月1日から運転免許証自主返納支援事業の申請受付を開始いたしました。11月30日現在で、54件の申請があっており、事業実施の効果が上がっているものと思っております。

次は、コンビニ交付とコンビニ収納についてであります。

町民等の利便性向上を図るため、個人番号カードを利用して全国のコンビニエンスストアで住民票の写しなど各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスの所定の申請手続も済み、来年1月から広報きくようやホームページなどで周知を行い、令和2年2月3日から開始する予定で事務を進めております。また、町税や保育料、町営住宅使用料、下水道使用料などのコンビニ収納サービスも令和2年4月から開始する予定で事務を進めております。

次は、(仮称)総合子育て支援センター構想についてであります。

(仮称)総合子育て支援センター構想については、菊陽町町立保育所運営検討委員会において、これまで3回会議が開催され、町立保育所の新たな役割や機能、私立保育所との連携、職員配置などについて議論をしていただいております。

委員会で議論いただいた内容は、今後、取りまとめを行い、令和2年3月に策定予定の菊陽町町立保育所整備基本方針及び菊陽町町立保育所整備基本計画の中でお示しすることとしております。

次は、民営化を完了した武蔵ヶ丘第一保育園、武蔵ヶ丘第二保育園についてであります。

本園については、移管先事業者によって、旧武蔵ヶ丘第一保育園の園舎と旧武蔵ヶ丘支所の庁舎跡地に新園舎が建設されており、令和2年4月開園に向けた準備が着実に進んでいるところです。

次は、菊陽南小学校区の放課後児童クラブの施設整備についてであります。

本クラブにつきましては、光の森仮設団地みんなの家等の解体、移築による施設整備を進めているところですが、今月、利用児童の保護者に対する説明会を行うほか、来年1月に工事着工し、3月の施設完成を目指し、4月からの利用開始に向けた準備を進めてまいります。

次は、プレミアム付商品券事業についてであります。

10月の消費税率の引き上げに伴い、住民税が非課税の方や3歳未満のお子さん——いわゆる乳幼児——がいる世帯に対しまして、地域の消費を下支えすることを目的にプレミアム付商品券事業を実施しています。

対象の方には、9月中旬以降、順次購入引きかえ券を発送し、10月1日からプレミアム付商品券の販売及び商品の購入を開始しております。

次は、去る11月9日に開催しました第32回すぎなみフェスタ2019であります。

姉妹都市屋久島町から荒木町長はじめ13名をお迎えし、天候にも恵まれ、盛会のうちに終えることができました。当日は、J R ウオーキングも同時に開催され、すぎなみフェスタの集客に相乗効果を生み、今年度の目標数8,000人を超える来場者でにぎわいました。今後も、町の基幹産業であります農業や各種産業の振興、そして健康、福祉、環境といった分野を含めた総合祭として、町民相互の交流を促進しつつ、菊陽町の魅力を内外に発信してまいります。

次は、女性の活躍についてであります。

去る11月14日、町議会議員であります鉄砲小路区的那須眞理子さんが、全国のすぐれた農林漁業者が表彰される第58回農林水産祭において、活躍する女性に対する表彰の部門で、見事、内閣総理大臣賞を受賞されました。那須さんは、夫で区長の彰一さん家族とともに赤牛などを生産しながら、男女共同参画などさまざまな取組をなされております。これまでの活動に敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。

次は、馬場楠井手の鼻ぐりを含む白川流域かんがい用水群についてであります。

馬場楠井手の鼻ぐりを含む白川流域かんがい用水群の価値と、これを守り地域づくりにつなげようとする地域の方々の取組を広く紹介するため、熊本市及び大津町と連携し、テレビ熊本のドキュメンタリードラマ「加藤清正～土木の神様 民とともに～」——10月27日日曜日に放送——の企画制作を行いました。制作に当たっては、菊陽南小学校や菊陽町文化財ボランティアガイドの会をはじめ、地域の多くの方々に御協力をいただきました。加えて、町が独自に行

う関連事業として、ドラマのメイキング映像の制作や鼻ぐり井手の世界かんがい施設遺産登録、県史跡——いわゆる県の文化財指定——などの最近の動きなどをまとめたパンフレットの作成、テレビ熊本の情報番組における鼻ぐり井手祭のPR——11月14日木曜日、英太郎のかたらんねで生中継——、また鼻ぐり井手祭ステージにおいては、ドラマに出演されました地域の方々を交えたトークショーを行いました。これら一連の事業は、全て地域の皆様の御協力により実現したものであります。改めて感謝を申し上げます。

以上、最近の主なものについて報告をいたしました。今後も町民の皆様とともに、「生活都市 きくよう」の実現に向けたまちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出議案第57号から諮問第4号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第5、町長提出議案第57号から諮問第4号までの17件について、一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第6、ただいま議題とした議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、提案いたします付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は17件でございます。内訳は、議案12件、同意2件、諮問3件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

議案第57号は、菊陽町森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

内容は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の規定に基づき、菊陽町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、菊陽町森林環境譲与税基金条例を定めるものであります。

議案第58号は、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、償還金の貸し付けを受けた者が災害などの理由により償還することが困難になった場合の支払いの猶予等に関する規定を整理する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第59号は、令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億6,765万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を158億7,318万1,000円と定めるものであります。



歳入の主なものとしましては、町税を5,793万円、国庫支出金を2,148万7,000円、県支出金を2,783万9,000円、寄附金を3,300万円それぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主なものとしましては、総務費を2,468万1,000円、民生費を6,345万4,000円、土木費を5,231万4,000円、教育費を1,956万円それぞれ増額するものであります。

議案第60号は、令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に5,545万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,772万6,000円と定めるものであります。

歳入は、繰入金を5万4,000円、町債を5,540万円増額するものであります。

歳出は、諸支出金の菊陽北小学校の土地購入費など5,545万4,000円を増額するものであります。

議案第61号は、令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に4,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1,541万2,000円と定めるものであります。

歳入は、町債を4,050万円増額するものであります。

歳出の主なものは、事業費の補償費を4,000万円増額するものであります。

また、今年度に事業は完了しないと見込まれる事業費について、予算の繰越しをお願いするものであります。

議案第62号は、令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に875万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,765万3,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金を665万8,000円、繰入金を203万2,000円増額し、歳出の主なものは、諸支出金を665万8,000円増額するものであります。

議案第63号は、令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から76万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億8,913万円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰入金を78万7,000円減額し、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を84万8,000円減額するものであります。

議案第64号は、令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出で、地域支援事業費を372万円、諸支出金を100万円増額し、調整のため予備費を472万円減額するものです。

議案第65号は、令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、事業収益を1,543万2,000円増額し、13億7,253万8,000円と定め、事業費用を1,543万2,000円増額し、13億1,842万6,000円と定めるものであります。

議案第66号は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

内容は、熊本県後期高齢者医療広域連合が熊本県市町村総合事務組合規約第3条第1号に規定する退職手当に関する事務に加入するため、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約の一部を変更するものであります。

なお、この議案につきましては、同組合の構成団体におきまして、同文での議会の議決を求めるものであります。

議案第67号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました駅前区ほか1件の開発に係る道路3路線を新たに町道として認定するものであります。

議案第68号は、町道路線の変更についてであります。

内容は、新成区内、県道辛川鹿本線の三里木高架橋東側において、開発行為により町道を延伸したため、町道新成3号線の終点位置が変わったことにより変更するものであります。

同意第5号及び同意第6号は、菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

固定資産評価審査委員会委員の任期は3年となっており、3名の委員のうちお二人が本年12月18日をもって任期満了となります。

つきましては、現在の委員であります吉岡光憲様と西塔正弘様を引き続き委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

諮問第2号から諮問第4号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第2号は、令和2年3月31日をもって任期満了となります鬼塚成子様を引き続き、諮問第3号は、令和2年3月31日をもって任期満了となります平野葉子様の後任として村本信幸様を新たに、諮問第4号は、平成30年9月30日で任期満了し、後任が決まるまで任期が延長されていた上村隆一様の後任として實取智子様を新たに候補者として推薦するものであります。

以上の方を人権擁護委員候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、本定例会の最終日には、（仮称）第二原水工業団地整備に係る財産の取得について追加議案を提出する予定ですので、その際はよろしくお願いいたします。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 研修報告

○議長（上田茂政君） 日程第7、研修報告を行います。

これから、閉会中の継続調査で、議会広報調査特別委員会で研修されました件について報告をお願いします。

議会広報調査特別委員長北山正樹君。

○議会広報調査特別委員長（北山正樹君） おはようございます。

それでは、先月研修を行った報告を行いたいと思います。

令和元年10月29、30日の両日にかけて、佐賀県有田町、福岡県宇美町を訪問し研修を行いました。有田町には縦組み、横組みなどの紙面編集についてを主な理由とし、宇美町は2018年5月発行分がデザイン奨励賞に輝いたことから、デザインの工夫などを主な理由として訪問先に出向いたしました。

まず、有田町広報特別委員会についての報告をいたします。

有田町側の出席した方々は、広報副委員長古賀四郎議員、岳川淳彦議員、樋渡徹議員、中島達郎議員のほか、馬場清隆議会事務局長が出席されました。

菊陽町は、広報特別調査委員会副委員長の西本友春議員、福島知雄議員、佐々木理美子議員、大久保輝議員、矢野厚子議員と私、北山に加え、高木定伸議会事務局長が出席いたしました。

開催日時は、2019年10月29日、午後1時30分から3時30分までの120分間を行いました。

研修内容としましては、包括的編集方針として見やすいレイアウト及び写真を多く使用することや難解な漢字のルビ振り、用語の説明を載せるなどを行っている。これらは委員会の方で修正を行い、その後も難解と判断した場合はその都度修正を行っていて、修正部分は事務局から原稿執筆者に伝えている。2、縦組み、横組みについても住民が読みやすさを配慮した配置になるよう、ページの割り振りを行っている。3、広報紙配布までの期間は、基本的に翌月末に発行していて、これ以上の期間短縮は考えられておりませんとのことでした。4、一般質問の原稿につきましては、難しい言葉を使わずに、分かりやすく簡素にまとめてもらうよう依頼をしている。また、各議員が執筆する原稿のものは、有田町が各家庭に配信している有線テレビで放送されたビデオ映像を各議員が見て執筆をしている。つまり、原稿執筆時点では、文字起こされた会議録はないということになります。5番目です。町民からの意見収拾の方法として、老人クラブが主体的に議会に対するアンケートをとっていた結果を提出いただいております。また、議会傍聴者が少ないので増やす努力をしているということでもございました。

意見交換の際の事項として、1、有田町は地域的な制約から、以前から有線テレビが普及し

てきた。このネットワークを生かして議会の同時テレビ配信も行っており、議会傍聴には来ないがテレビを見ている町民は多数存在している。今後もこのネットワークを活用して、議会の出来事などを配信していく方針とのことでした。2番目です。議員各位にはあらかじめ広報委員会申し合わせ事項書を渡しており、その事項に沿って編集作業を進めている。3、表紙に用いる写真は〇〇シリーズとして、一定期間、学校なら学校ということを表紙に取り上げ採用しているということでした。4番目、一般質問は1人1ページが割り振られていて、全体的にゆったりとした編集がなされてるよう感じられました。また、予算、決算等の項目では、横組みで編集されていて大変に読みやすい内容になっております。

事務局の関与としてです。

広報紙編集段階でも事務局職員が広報委員会にかかわっており、会議録作成のための文字起こしは臨時職員が行っているということでした。

研修後の感想としまして、町の財政上の制約が迫る中、懸命によりよい広報紙に向けて取り組んでいる姿を感じることができました。有田町側からの質問も受けて、本町の取組も紹介をいたしました。それぞれのやり方に多少の違いは存在はございましたが、町民に向けて努力していこうとする姿勢は同じであることも確認できました。

財政上の理由から、広報委員会の外部への研修は計上されていないとのことでした。広報経費として、前に述べました有線テレビの費用が含まれていることが理由とのことでしたが、その一方で広報の質の向上は必要との認識でもありました。ここは切り分けて取り組まれた方がよりよい広報紙ができ上がり、議会のみならず有田町執行部にとっても有意義なことではないかと思われました。

有田町はペーパーレスという観点から、本年12月議会から本格的にタブレットを使ったICT議会、自治体へとかじを切る方向ということでした。議場を見学させていただきましたところ、大型ディスプレイが2台設置され、議論される資料等がこのディスプレイに映し出されるようになっていた。これらは、傍聴者も議論の焦点や議事の推移を確認しやすく、傍聴にしる、テレビ上にしる、分かりやすければ、議会にも興味を持つ住民が増えるに違いないとも思いました。

町民と意見交換会についてですが、有田町ではあらかじめ住民から事前に質問を出してもらい、要望や町の予算に関することは受け付けないというその姿勢で開催をしたということでございます。

次に、福岡県宇美町に移ります。

宇美町側の出席者は、広報委員長丸山康夫議員、同副委員長平野龍彦議員、入江政行議員、安川繁典議員、南里雅秀議員に川畑廣典議会事務局長、太田美和議会事務局係長の7人で、菊陽側は有田町のとくと同じメンバーです。

開催日時は、2019年10月30日、9時50分から11時30分までの100分間について行いました。

研修内容は、1、宇美町広報紙に取り上げられている表紙のテーマは子どもの笑顔で、コラ

ージュ方式も取り入れられておりました。この写真撮りについてであります、肖像権や児童の被害防止等の観点から、保護者から写真の掲載を拒否されるケースもあるので、あらかじめ写真掲載、予定の同意書に署名をしてもらっているようでございます。また、拒否が明確な保護者には、子どもに黄色のリボンを着けてもらうなどの工夫もしている。2、議会広報紙を読んでもらうため、町民が最も関心があることを2から3ページに載せる方針にしている。その中には、JR九州ウオークや街角で行われる数々のイベントなど、およそ議会とは関係のない記事を最重要箇所に掲載している。これは、まず手にとって読んでもらわなければいけないということの判断からであるとのことでした。3、予算案のページでは、予算数字の背景に若い家族や子どもたちを載せ、これらの予算は住民のために、子どもたちのための予算であることを印象させるために採用しているということでした。4、裏表紙には町制施行100周年にあわせて、100歳になる住民のインタビュー記事を配するなど、町民と歩む議会広報紙を念頭に置いて編集をしている。5、一般質問は各議員1ページを割り振り、見出し、議員写真分として2段を割り、本文は文字行間のすき間をあけながら、表や写真を大きく配置する方針である。また、原稿は編集委員会で検討、修正を行い、言葉遣いなどは統一をされているようでございます。6、発行までの期間は、町広報紙との関係から翌々月15日に配布している。7、特集記事を積極的に掲載する方針とのこと。

前に述べましたとおり、親しみやすい広報紙、読んでもらえる広報紙のために、広報委員が積極的に町に出てインタビューをしたり、数百枚の写真を撮ったりしながら、議会以外に視点を向けた編集を心がけている。こうした意識は表紙にも反映していて、多数の子どもたちを載せるなどに多くあらわれている。また、町の商店主やお年寄りのインタビュー記事など、議会以外の町の風景を多数取り上げている。また、声メーターや議会傍聴メーターなどといった町民からの反応を数値であらわすなどの工夫もしていて、これらの努力が少しずつ数値の増加、議会への関心度という形であらわれてきているということでした。

事務局の関与としまして、編集会議は議会広報常任委員会委員及び議長に加え、事務局職員3名が出席して開催して、編集後の業者との打ち合わせなどは編集委員会の議員で行っているということでした。

研修後の感想としまして、全体的に広報紙に取り組む姿勢とそのために費やすエネルギーの高さを実感いたしました。この背景には、前回の議員選挙で投票率が10ポイント以上も減少したことによる危機感のあらわれという。町民に議会への関心を持ってもらうツールとして議会広報は欠かせないという判断があったとのことでした。

広報紙を手にとって読んでもらうを合い言葉に取り組んだ姿勢により、議会以外の記事や日々の町民の姿を取り上げることで、議会広報を手にとってもらうという方針であったため、この方針が編集内容に強くあらわれておりました。

議会の存続に危機感があったことが発端であるようでありましたが、広報紙編集に取り組む意識の高さを感じました。写真掲載の同意書を常に携帯し、写真を撮り、町のイベントに参加

する。日々の議会運営の中心に広報紙があり、常に意識している姿がよく伝わってまいりました。

その他の事項として、議会と町民の意見交換会についてお尋ねいたしました。

議会と町民との意見交換会を前回実施したが、その際は町補助金受給団体に絞り、町民全体を対象には行わなかった。今後どのような方式にするべきかは今も検討中で、次回開催は予定していないということでした。

今回の研修から、我々、菊陽町議会の広報紙について、常に委員同士の間で意見の交換を通しながら、質の向上に努めていく余地を実感した2日間でした。

今後の取組として、一般質問ページにユーチューブのURLアドレスとかQRコードを載せるなどの検討を含め、これからも試行錯誤を続けていきたいと思っております。

次に、熊本県町村自治会館で行われました熊本県町村議会広報委員会研修についてを報告いたします。

日時は、令和元年11月22日、時間は9時半から12時45分まで行いました。参加者は広報委員6名で行っております。

議題は「待ったなし！！大胆刷新へ真剣討議～持続可能な議会広報を目指して～」として、講師は熊本日新聞NIE専門委員、熊本大学客員教授である越地真一郎氏でした。

まず、講師の視点として、良薬は口に苦しのとおり批判を受け入れる。学ぶはまねることから始まる。広報づくりを通して、文章の要約、論点整理、表現力を学ぶことで議員力がアップする。見てもらえる広報紙になるために、大胆に変えるべきものは思い切って変える。中には、週刊誌を目指しているところもあり、参考にするべきだ。子ども向けに編集した特別号を発刊することも検討することを薦める。これは、当たり前になっている用語や表現を再度見詰め直すことにつながり、分かりやすい誌面づくりにつながる。議会広報紙が変われば町が変わるなどなどの紹介の後、他の自治体議会議員が広報紙を評価し、意見を述べ合うクリニックに移りました。

本町は、南関町、高森町、芦北町、錦町、球磨村、相良村で構成する第3グループに入り、5議会の広報紙をクリニックに取り上げ、内容について質疑、応答に参加いたしました。

その際に特徴的及び本町と異なる取組などについて、一部ですが報告をいたします。

南関町、全て横書きに変更した理由は、若人が議会に関心を持ってもらうため読みやすさを目的とした。高森町、一般会計予算や事業に関する事項、ふるさと納税に関するページは事務局が作成している。芦北町、常任委員会報告での紙面割りは必要に応じて配分していて、必ずしも均等割ではない。錦町、表紙も情報発信のページと位置づけている。球磨村、現在住の人口が表示されている等々がありました。

その他の事項として、1、一般質問の原稿について本人が書くケースが多いが、これは内容が手前みそになりがちで客観性に欠ける。ここは事務局職員や広報モニターなど第三者の視点を加えた方がいい。2、広報紙には議案審議の際のプロセスを詳しく載せた方がいい。3、高

森町では一般質問中の写真を掲載している。4、29町村中、17の議会で事務局職員が編集作業に参加をしている。これは、先ほどの有田町、宇美町でも同様でございました。5、第三者の視点から、議会広報モニターや広報紙アドバイザー制度を導入し、意見を編集に取り入れるなどなどがございました。

最後の感想といたしまして、予算、決算時は町広報と同じ内容になる場合が多いが、宇美町の例などから、住民にとっての使い道に視点を移した編集に取り組むなどの工夫が必要と感じました。

全国で高い評価を受けた広報紙を手本として学習する必要があります。ここで紹介された議会広報紙は、埼玉県寄居町、宮城県川崎町、山形県川西町、千葉県芝山町などがございました。

一般質問ページの議員の写真を毎回議場で撮ったものを掲載しているケースが、今回の研修で思いのほか多いことが分かりました。その理由は、臨場感を表現する方針から出たとのことでした。

これらの点は、本町で今後取り入れ可能かどうかを検討してまいりたいと思っております。なお、議場での写真撮影は事務局職員か町の広報担当者が撮影しているということでした。

以上をもちまして広報委員会の報告といたします。

○議長（上田茂政君） 議会広報調査特別委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時47分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和元年12月4日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会



1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和元年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和元年12月4日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 廣瀬英二君   | 2番  | 矢野厚子君  |
| 3番  | 大久保輝君   | 4番  | 阪本俊浩君  |
| 5番  | 西本友春君   | 6番  | 那須真理子君 |
| 7番  | 佐々木理美子君 | 8番  | 中岡敏博君  |
| 9番  | 布田悟君    | 10番 | 福島知雄君  |
| 11番 | 坂本秀則君   | 12番 | 渡邊裕之君  |
| 13番 | 佐藤竜巳君   | 14番 | 甲斐榮治君  |
| 15番 | 岩下和高君   | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 北山正樹君   | 18番 | 上田茂政君  |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君

書記 山川真喜子君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |       |                   |        |
|-------------------|-------|-------------------|--------|
| 町 長               | 後藤三雄君 | 副 町 長             | 吉野邦宏君  |
| 教 育 長             | 上川幸俊君 | 教 育 部 長           | 吉永公紀君  |
| 総 務 部 長           | 阪本浩徳君 | 福祉生活部長            | 阪本章三君  |
| 健康保険部長            | 服部誠也君 | 経 済 部 長           | 士野公典君  |
| 土 木 部 長           | 小野秀幸君 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 酒井章彦君  |
| 総 務 課 長           | 板楠健次君 | 総合政策課長            | 矢野博則君  |
| 子育て支援課長           | 和田征君  | 町 民 課 長           | 富田久美子君 |
| 健康・保険課長           | 東桂一郎君 | 介護保険課長            | 宮川照之君  |
| 経済部次長兼<br>農 政 課 長 | 古賀直之君 | 経済部次長兼<br>商工振興課長  | 川上一弘君  |
| 都市計画課長            | 井芹渡君  | 学 務 課 長           | 矢野信哉君  |
| 施設整備課長            | 山川和徳君 | 生涯学習課長兼<br>中央公民館長 | 梅原浩司君  |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

町長ほか執行部に申し上げます。お答えは正確に、そして分かりやすく、大きな声でお願いします。そしてまた、質問者の方にもお願いをします。執行部に対しまして、既に質問事項はやってありますが、執行部がいい答えが出るように、短く分かりやすくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 皆さんおはようございます。また、傍聴の方々、朝早くから大変おいでいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今回の一般質問ですが、質問事項1、スポーツ施設の設備について、2つ目、環境問題について、3つ目、子育て支援総合センターの建設についてです。これを3つ質問させていただきます。

議運の委員長から、壇上に立ったら2分以内で前段を終え、直ちに質問の趣旨に入ってくれということですから、なるべく短く言葉を言って終わりたいと思いますが、この件の1と3は6月に定例会の一般質問で質問させていただいた事項であります。また、強く要望したい点がありますので、よろしく願いして、質問席から質問させていただきます。よろしく願いします。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） それでは、質問事項1、スポーツ施設の設備についてです。(1)総合体育館については、町長をはじめ担当課より何度か議会で説明をいただきました。また、総合体育館については、先ほど述べたように、私自身も6月の一般質問にて質問をしています。そろそろ基本構想から基本設計に入ったと聞き、全体の工事金額とそれに対する国、県、その他の補助金率が分かってきたのでは、また関係するスポーツ団体や町民、町外からの意見、希望があつてきてるのでは、そんな声が聞こえてくることから、現在の進捗状況と完成後の管理運営のあり方をどのように考えているのかをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 通告に基づきまして、御質問にお答えさせていただきます。

まず、今の進捗状況について端的に御説明申し上げます。

総合体育館建設事業につきましては、重要と思われる事項につきまして、その都度全員協議会の開催をお願いし、御報告をさせていただき、貴重な御意見をいただいております。

ます。直近では9月5日に開催をお願いし、土地利用計画図の案について報告させていただき、第3回定例会において、杉並木公園の拡張に伴う都市公園を設置すべき区域について議決をいただいたところでございます。

現在の進捗状況につきましては、公園区域の議決を受け、これまでに用地買収にかかわる税務署協議を終えたところでございます。現在、工作物や立木の補償額の算出作業を行っており、用地買収契約の締結に向け順調に作業を進めているところでございます。

また、総合体育館新築工事基本設計業務、菊陽杉並木公園拡張整備測量基本設計業務に続き、総合体育館地質調査業務を委託しており、地質調査を実施する上で総合体育館の建設位置を決定する必要がありましたので、土地利用計画図にお示した総合交流ターミナルとその駐車場を挟み、公園拡張区域のほぼ中央に配置することとしたところでございまして、現在のところ計画どおりの進捗状況になっております。

また、御質問がありました工事に関する基本設計に基づく今の段階の金額、それと補助金の関係につきましてちょっと御説明申し上げますと、総合体育館新築工事基本設計業務を今現在委託しておりまして、作業中でございます。作業中でございますが、現段階における総合体育館の概算規模及び概算額について御報告させていただきます。

体育館の規模につきましては約8,200平方メートル、概算額につきましては約42億円となっております。このほか、公園の拡張、テニスコート、アーチェリー練習場等の整備を計画しておりまして、現在この仕様について検討しているところでございます。これらの整備費用につきましては、現在作業中でございますのでここでお示しすることはできませんが、そういった状況について御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

それから、すいません。もう一つ、国費の件でございますけども、一応今まで御説明申し上げましたとおりに、補助事業につきましては社会資本総合整備交付金事業、これにお願いしようと思っておりますけども、現在用地費が3分の1、それと整備費が2分の1の上限でございます。これに対して要望を行っていくというところでございます。

以上でございます。

(13番佐藤竜巳君「管理と運営に対しては。完成後の管理と運営、2番」の声あり)

失礼しました。管理と運営につきまして、これは非常に重要な課題でございます。近隣の市町を見てみますと、直営であったり、スポーツ事業のノウハウを持つ企業が指定管理者となったりというケースが多々見られます。一番重要なことは、施設の稼働率を上げること、これがまず第一でございます。経費を抑え、住民のニーズに応えることでありまして、そのための人材の確保、育成を図ることが重要であるというふうに認識しているところでございます。

しかしながら、現段階では、用地取得の業務、建築造成設計業務及び、先ほど申しましたように社会資本総合整備交付金事業要望業務、こういった業務に傾注しているところでござい

して、具体的な施設の管理及び運営につきましては、次の段階の作業というふうに考えておりますので、御了承いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 今、担当課長の方から答弁いただきましたけども、何でこの質問をしたかというところから声が聞こえて、具体的な話は私たちも内部でいろんな説明を受けてますので大まかにその話をするにはできませんが、大体の話でテニスコートの問題で、硬式もしていただくのか、軟式テニスもできるのかといういろんな話が出てきてます。その上で、なるべく町民の声やそのスポーツ団体の声を聞いて取り入れながら計画にのっとっていただきたいと思うことで、質問をさせていただきました。

また、この計画によって財政が圧迫するのではないかとということで、少しは私も懸念するところでもあります。

町長にお聞きしますけども、この計画が財政に負担がないのか、また町長はいろんな事業を抱えていますので、これで進めていくのか、町長にお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 言われるように、事業費が相当大きいところでありますので、確かにいろいろ財政負担というのは大きなものが伴います。ただ、この総合体育館につきましては、長年の町民の皆さんが待っておられる施設でありますので、その辺は十分承知しながらも、今回また国の大型の補正予算等も出てきておりますので、そちらの方に、補正予算の方に採択できれば、大変有利な起債の方あたりも交付税の措置があるようなところになっておりますので、そういうものを目指して今一生懸命頑張っているところであります。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 私も新しい大きい体育館ができるのを期待しているところですが、何せやっぱりいろんな事業が、最後に私も述べますけども、そういういろんな事業がかさんでくるということで、やはり町長の思いを住民の方にきちんと伝えていくべきではないかということで質問させていただきました。

担当課長にお聞きしますけども、今の進捗状況を聞いたところではいろんな課題があると思ひますけども、町長の考えでは、どうせつくるなら期間的にも短くつくってほしいという考えがありますので、E C Iとかいろんな取り入れをして町長の任期内に、そして皆が期待する早い体育館をつくるために、そういったE C Iを利用して早目に進めていただきたいと思ひて、次に移らせていただきます。

次は、杉並木公園スポーツ広場についてですが、土曜、日曜、祝日はほぼほぼサッカーの練習や試合、また各種のイベント等が数多く開催され、にぎわっています。特に、毎年7月にははなぐりカップサッカー大会が開催され、大会には町長をはじめ町の関係者並びにイベント会社の計画により、九州各県から約4,000人の親子が参加し、2日間にわたり試合をし、県内、

県外の親子の交流を深める楽しいスポーツの場所でもあります。また、天候に左右されず、年間フル使用できることで、隣の「さんふれあ」の売り上げにも貢献できることと考えられます。そのことから、スポーツの広場を人工芝にする考えはないか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（梅原浩司君） 質問にお答えします。

菊陽杉並木公園については、総務省のリーディングプロジェクト推進事業の自然とふれあいの里づくりとして採択を受け、平成4年から6年間の歳月をかけて取り組んだガーデン・サバークふれあいの里づくり事業で整備され、平成10年12月にオープンしました。

スポーツ広場もこの事業の一環として整備され、天然芝で面積が約3ヘクタールあり、さまざまなスポーツをするのに適した広場となっています。平成11年に開催されましたくまもと未来国体では、アーチェリー競技の会場として使用されました。その後、一般の方に開放しまして、近年はサッカー、グラウンドゴルフ、アーチェリーなどのスポーツで多くの町内外の皆様が御利用いただいているほか、夏祭りやすぎなみフェスタなどのイベント会場としても活用されています。

御質問のありました杉並木公園スポーツ広場の人工芝化についてですが、現状としまして、スポーツ広場は土曜、日曜を中心にスポーツをされる多くの方に利用いただいておりますので、芝が傷むこともあり、芝の育成や管理に苦勞している状況であります。また、新芽が出る時期には約3か月間養生期間を設ける必要があり、その間使用を制限させていただいておりますが、人工芝の場合はその必要もなく、維持管理費を抑えられるなどといったメリットがあると考えております。ただ、約3ヘクタールのスポーツ広場を人工芝にするためには多額の事業費が予測されることから、町の財政状況を見ながら進めていく必要があると考えています。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） この間ちょっと生涯学習課長とのお話の中で、t o t oの福岡のところにまず話を聞きに行ったと聞いてますが、私もやはりそういう提案をした上で、今そういう補助事業の対象になることを今探しています。私も提案した以上は動いて、なるだけやっぱり人工芝化を推し進めていただきたいという思いがあって、いろんな補助事業の点で、今4種類か5種類の中で探しているところでございます。既に考えをすると、大体1平米当たり1万5,000円から2万円というところであります。今おっしゃったように多額のお金を使うので、先ほど申したようにいろんな事業がありますので、そこだけ集中していいわけにはいきませんが、なるだけ私もそういった事業費を持って進めていきたいと思っておりますので、前向きに検討いただきたいと思っております。その点、町長、どうでしょうか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） このスポーツ広場の人工芝化につきましては、今年の8月に菊陽町のサッカー協会の方からも人工芝化にしてほしいという要望書が出ておるところであります。

議員が言われるように、土曜、日曜、祭日ともなれば多くの子どもたちがサッカーで使用している状況を見ますと、この人工芝にしたいという思いは、できるだけ早くしたいという考えは持っておるところであります。

ただ、先ほど質問がありました総合体育館の建設の方を今優先的に取り組んでいるところがありますが、財源の関係で、もう議員も知っておられるとおり基金の情勢は10億円ほど議会の理解をいただきながらやっておるところであります。そういうものを財源として充ててはいきませんが、非常に大きな事業ということで、財政上のこの課題をどう乗り切っていくか、ほかの事業もいろいろありますので、そういうところで現状としましては、まずいつするかという時期については明言できませんけども、まずは財源としてどのような補助制度があるのかを調査させ、事業化できるかを今検討させているような状況であります。議員が言われましたように、何かいいそういう補助をするようなところがあれば、そういう情報を持っておられれば、また紹介していただければありがたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 町長、ぜひ私もそういった事業を持ってまいりますので、検討いただいて、前向きに進めていただくことをお願いいたします。

次に移ります。

次は、質問事項2の環境問題についてです。

温暖化の進行は地球の生態を変え、記録的な豪雨、猛暑、台風に毎年のように見舞われ、世界各地で甚大な被害を受け、経済や社会、地球の生態が破滅の危機に直面しています。

我が町も、地球温暖化防止の策の一つとして町長がいち早く長年に取り組んでいただいている緑のカーテンは、今でも町民の方々に根強く続いています。引き続き支援と応援をよろしく申し上げます。

さて、現在原水駅北口からセミコンテクノパークへ運行しているシャトルバス（電鉄）の一日の便数と利用者数と年間の経費についてお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） お答えします。

セミコンテクノパーク及び原水工業団地には多くの企業が立地し、通勤時間帯において多くの交通渋滞が発生している状況の中で、企業と自治体が一体となって交通渋滞の緩和に取り組むということで、平成27年2月にセミコン協議会、合志市、菊陽町で構成されるセミコン交通対策協議会が発足しております。平成30年6月には、熊本県も参画されています。

この協議会の取組として、セミコン地域における通勤時間帯の渋滞緩和対策として、平成27年7月1日からセミコン通勤バス事業が行われているところでございます。運行形態は、セミコン交通対策協議会からの委託運行で、一般の路線バスと同様の取扱いとなっております。また、運行事業者は、熊本電気鉄道株式会社であります。

議員の御質問の一日の便数はということでございます。現在、朝8便、夕8便で運行されて

います。利用者につきましては、直近3か年の年間利用状況で申しますと、平成28年度が3万6,459人で1日平均146人、平成29年度が8万3,302人で1日平均341人、平成30年度が11万5,513人で1日平均479人で、令和元年度は4月から10月で79,868人、1日平均550人となっています。

運賃につきましては、原水駅からセミコンテクノパーク間で160円均一となっています。

運行事業者の年間運行経費につきましては、平成28年度が1,005万2,000円、平成29年度が1,223万2,000円、平成30年度が1,336万5,000円となっております。平成28年度、29年度までは運行事業者へ運行経費の一部を協議会から補填していましたが、平成30年度は運賃収入だけで運行経費が賄われております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 今、町も協力して温暖化防止のためにそういった渋滞緩和やCO<sub>2</sub>削減ということで努力されていることは非常に増えてきたと思いますが、私がこの問題に取り組んだのは、セミコンテクノパーク協議会の事務局に行っているいろんな話を聞いた上で非常に懸念されるのが、今バスがUターンするところと待機する場所があると思います。あそこは私有地ですかね。それが空港線にかかるのではないかと懸念して、いろんなバスの今度は待機場所やUターン場所がなくなるのではないかと懸念があるために私が質問したわけでございます。その点で、町がどのように考えて対応していくのかをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長（土野公典君） 経済部長の方からお答えしたいと思います。

今、議員が申されましたように、現在菊陽空港線が計画されておりますところで方向転換して、バスの待機を行っているという状況でございます。将来的には県の方で熊本菊陽線、これの跨線橋ができるかと思っておりますけれども、その時点で県の方と協議いたしまして、そのまま高架の下で回転できるか、また待機ができるかと、そういう協議をまず行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 策はそういう考えだと思いますけれども、1つは、もしもできなかった場合、当初川上課長からお話のあったように、平成27年4月から通勤バスの運用になる前に、実はあそこの駅のところにロータリーをつくるような考えがあったとお聞きしています。なるだけそういった考えを置きながらいろんな策をせんと、県がだめだったならばどうしますかという問題が発生しますので、その点町長、どういうお考えであるかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、経済部長が答弁しましたように、まず菊陽空港線の延伸で、それがどういう形で、上の高架でいくようになっておりますのでいろいろ影響が出て、今の使っている

場所が使えるかどうかは、その辺の状況を見ることも必要でありますけども、セミコンの交通対策協議会ということで、さっき言いましたように協議会の方といいますと合志市それから熊本県、菊陽町で今いろいろ対応してきたところでもありますけども、現在は確かにバスに乗るのに長い列で、雨の日あたりが非常に、バスが待機して来るまでの間にぬれるような、傘を差して待っておられますけども、そういうこともどうするかということもありますけども。ただ、利用者の方から、また運行事業者の方からそういうのが必要だということまでの要望は来てはおりませんけども、これはまたセミコン対策協議会や運行事業者の方と、また関係する合志市、また県あたりとも一緒に協議する必要があるということは考えてはおります。

そういう話題についてまた、多分セミコン交通対策協議会の方から雨の日の対策といいますか、そういうことも要望が出てくるかと思しますので、その辺については短期的な中での対応と、それから将来的には空港線の延伸によってどうかということで、そうなるとバスのロータリーを、ロータリーといいますか回転するところが必要になりますので、その辺も視野に入れて対策を立てていきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 町長、よろしくお願いします。

次に、少し町長の例にありましたが、2の利用者への待合室についてですが、これは近隣の優しい町民の方々から、シャトルバスを待つ利用者が雨の中傘を差している姿を見て、待機室を設置してあげてはどうでしょうかという御意見がありました。そこを踏まえて町の考えをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長（土野公典君） それでは、お答えいたします。

今町長の方からも答弁がありましたけども、セミコン交通対策協議会では、利便性の向上や利用促進のために原水駅の電車の発着時刻に合わせまして、これまで便数の増便やバスの待ち時間を二、三分程度と短く設定されているところでございます。

しかし、議員も申されましたように、原水駅北口のバス停の状況を見てみますと、一時的にはありますけども長蛇の列ができているという状況でございます。町長も申されましたけども、こういう待合室の新設とかこういう話は今のところ利用者や運行事業者から話を伺っていないところでございますが、利用者の利便性や利用促進のために、今後セミコン交通対策協議会、それから運行事業者と協議をしたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 部長、私も住民の方から言われたから現場に行き、何度もその雨の日の姿を見て、風もですが、特に女性の人たちは傘の間からぬれて、非常に足元から体などの洋服までびちょびちょになっている姿を何度も見てます。現場に行くと分かると思います。それは、一部からの声は聞こえないということは分かっていますけども、今セミコンテクノパークの



協議会の中でも事務局と話したところ、やはりそういった協議会の中を出していくべきではないでしょうかという話はしています。

そこで、やっぱりセミコンテクノパーク協議会の中でそんな話をしながら、今からどういう町との協議をやって、どういった施設をやるのか、そしてどういう便で駅からおりてすぐ乗り入れができるのか、そういうことを協議会の中で話しながらまちづくりをしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしときます。

次に移ります。

(3)の甚大なるイノシシや鹿の鳥獣による農業被害についての状況をお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） おはようございます。

質問にお答えいたします。

イノシシや鹿による平成30年度の被害として、カンショの被害面積15アール、被害額約49万円、ニンジンが10アール、約33万円、被害面積合計は25アールで、被害総額は約82万円となっております。被害場所は、いずれも白水台地農地の報告が上がっております。また、昨年度のイノシシ、鹿の捕獲頭数は、イノシシが3頭、鹿が7頭の合計10頭を白水台地で駆除しました。今年度の農作物の被害状況としては、町への報告は上がっておりませんが、現在までの捕獲頭数はイノシシが1頭、鹿が5頭の合計6頭を白水台地で駆除しております。

また、平成29年度から電気柵等の施設設置に対して、10アール当たり3万円かつ1経営体15万円を限度に施設設置に係る資機材の2分の1を補助し、イノシシ、鹿による被害拡大を防止するため、防除対策に取り組んできたところでございます。今後も引き続き、菊陽町鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣駆除対策を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 被害額、また畑などの面積も聞きましたが、まだ聞くところによると、自分でも報告してない場所がかなりあります。この間も馬場楠のところの県道沿いに鹿が出て、事故があって1頭が亡くなって、それを有害駆除隊が処理していただいたということも聞いてます。ぜひ、これは4と5にまた続きますけども、なるだけ被害のないような策をとっていただき、農家を助けていただくことをお願ひして、次に移らせていただきます。

4番目に豚コレラのワクチンと防護柵に対する町の対策はということで、ワクチン系統は国が今被害に遭った6件、250万頭分のワクチンを打つということが決定してあります。残りの250万頭分のワクチンは余裕があるということでもしてありますけども、他県に対してはまだ未徹底ということでもあります。ワクチンを打った豚が風評被害で非常に消費に差しさわるのではないかという懸念もあります。

また、防護柵については、国が来年の4月に防護柵設置を各養豚場に義務づけるということでもあります。それを踏まえて、県も3億7,700万円程度、11月の定例議会において補助をする

ということが決定されています。

そこで、町もどのような考えの対策をしていくか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

豚コレラのワクチンに関してですが、国内における豚コレラの発生状況は、平成30年9月に岐阜県の養豚農場で平成4年以来26年ぶりに発生し、現在までに岐阜県、愛知県、長野県、滋賀県、大阪府、三重県、福井県、埼玉県の1府7県で発生が確認されております。発生事例については、農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構による発生農家への各種支援や防疫対策が実施されております。

ワクチン接種については、家畜伝染病予防法に基づく豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の中で、農水省が豚コレラの感染リスクが高い地域をワクチン接種推奨地域として設定し、地域指定された都道府県がワクチン接種プログラムを作成し、同省の承認を得た上で、家畜伝染病予防法第6条に基づく接種命令を発令することになります。また、ワクチン接種に係る費用は、国及び都道府県が負担することとなっており、実際のワクチン注射は都道府県職員である家畜防疫員が実施するとされております。

以上のように、国、県において感染拡大防止対策が確立されておりますので、有事の際の本町の対応としては、防疫対策を実施される国、県との連携、協力体制を整えることが重要であると考えております。

次に、防護柵に対する町の対策でございますが、国は平成30年8月以降、アジア地域の各国で急拡大している豚コレラと違うウイルスが原因となるアフリカ豚コレラの国内への感染被害防止及び九州地方で現在までに感染被害が確認されていない豚コレラを防止するため、家畜伝染病予防法で定める家畜飼養衛生管理基準を令和2年4月に改正し、全国の養豚農場及び豚舎に野生動物侵入防護柵の設置を義務づける予定です。

このことを受け、農畜産業振興機構は、令和元年度中に防護柵を設置する養豚経営体を対象に養豚経営体の負担軽減を図るため、防護柵の設置に要する費用の2分の1を補助する事業を発動しました。この補助事業の動向を受け、総務省は地方公共団体が補助裏の2分の1に対し養豚経営体の負担を軽減するために防護柵設置費用を補助する場合、地方負担額の8割を特別交付税により措置を講ずることとしております。

このことを踏まえ、熊本県が3分の1を補助する内容で補正予算を計上しており、本町の取組としては、国、県が補助する残りの6分の1の費用を補助する予定であります。本町の養豚農家3経営体のうち、菊陽町に養豚場があります2経営体237万4,000円を本定例会一般会計補正予算として計上しております。国、県、町から補助することにより、養豚農家の防護柵設置を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 非常に、町長、ありがとうございます。こういう対策は非常に素早く決断せなんでしょうということでございますので、心より感謝申し上げます。

次に移ります。

次は、5番目、有害駆除隊の構成と業務内容、補助金と証明書についてお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

近年農作物被害が増加しているイノシシや鹿などによる有害鳥獣対策につきましては、平成28年2月から熊本県猟友会大津支部との間に菊陽町有害鳥獣駆除業務委託契約を締結し、捕獲業務に着手しておりますが、本年4月に菊陽町有害鳥獣駆除隊が設立されたため、駆除委託業務を猟友会から駆除隊に変更しております。

本年4月に設立された菊陽町有害鳥獣駆除隊の構成は、以前から駆除を委託しておりました熊本県猟友会大津支部と今年度から新たに駆除を委託する菊池南猟友会の合計10名の隊員で構成されており、本町の有害鳥獣駆除を委託しております。

駆除隊への委託業務の内容としては、町内全域の見守り、有害鳥獣の足跡等を見つけた場合は通り道にわなをしかけ、その後定期的にななを見回り、捕獲した場合は駆除することとしております。菊陽町の大部分は特定猟具使用禁止区域に指定され銃器の使用が禁止されていることから、駆除の方法として箱わな、足わなによる捕獲をお願いしております。

次に、補助金についてでございますが、菊陽町単独の有害鳥獣駆除隊に捕獲業務を委託することが可能となったため、今年度から国、県、町を合わせた有害鳥獣の捕獲実績に応じた報奨金として、イノシシ1頭につき1万2,000円、鹿1頭につき1万3,000円を上限として交付する予定としております。財源内訳としまして、国がイノシシ、鹿それぞれに1頭当たり7,000円、県が鹿1頭に対して1,000円、町がそれぞれに1頭当たり5,000円交付する内容となります。駆除隊に報奨金を交付することにより、今後の駆除活動の意欲を高める効果が期待されると考えております。

次に、駆除隊に交付する証明書についてでございますが、本町で発行しております証明書は有害鳥獣駆除を目的とした駆除隊員に交付する鳥獣捕獲許可証、これは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、市町村長が発行するものです。許可証の内容は、捕獲者の氏名、生年月日、捕獲する鳥獣等の種類及び数量、捕獲の目的、許可区域、捕獲の方法や捕獲後の処置を記載したものになります。証明書の効力として、狩猟許可及び狩猟登録者や猟銃が課税対象となる狩猟税の減免が可能となります。ただし、今年度駆除隊に交付している許可証の捕獲方法は、本町の大部分で銃器の使用が禁止されていることから、事前に駆除隊の代表者と協議の上、箱わな、足わなによる捕獲を許可しているところです。

このほかに、議員もお尋ねされるかと思いますが、カラスやドバトなどの鳥類を駆除する目的で猟銃を使用する方法で、町から駆除を委託された駆除隊員である旨を市町村長が発行する証明書がございます。現在、本町ではこの証明書を発行しておりませんが、今後町がこ

の証明書を交付する条件としましては、猟銃使用による捕獲方法の必要性を認めた上で、駆除隊に猟銃による狩猟許可証を交付した場合に発行できる証明書というふうに考えております。証明書の効力として、この証明書を警察署に提出することで、個人が所有する猟銃許可証の猟銃所持理由欄に有害鳥獣駆除のためという文言が記載され、狩猟期間外においても猟銃による駆除が可能となります。

今後、猟銃による駆除が必要であるかどうか、駆除隊と協議の方を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。

この問題は課長にお話ししたように、ある人が警察に、有害駆除用に鉄砲を持っていたら、それは菊陽町では許可はできないということがありました。私も大津町にその件を聞いたので、大津町にどうやって許可をしているのかということでもいろんな資料を渡したと思いますが、やはり先ほど課長が答弁されたように、非常に菊陽町は鉄砲を撃たれない地区が多いです。

しかし、白川に対してはウとか、今答弁されたハトとかカラスとか、いろんな農作物を荒らす鳥に対しては、やっぱり駆除隊の鉄砲が必要だという思いでこれを述べさせていただきました。ぜひ、そういった手続をしながら証明書を発行していただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

最後に、質問事項の子育て支援総合センターの建設についてですが、昨日町長から行政報告の中で、（仮称）総合子育て支援センターの構想についてお話がありました。私がこれを取り上げてるのは、先ほど登壇でも申し上げましたとおり、前回もこれを一般質問してます。町民の声が、町長、非常にいいことだ、そして町長の答弁によると、できるだけ早くつくりたいという6月の定例会の一般質問の中ではおっしゃってました。それを町民の方々が見て、大体いつごろやるんですか、つくられるんですかと、いろんな意見がありました。そこで、この問題を持ってきたわけです。

町民の期待する施設は、いつ取り組むのか。予算関係、場所関係、その他補助金の問題があると思いますけども、町長、いつごろのお考えであるかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 町長からの答弁ということではございますけれども、（仮称）総合子育て支援センターの開設時期については、菊陽町保育所運営検討委員会での議論が関係しますので、まずは私の方から本委員会の会議の進捗状況について説明をさせていただきたいと思います。

（仮称）総合子育て支援センターについては、本委員会において、これまでの3回の会議で町立保育所の今後のあり方と絡めた議論をいただいたところです。

本委員会では、1つ目は町立保育所の新たな役割や機能、2つ目は私立保育所との連携、3つ目は町立保育所の施設整備及び職員等の計画、4つ目は子育て支援拠点施設の役割や機能及び施設整備、この4つの諮問事項について御意見をいただくことになっております。これまでの会議では、この4つの諮問事項のうち、施設整備を除いた諮問事項について御意見をいただいたところであります。

施設整備では、整備スケジュールについてもお諮りすることとしており、来年1月開催予定の本委員会の会議において、この施設整備に関する御意見をいただくこととしております。したがって、御質問の（仮称）総合子育て支援センターの開設時期については、本委員会において来年3月に町長へ答申していただく予定となっておりますので、この答申を踏まえ検討してまいりたいと考えているところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君。

○13番（佐藤竜巳君） 分かりました。

この数字が町民に聞こえ、なるだけ町民の人も待つことができます。こういったところからその声が届くように、町長、非常に答えにくいと思いますけども、町長のお考えということの中には必ずしも何年度かという頭があると思いますので、それを踏まえて、町長、町民の期待を背負っておりますので、できるだけ早く総合子育て支援センターを設置していただくように希望して、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時48分

再開 午前11時1分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。

町民の皆さんを代表しまして、一般質問を行います。議長からもおっしゃいましたけれども、執行部には明快な答弁をお願いいたします。

今年の10月から消費税が10%に値上げをされました。消費税増税については、社会保障のためと言って増税をしましたが、高齢者にとってはどうでしょうか。医療では、75歳以上の後期高齢者の窓口負担を2022年に原則1割から2割に引き上げる方針を政府は固めたと報道されています。社会保障費は、年金、医療、介護、子育ての社会保障制度の運営に係る経費です。消費税増税のときは社会保障のためと言って増税ですけれども、実際はこのように窓口負担を増

やす、こういうことが今進められています。

私たちがお願いしました町民アンケートにも、65歳となり年金生活が目の前となり医療費の3割負担は大きい、福祉の面も悪化していくばかり。年金も減らすペースが速いし、消費税を上げてその使用目的が全然明らかになっていない気がする。福祉の面も悪化するばかり、本当に不安は消えない。これは、町民の皆さんの切実な声ではないでしょうか。

今日の質問は、介護保険、後期高齢者医療、それから補聴器購入に対する補助について、3点にしています。補聴器購入に対する補助については、担当課長の答弁がしやすいというふうに思いますので、介護保険制度の後にさせていただいて、その後、後期高齢者医療について自席から質問をしますので、よろしくお願いたします。

第1点です。介護保険制度についてです。

菊陽町は若い世代が多いと言われますが、その反面、高齢者が多い地域も多く、二極化している町と言えます。例えば、武蔵ヶ丘の7町内、8町内や、また白川の向こうの辛川とか馬場楠とか、その地域によってかなり高齢化の率が変わります。また、平均寿命も行政の方の努力で、女性の場合県内でもトップ、全国的にも高い位置ということで、非常に頑張っておられると思います。

介護予防のために取り組んでいる総合支援事業について、どういう内容で取り組んでいるのか。また、特に力を入れていること、そしてその成果はどうなっているのかについてお聞きをします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 御質問の介護予防のための総合支援事業は、平成27年の介護保険法改正により、高齢者が要介護状態にならないように総合的に支援する介護予防・日常生活支援総合事業と、全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業を2本の柱として創設されたものであり、一般的に総合事業と呼んでおります。国からは、全ての市町村でサービスを平成29年4月から開始するように示されていましたが、菊陽町では1年前倒しし、平成28年4月から事業を開始しております。

介護予防・日常生活支援総合事業では、訪問看護員等が家庭を訪れて実施する訪問型サービス、町が指定した施設等で体操等を行う通所型サービス、見守りも含めて栄養改善を目的とした配食サービスといったその他生活支援サービスを行っています。

また、一般介護予防事業では、地域で月1回程度実施されているふれあいサロン事業、週1回程度実施されている住民主体型通所事業、通称住民主体の通いの場、町社会福祉協議会に委託し、町民センター等で実施している介護予防生きがい・運動教室通所事業、通称いきいき大学などを行っています。

この中で住民主体型通所事業は、地域にお住まいの住民の方が中心となり、毎週定期的に体を動かしたり介護予防の話を聞いたりする集まりで、菊陽町では現在7か所で積極的に事業が実施されており、今後もさらに活動する地域を増やしていくために、社会福祉協議会の専門職

員とともに町内のさまざまな場所で推進活動を行っているところです。

総合事業の成果としては、介護保険料は介護給付費の推移等をもとに3年ごとに見直すこととなっており、県内のほとんどの自治体においては増額を行っていますが、菊陽町では介護給付費が平成27年の第6期計画策定時の見込みより抑制され、平成30年4月からの第7期の保険料を第6期と同額の5,700円に据え置くことができている、その一つの要因が介護予防事業による成果ではないかと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 介護予防の成果を今お話ししていただいて、総合支援の成果で介護保険料が据え置きになったというのが大きな成果だということで、かなり通所主体の地域での取組や、熊日にも7町内での取組など報道されていますので、非常にそれぞれ頑張っておられるのではないかとこのように思っています。

しかし、そうはいいまして、介護を予防するときはそれで予防のためにいろんな取組をしていくということだと思いますけれども、ぐあいが悪くなったり、介護3や4とか介護度が進んだ場合などは、やはり特別養護老人ホームの入所なども必要になります。

それで、今先ほど述べましたように、年金で生活している中で、また町民の方の一番の不安というのは、自分の余り多くない、国民年金であれば六、七万円の年金なんですけれども、それで自分がぐあいが悪くなったときに入れる施設が本当はない。今、老健施設などは十四、五万円、十三、四万円ということで、これも今までも取り上げてきましたけれども、そういう中で自分がぐあいが悪くなったときに、本当にそういう施設に入れるだろうかという不安が非常に大きくなっています。

その中で、特別養護老人ホームの今の入所待機者とその対策についてはどうなっているのか。また、町長の今年度の施政方針では、地域密着型老人ホームを建設していくという方針でした。私の三里木北の地元にも今地域密着型の老人ホームがありますけれども、それでも特別養護老人ホームに地域密着型ができてても、なかなかやはり費用の面とかありまして特老の方を希望される方も多いのではないかと思います。

そういう面で、特老の入所待機者とその対策がどうなっているのか。また、施政方針でありました地域密着型、今年度検討し、来年度運営を始めていくという方針だったかと思っておりますけれども、その進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 御質問にお答えします。

菊陽町内の特別養護老人ホーム3施設からの聞き取り調査によりますと、入居希望の待機者が11月26日現在、83名おられます。そのうち要介護度3以上で有料老人ホーム等を利用せず、在宅で介護を受けてらっしゃる方が21名です。

町では、平成30年度から令和2年度までの第7期介護保険事業計画に地域密着型特別養護老

人ホームの整備を位置づけており、現在令和2年度中の開設に向けて整備事業者の選定を進めております。この施設が開設されますと29名が入所できることとなり、在宅で施設入所を希望されている待機者に対応できるものと考えております。今後も特養待機者の状況を把握し、特別養護老人ホームやグループホームなど、必要のある施設の整備について3年ごとに策定する事業計画に位置づけ、待機者の解消に努めてまいります。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 在宅の今要介護3以上の方が21名ということで、地域密着型の老人ホームなどが開設できれば29名入所できるということでした。令和2年度、次の年度の開所ということですが、ぜひ在宅の方が入れるように進めていただきたいというふうに思っています。

3番目なんですけれども、今介護保険の見直しが進められていますが、サービスの抑制などが行われないように国に働きかけができないかということをお聞きします。

先ほど前段でもお話ししましたが、見直しの検討では今ケアプランの有料化、今無料なんですけれども、これを1割にする。また、要介護1、要介護2の人の生活援助サービス、在宅で料理をしたり、食事や家事などのサービスなんですけれども、それを保険給付から外して総合支援事業に移行すると議論されています。さらに、低所得者に対する介護施設利用時の食費、居住費補助を削減するなどです。

そこで、質問なんですけれども、1つは要介護1、2の対象人数は今何名おられるのか。また、その中で在宅サービスを受けている人の割合はどうなっていますか。さらに、総合支援事業また今後の課題なんですけれども、この要介護1、2の人が総合支援事業になった場合は、非常に今でも、今全体の流れとしては自助、共助、公助というふうに進められていますけれども、私はその考え方は余り賛成じゃないのですが、今までサービスがそういう介護度の方を受け入れる場合に誰が担っていくのか。これは、今後の課題だと思います。今の時点ではなかなか分からないかなとも思うんですけれども、また介護1、2の方には認知症の初期症状などがある人などもかなり含まれますので、そういう対応などを私は心配しているのですが、1つは要介護1、2の対象人数と在宅サービスを受けてる、その中でサービスを受けている人の割合について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長（服部誠也君） それではまず、通告にあります国への働きかけができないかの質問にお答えしたいと思います。

先ほど小林議員の通告の説明の中にもありましたけれども、現在、国ではケアプランの有料化、要介護2以下の生活援助サービスの総合事業への移行、介護給付に対する自己負担を原則1割から2割にするなどの介護保険制度の改正に向けた議論が進められているようです。具体的な制度設計はこれから行われることと理解しております。



国に対しましては、全国町村会を通じまして、介護保険制度の見直しに当たっては、町村における準備と周知に十分な期間を確保できるようにするとともに、速やかな情報提供に努めるように要望していきたいと考えております。

また、今質問の要旨の中で、小林議員からお尋ねのあった現在の要介護1、2の対象人数、それとその中で在宅サービスを受けている人の割合がございましたけれども、こちらの質問に対してお答えしたいと思います。

令和元年10月現在で、介護認定を受けられた要介護1の方が300人、要介護2の方が238人の合計538人おられます。その中で通所サービスや訪問サービスといった在宅サービスを受けておられる方は、要介護1の方が230人、要介護2の方が193人の合計423人おられ、在宅サービスを受けておられる方の割合は78.6%となっております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。

今、要介護1と2で78.6%の人が介護、在宅サービス、何らかのサービスを受けているという答弁でした。それで、この受けておられない方、そういう方が介護の利用料とかそういうところの負担が大きいということで受けておられないのか、その辺の事情が分かりますでしょうか。それは、ちょっと質問をお聞きしてなかったもので、分からなければ、また今後の課題にしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） ただいまの質問にお答えします。

一応、認定を受けてらっしゃる方のうち78%と言いましたけども、一応認定だけ受けに来て、サービスを使われない方というのも結構いらっしゃるんですよ。あと、認定を受けて、住宅改造、改修、手すりをつけたりとか、そういったもののためにだけに介護認定を受けられる方、そういった方もいらっしゃいますので、単純に受けてるけども使えないという方ではない、少しはいらっしゃるかもしれませんが。受けたけども結局使わない、家族の方が無理やり認定させたけども本人は使いたくない、そういった方が結構いらっしゃるからかと思えます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 答弁ありがとうございます。

それでは、続いて補聴器購入に対する補助について質問をします。

加齢による難聴者の補聴器購入に対する補助ができないかとしています。難聴を放置すると、家族や社会から孤立してしまい、認知症になるリスクが高まると言われています。難聴になったら、人とのコミュニケーションを円滑にするための補聴器の活用が必要です。また、補聴器は買った後も定期的な調整が必要となります。

全国的には、補聴器の購入に対する補助を行っている自治体があります。特に東京方面が多いのですが、補聴器購入資金助成制度、どういうところがされているかというのは、新宿、江東区、江戸川区等、東京の方がかなり多いです。福岡県でも田川市や一定ありますけれども、長野、愛知、全国的には何か所かあります。それで、そういう補助が町として考えられないのが第1点です。

それから、障がい者の総合支援法による補聴器の支給は現在されていると思いますので、町としては何名の方がそういうのを受けられているのか、その2点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 御質問にお答えします。

現在、本町の補聴器購入に対する補助については、国の障害者総合支援法による補装具費の支給、購入または修理を、身体障害者手帳をお持ちの方か難病患者の方を対象に実施しております。障がい者の条件に満たない高齢者の方への補聴器購入に対する補助については、全国では一部の自治体で実施されていますが、県内で実施してる自治体は今のところありません。

加齢による難聴の原因につきましては、障がい者とは異なり、加齢による聴覚器官の衰えと認知機能の低下に伴う会話の情報処理能力の低下が原因と考えられております。難聴が進行する原因として、糖尿病、動脈硬化、高血圧、脂質異常症、喫煙、飲酒、騒音などがあると言われております。

また、2012年発刊の日本老年医学会雑誌49巻2号での研究発表によりますと、加齢による難聴者の有病率は、男性では65歳から69歳で43.7%、80歳以上になると84.3%となり、女性では65歳から69歳で27.7%、80歳以上になると73.3%となっております。これらの状況から、高齢者の多くが対象となり得る可能性もあり、加齢に伴う補聴器購入に対する補助につきましては、他町村の動向を見ながら研究してまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（阪本章三君） 通告ではございませんでしたが、今障がい者の件で御質問がございましたので、私の方で資料を持ってきている範囲の中で御説明をさせていただきます。

障がい者に対する補聴器の補助につきましては、国の場合と県の場合がございますが、まず国の場合が、身体障がい者の2級から6級まで、70デシベル以下が聞こえない方が対象になるんですけども、この方の状況でございますけども、購入と修理がございますけれども、令和元年の現在の購入が決定で7件ございます。それから、修理が5件ございます。それから、先ほど70デシベルと言いましたけども、これには該当しないけれども、それ以下でも30デシベルから70デシベルの方につきましては県の補助がございますが、これにつきましては、現在今年の分についてはございませんけども、今までの平成26年と27年と30年に1件から2件ずつ、それぞれ該当者の決定がされているような状況でございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 障がい者の支援法の中でされているのが購入7件、修理が5件ということでした。

加齢性の難聴の場合はそれぞれの自治体で少しずつ違うんですけれども、今お話しいただいた障害者総合支援法による補聴器の支給を受けていない方で、所得も決まっていたり、また医師から補聴器が必要と認められた方とかそういうのがありますので、ぜひ今後の研究を進めていただきたいというふうに思います。また、国に対しては、こういう働きかけもぜひお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。

次は、後期高齢者医療についてです。

高齢者の自己負担は、現在現役並みに所得の高い人を除いて70歳から74歳は原則2割、75歳以上は原則1割となっています。先ほど前段でお話ししましたように、国は、2022年からとなりますとあと約2年後になりますけれども、75歳以上の負担を2割に引き上げを固めたと報道されています。

私は、今回高齢者の問題を取り上げたいというふうに思ったのは、10月からの消費税の増税に加え年金もずっとこの間引き下げられるばかりで、暮らしがますます厳しい、買い物に行ってもなかなか、生活用品や食料品なんかを買ったらすぐ二、三千円になってしまう、こういう声を私の周りからはよくお聞きします。そういう中で、社会保障のためと言って消費税を上げておきながら、実際は後期高齢者にしましても1割を2割負担にするととなると、本当に消費税は社会保障のためだったんだろうかと、私は非常にそのことに怒りを覚えます。

そういう国の大きな方針の中で、一つは今私は皆さんの御協力で後期高齢者の広域連合の議会に出させていただいておりますけれども、なかなか県の後期高齢者の広域連合も皆さんから保険料をいただいて、町からいただいたものをその給付に使っていくという方針なんですけれども、年間でいえば50億円ぐらい財政は残っているながら、また次は保険料の値上げを考えるとという仕組みで、非常にやっぱり問題があるというふうに私は思っています。

それで、一つなんですけれども、先ほど介護では総合支援事業を菊陽町は1年前倒して始めて、保険料も値上げをしなくて据え置きになったという答弁がありました。この後期高齢者医療につきましても、町の医科健診、人間ドック、歯科健診などの保健事業の実施状況についてどうなっているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 通告の口腔内健康診査などの保健事業の実施状況についてどうなっているのかの御質問にお答えします。

本町では、後期高齢者医療被保険者に対する保健事業として、生活習慣病などの発見や重症化予防のための医科健診、歯科口腔健診、人間ドック助成を実施しております。医科健診の自己負担は800円、歯科口腔健診は400円で、約1割の負担で受診することができます。また、人

間ドックの助成は国からの補助金が減額される関係で、熊本県後期高齢者医療広域連合から市町村への補助額が、本年度はこれまでの1万5,000円から7,500円に、さらに来年度は7,500円から3,750円に引き下げられるところであり、そのような状況であります。本町からの被保険者への助成額は、国保人間ドックの助成額と同額である2万5,000円としているところであります。

平成30年度の実績を申し上げますと、被保険者数3,724人のうち医科健診の受診者数は622人、人間ドック助成は124人で、対象外である施設の入所者や長期入院者を除いた健診受診率は20.99%となっており、熊本県後期高齢者医療広域連合が目標としている15.0%は達成している状況であります。次に、歯科口腔健診の受診者数は5人で、健診受診率は0.14%となっており、熊本県後期高齢者医療広域連合が目標としている1.5%は残念ながら達成できていないという状況であります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。

菊陽町は、後期高齢者医療の人間ドックは2万5,000円の助成額をずっとしていただいていますけれども、国は1万5,000円、今までの補助をずっと減らしてくるんですね。だから、制度がスタートしたときは人間ドックにも補助をしますよと、例えば後で触れますけれども、後期高齢者の収入の低い方には保険料も減免しますよということでスタートをするんですけども、スタートして5年、10年たちますと、その減免したのをまた減らしてくるということで負担が増える。私は、このことも一つは大きな問題ではないかというふうに思っています。

特に、菊陽町は県からの助成が1万5,000円を7,500円、3,750円に引き下げられても人間ドックの助成額をこのままぜひ維持していただきたいというふうに思いますけれども、これからも維持していただけるというふうに思っていますが、どういうふうに考えておられるのかということが第1点です。

それから、2点目なんですけれども、歯科の口腔健診は75歳以上の方でもう既に歯科にかかっておられたりとかそういうこともあるかと思えますけれども、0.14%で5人というのは余りにも低いというふうに思います。私は、広域連合の中でも歯科健診は非常に大事だし、歯周病の予防とか、その予防をすることがほかの成人病との関係でも非常にいい、あと肺炎とかそういう関係でもいいというふうに言われていますので、歯科の口腔健診を始めたかどうかというのを広域連合議会でも取り上げたところです。ただ、実際始めてみますと、なかなか浸透するまでに時間がかかるという問題もありますので、町としては今後この受診率を高めるためにどのような取組を考えておられるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） まず、人間ドックの助成2万5,000円につきましては、来年度の予算編成を今からしていくところでございますけれども、担当課としましては、2万

5,000円のところで要求していきたいというふうに思っております。

それから、歯科口腔健診の受診率向上のための対策についてお答えいたします。

歯科口腔健診につきましては、平成30年度の実績からしまして、まずは熊本県後期高齢者医療広域連合が目標としております受診率1.5%を達成すべきと考えております。本年度、令和元年度は、歯科口腔健診の周知を広報だけでなく、被保険者証の更新時に被保険者全員に歯科口腔健診についての周知をいたしました。また、75歳年齢到達による新規被保険者への被保険者証送付時にも周知したこともありまして、受診申込者が現在のところ40人と、前年度に比べ増加しております。

歯科口腔健診などの保健事業につきましては、健康の保持、増進を図るためにも必要な事業でありますので、受診率向上のため、今後もいろんな場面で受診されるようさらなる周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） この前広報きくようにも歯科の口腔内健康診査の案内が載っていましたが、それだけではちょっと不十分かなというふうに思っていましたけれども、今被保険者全員に周知をする、また新しい被保険者の方が出た場合はその保険証と一緒に周知をするということで、そういう努力や、あと町内の歯科の先生たちの御意見などもお聞きして、ぜひ受診率がもう少し増加するように取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後なんですけれども、今後後期高齢者、先ほど私がお話ししたのは病院にかかった場合の医療費の負担を国が1割から2割に引き上げを固めたということなんですけれども、それだけではなくて、保険料の値上げが想定をされています。この後期高齢者医療の保険料は、2年ごとの見直しです。時期は、令和2年、3年度が保険料の改定時期に当たります。来年、令和2年度ですね。令和2年の恐らく2月ぐらいに後期高齢者の広域連合では保険料の試算が出されるのかなというふうに思いますけれども、その要因にしましても、保険料がまた値上げをするという見通しが出されています。

保険料については、先ほど少しお話ししました。平成29年度から低所得者の人などが対象の特例軽減措置というのが今までなされてたんですけれども、その縮小、廃止が始まっています、平成31年度は9割軽減から8割軽減、また5割、2割軽減の拡大もありますけれども、それでも負担が増えるということがあります。2020年度からは9割軽減から7割軽減になることでの負担増、8.5割から7.5割軽減になることでの保険料の負担、これは、被保険者の半数以上の方が影響を受けることとなります。菊陽町でいいますと、3,724人って先ほどありましたけれども、その方の半分はこの特例軽減の縮小で負担が増えるということになります。その上に医療費の窓口での負担が増える。こういうふうになっていきますと、本当に限られた年金の中で非常に負担が重くなるというふうに思います。

私は、年金は町との対応ではなかなかないんですけれども、年金そのものもこの間マクロ経

済スライドということで、2004年には100年安心の年金とか言っていたんですけども、どんどん減っていきまして、2016年12月に成立した年金カット法では、もう物価は上がっても賃金が下がれば年金が減る、果てしなく年金を減らし続けられる、そういう今の状況です。

さらに、年金の問題で言えば、支給開始年齢も今は65歳を68歳から70歳。本当に私は先行きが暗くなるなというふうに思いますけれども、こういう政治を何としても変えていかなければならないというふうに思っています。

そこで、町に質問なんですけど、今後保険料の値上げなど想定をされますが、先ほど介護では据え置きにされたように、これは県の広域連合が決めることなんですけれども、町としてはどのように考えておられるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） まず、私の方から熊本県後期高齢者医療広域連合における保険料改定の状況について御説明いたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の制度発足から12年目を迎え、被保険者の理解も深まり、75歳以上の方々に対する医療保険制度として定着してきていると考えています。しかし、後期高齢者医療制度は、75歳以上が独立した制度としてスタートしたため、年々増加する被保険者と相まって医療費の伸びが深刻な問題となっており、後期高齢者を取り巻く状況は大変厳しいものとなっています。

後期高齢者医療に係る保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条において、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つものでなければならないと規定されており、現在令和2年度及び3年度の財政運営の均衡を保つために、保険者である熊本県後期高齢者医療広域連合において保険料率の見直しが行われています。熊本県後期高齢者医療広域連合によりますと、平成30年度、31年度の保険料率改定におきましては、平成29年度末の保険料剰余金の見込み額を全額収入計上することにより、保険料率上昇の抑制を図った保険料率の据え置きとしています。

今回の改定における現時点の試算では、医療費の伸びから保険料率の引き上げは避けられないという結果であるという説明がありました。しかし、令和2年度の診療報酬改定など現時点で不明な点が多いため、今後さらに検討し、令和2年1月中旬ごろまでに最終的な保険料改定案を作成する予定というふうになっております。

私の方は以上でございます。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私の方からもこの件について答弁したいと思います。

まず、小林議員におかれましては、広域連合の方の菊陽町からの代表の議員となっておられますので、人間ドックの、いわゆる負担の方がだんだんと下がってきておりますけれども、町としては今のところ2万5,000円で補助を出しておりますけれども、十分広域連合の方でもしっかりとまたそういう必要性について意見といいますか、広域連合の方の中の議会でいろいろ取り

組んでいただきたいと思います。

さて、この保険料の値上げなどが想定されるのを町としてどう考えるかということでありませうけど、まず保険料の値上げについてであります。課長が答弁したとおり、後期高齢者の医療費の伸びによって保険料率の引き上げは避けられない状況にあると考えております。

次に、医療費の窓口負担を原則1割から2割引き上げることについて、政府は団塊の世代が後期高齢者になり始める2022年度——令和4年度であります——からの実施に向けて引き上げる方針を固めたようでありませうけども、低所得者にも十分この配慮をしつつ、納得できるような国で十分な議論を尽くすべきであると考えております。

また、国に対しましては、去る11月27日の全国町村長大会を通じまして、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の見直しに当たってはきめ細やかな激変緩和措置を講じるなど、被保険者が混乱しないように要望したところであります。

この件については、引き続き熊本県町村会、そして全国町村会の中から、町村の声としてまたしっかりと上げていきたいというふうに考えてるところであります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長の答弁では広域連合の議会でもしっかりと取り組んでほしいということでしたので、人間ドック等補助金下がるという問題なども、来年の2月にまた広域連合の議会がありますから、しっかりと発言をしていきたいと思っております。その中でも、菊陽町は助成を続けているというのも、これは全県ではありませんので、そういうところも紹介しながら取り上げていきたいというふうに思っています。

ただ、やはり後期高齢者の問題も、もう値上げは避けられない、そして医療費の2割から3割負担になると、先ほどから私が懸念しています、非常に暮らしが厳しくなるというふうに思っています。また、介護保険も、国は来年の予算編成に向けて、利用料の負担が原則2割に向けてその対象範囲を拡大しようとしています。そうなりますと、ここも負担増と給付削減が盛り込まれているということになります。現状でも多くの方が介護利用料の負担が重く、サービス利用を諦めている状況もあります。

私の母は、介護度1を今受けて車椅子で在宅で生活をしてはいますがけれども、年金も七、八万円ぐらいしかないものですから、1回の食事が、1回の弁当代が幾らだとか、あとデイサービスに行くと週2回ですけれども月1万円かかるとか、本当に高齢者の方は非常に厳しい中で生活をしていられていますので、しっかりと自分の中でやりくりをしたいというふうに思われているんですけれども、私の母なんかもうそんなんですが、それでももう施設にはなかなか入所できないとか、いろいろなことを抱えておられる高齢者の方も多いうふうに思っています。

それで、こういう問題も取り上げましたし、今後とも、やはり来年度はそういう意味では一番大きなまた曲がり角といいますか、負担が増えるのを今国は考えていますので、私たちはその負担増を中止してほしいということで町民の皆さんにも訴えて、そういう運動も進めていきたいというふうに思っています。

終わりになりますけれども、さらに厚生労働省はまた病院病床数の削減も狙っていきまして、今全国1,455の公立・公的病院のうち、再編統合を促す必要があると判断して424の医療機関名を公表しています。今日の熊日でしたか、昨日のでしたか、小国の方の病院が載っていたかと思えますけれども、熊本市民病院も名前が上がったりしてまして、非常に地方自治体から、そういう問題ももっと慎重にすべきではないかという意見が上がっているところです。

私は、今後とも高齢者の方の生活、そして医療や介護の問題について、引き続き議会でも取り上げていきたいというふうに思っています。

これをもちまして今日の質問を終わります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時46分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 皆さんこんにちは。議員番号5番、公明党の西本友春です。

先の台風15号の強風、台風19号の大雨洪水災害で亡くなられた方の御冥福と御家族の方々へお悔やみ申し上げます。また、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。復旧復興までには時間がかかりますが、私ども公明党としましても被害に遭われた皆様に心を寄せながら、募金活動を通じて少しでもお役に立てるよう支援してまいります。

質問は質問席にてさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 質問の前に1点だけ文字の修正をお願いをいたします。

質問2番目の公共交通体系見直し計画案についての中でのバス停から「200メートル」と書いてありますが、すいません、「300メートル」への訂正をお願いをいたします。

では、質問に移らせていただきます。

6月議会の一般質問において、一般家庭における普及の状況を見てまいりたいとの回答でありましたが、5月末での売上高は3月発売の江崎グリコは当初計画の3倍、4月発売の明治も初回販売分で予想の2倍を出荷、今後は産院や保育園での使用、自動販売機での販売、食品スーパーや駅構内のコンビニエンスストアなどの取扱い店舗、またテーマパークや駅、空港といった場所での販売を計画しているとのこと。また、雪印も11月8日に来年度の発売を表明しており、今後の販売促進は間違いないと確信しています。



利用者の声として、液体ミルクがあれば哺乳瓶と液体ミルクだけでお出かけできるため、かなり荷物が少なくなりとっても助かっています。また、災害が多い日本で、もしものときに粉ミルクでは水やお湯の不安がありました。しかし、液体ミルクの導入により、水やお湯がない場でもすぐ赤ちゃんに与えられるものができ安心できましたと紹介がありました。

災害用としての乳児用液体ミルクの備蓄は必要と考えるが、備蓄計画をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） こんにちは。お答えをいたします。

液体ミルクにつきましては、厚労省の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品添加物等の規格、基準などが改正、施行され、事業者がこれらの基準に適合した乳児用液体ミルクを国内で製造販売できるようになりました。これにより、本年3月に江崎グリコが紙パック入り125ミリリットルで賞味期限6か月のものを、また4月に明治がスチール缶入り240ミリリットルで賞味期限1年のものを発売開始しました。また、雪印メグミルクと森永乳業も商品化に動き出したと報じられています。

議員が申されましたように、液体ミルクは乳児がいる世帯で認知度が高まり、売り上げは伸びているようです。特に、今年8月から10月の台風接近に連動して売り上げが伸びており、台風19号の際には大きく売り上げが伸びたとのこと。また、これまで販路もドラッグストアが中心でしたが、コンビニなどにも広がりを見せているようです。

液体ミルクは、水やお湯がなくても使用でき、災害時の断水発生時や停電の際も有効でありますので、町の備蓄計画に加える方向で進めてまいります。あわせて、外出時や母親の体調が悪いときなどの活用も考えられますので、町での備蓄に合わせて、各家庭での備蓄の推進にも取り組んでいく必要があると考えております。また、子ども用品の専門店も町内に出店してきておりますので、そういった民間業者に非常時に液体ミルク等を供給してもらうよう、協定の締結も進めているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） すいません、備蓄の方向でという回答だったんで、すいません、次の更問いがちょっと飛んじやいましたけど。

先ほども台風19号のときに販売が伸びたということで、そのときには政府も液体ミルクを宮城、福島、茨城、長野の4県に対してプッシュ型の支援という形でされております。

すいません、もともと平成29年度の菊陽町では、1年間で約506人が生まれております。町の備蓄計画もそういうのをベースに計画をされると思いますが、先ほども言われましたけれども、乳児用の液体ミルクは最長で1年間の保存がききますということで、食品ロスにならないように、期限が来たものに対しては、いわゆる提供をしなくちゃいけないということで、方法としては公立や私立の保育園等へ期限の前に渡すのか、もしくは乳幼児健診、乳幼児健診は生

後1か月、3か月、6か月、9か月、12か月、1歳半ですかね、という形でありますので、私の方としては先ほど課長が言われました一般家庭への普及という部分でいきますと、できれば乳児健診で期限に近い2か月ぐらい先のものを、やはり備蓄の後はそういうふうに提供された方がいいかなと、これは私の提案でございます。

それでは、次の質問に行きます。

国土交通省では、平成21年度より下水道総合地震対策事業を創設し、災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設に整備するマンホールトイレについては、一地方公共団体当たり10か所を上限として、補助率2分の1で支援をしております。

熊本市は、マンホールトイレ整備計画に基づき避難所として位置づけられている中学校を対象としてマンホールトイレの整備を行っており、平成29年2月末現在で13校への整備が完了しています。また、熊本地震のときには4校にマンホールトイレを設置し、トイレ用水としてプール水等を利用するため、ボランティアの方々や学校関係者の皆様の協力をいただいたとのことでした。熊本市のマンホールトイレは、便座が洋式で、仮設トイレと比べて段差がないという意見もあり、利用者には好評だったとのことでした。

避難所として位置づけられている小・中学校へのマンホールトイレ設置をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

本町では、平成28年度に菊陽町下水道総合地震対策事業計画を策定し、議員が申されました下水道総合地震対策事業に取り組んでおります。

事業計画でのマンホールトイレ設置については、指定緊急避難場所で復興まちづくり計画で避難機能を強化するとしている公園、広場を最優先に取り組んでいく計画とし、順次整備を行う予定としております。下水道総合地震対策事業の補助を受けるためには、この下水道総合地震対策事業計画に基づいて事業を進める必要がありますので、各小・中学校も含め、マンホールトイレの設置はこの計画により進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 政府の補助があるうちに、やはりしっかり進めていただきたいというふうに思っておりますので、この点の取組はまた推進をお願いします。

続きまして、くまもとフリーWi-Fiへのアクセスは熊本地震発生後急増し、本震が発生した4月16日は5,000回を超えており、災害時にWi-Fiが積極的に活用されている、災害時の情報収集や通信手段として役立ったとの回答が約9割を超えていると、熊本地震における被災地のWi-Fi利用状況等にかかわる調査研究で発表されています。

防災以外でも教育利用、環境利用、住民サービスの観点からも、避難所及び公共施設内におけるFree Wi-Fi環境を整備すべきと提案するが、どのように考えているのかお伺い

いたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

災害時における携帯電話の利用は、8年前の東日本大震災のときと比較してスマートフォンが普及しインターネットが格段に利用しやすい状況となっており、被災者の情報収集手段として今後も増えていくことが予想されます。

また、東日本大震災以降、携帯電話3社による災害対策が充実してきており、先般の台風19号では3日間で復旧作業を終えている上、今後も3社で協力して災害対応に取り組むと表明しているところであります。さらに、携帯電話各社の料金プランも充実し、従来と余り変わらない料金で利用可能なデータ通信容量が増加しております。現在は災害時において携帯電話によるデータ通信は比較的支障なく行われており、基地局や伝送路の強靱化が通信事業者各社の努力により今後も進むと考えられます。

現在、光の森町民センターにはFree Wi-Fiを整備しておりますので、防災センターの建設に合わせて役場庁舎への整備も予定しているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 菊池市は、庁舎や出先拠点は全てWi-Fi関係が完了しており、また合志市は、今年度本庁を含む出先7拠点には整備完了予定です。大津町も出先拠点を含めて現在検討中であり、運動公園の野外については昨年度整備が進んでおります。菊池郡市の市や町は、確実に環境整備が整いつつあります。

町は近隣自治体の取組を見て検討するとの回答が多々ありますが、このことを踏まえて再度聞きますが、公共施設等、避難所等への整備についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えします。

先ほどの答弁の中でも述べましたように、通信事業者各社による強靱化の取組もあります。また、第5世代の通信規格であります5Gが普及するにつれ、ますますデータ通信は安定して供給されるものと思われれます。しかしながら、本町では、防災に対して最悪の事態を想定して事前防災に取り組む方針でありますので、どの場所に優先して整備するのか、どのような方式で整備するのかを検討し、順次整備してまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） ということであれば、全庁舎及び避難所への検討ということだということだ理解して、現在避難所及び公共施設には光回線とインターネットができる環境があると確認はしておりますが、現在利用の回線は2セッションが基本となっており、マルチセッションを

利用すれば1つの回線上で複数のプロバイダーに同時接続ができますので、1拠点当たりプロバイダー料金だけで済み、安価でサービスを提供できます。また、プロバイダーを利用せずにWi-Fi環境を提供できる方法もありますので、参考に検討されることを提案いたしまして、次の質問をいたします。

2019年2月、熊本県では、国や熊本市と共同で連続テロを想定した熊本県国民保護共同図上訓練を実施し、88機関、約350人が参加、続々と入ってくる被害状況を地図上で整理し、的確な指示を出す訓練を行ったとのこと。また、熊本市では、熊本地震で被災の際に対策本部が3部屋に分かれて設置されており、ホワイトボードや紙に記載した情報がリアルタイムで共有ができなかったことから、電子黒板と遠隔会議等のシステムを導入し、リアルタイムで書き込みを行いながら瞬時の判断が求められる災害時に備えているとのことでした。

今後の災害時においては、現場のリアルタイムな状況把握とそれを多くの人が共有し、対応策を速やかに判断することが非常に大切なことだと考えます。新しく構築する防災センターの対策本部の災害時の情報収集及び情報共有化をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

議員が申されましたような災害時のシステムについては、建設を予定している（仮称）防災センターの災害対策本部室に導入を予定しておりまして、現在その仕様の検討を行っているところでございます。

熊本県国民保護共同図上訓練は、今年8月にも熊本県と熊本市が合同で開催しておりまして、職員2人を派遣し、その様子を視察してきております。また、近年防災関係のシステムを導入した県内外の3市1町を昨年度と今年度で訪問し、災害時における利用状況や、それぞれのメーカーによるシステムの内容の違いなどを具体的に学んできているところでございます。これらの視察で得たものを反映させ、加えて災害時における災害対策本部長や災害対策部署の方針決定に資するものという視点で仕様を決定したいと考えております。

災害時にはできる限り速やかに情報を収集し、共有することが大変重要なことでもあります。現場のリアルタイムの映像、被害発生箇所の地図表示などができ、気象情報や国、県からの情報などが一目で分かるようなものがあれば、早急で的確な災害対応につながると思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 私も防災士として先週防災講話を受けまして、そのときの講師の方が、県の防災センターは今課長が言われるようにシステム化されております、いつでも見に来てくださいということをおっしゃってたんで、また言われました県内の八代の方もまた今後そういうシステム化の導入をするというような話も伺っておりますので、しっかりとまたそういうのを見ていただきながら、やはり菊陽町に合ったやつを、災害時の情報収集、共有化というのは非

常に大事ですんで、しっかりと導入に向けて検討していただきたいというふうに要望を言ってきます。

続きまして、公共交通体系見直しの計画についてお伺いをいたします。

町長の4期目の公約で、交通弱者対策としてキャロッピー号を運行していますが、住民ニーズに対応できていない部分もあるため乗り合いタクシーを運行します、とりあえずキャロッピー号運行路線はバス停から300メートル以内でカバーできるように設置するとなっているが、300メートルも歩くことが厳しい交通弱者はどのように救済するのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

交通弱者とは、平成29年12月議会及び令和元年6月議会の一般質問において西本議員の御質問にお答えしたとおり、自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者など、自分で運転することができず自家用の交通手段がないため、公共交通機関に頼らざるを得ない人、特に公共交通機関が整備されていないため、買い物など日常的な移動にも不自由を強いられている人としています。

町では、これらの方々が買い物や通院など日常の生活を送るに当たり必要な移動手段を維持することを目的として、各種団体の代表により構成する交通弱者対策懇話会や協議会、地域公共交通会議での協議を重ね、公共交通体系の総合的な見直しを進めてまいりました。そして、10月にはパブリックコメントや住民説明会でいただいた町民の皆様の御意見を踏まえ、巡回バスの再編や乗り合いタクシーの導入を盛り込んだ公共交通体系見直し計画を策定いたしました。この見直し計画において、巡回バスキャロッピー号の路線については、バス停から300メートル圏内の住民の方々をカバーできるようバス停を設定しております。

御質問の300メートルの歩行が困難である方については、付き添い、介助など個別の対応が必要であることが想定されることから、具体的には、本町において現在高齢者や障害があり単独で公共交通機関を利用することが困難な方へのサービスで、外出支援サービス、移動支援事業、熊本連携中枢都市圏福祉有償運送などの事業を実施しており、このような福祉分野からの取組を推進することで町民を支えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 外出サービスとかそういう福祉サービスで対応ということなんですが、中には福祉サービスを受けられてない方もやはりいると思います。菊陽町のこの前の公共交通会議の見直し計画案で説明がありましたけれども、この図を見ますと、路線バスの駅から300メートルというところでいきますとカバーできていないエリアがあり、今後総合政策課としてはそこをしっかりと運行後に見直しを検討していくということですので、私の方からは再度その福祉サービスを受けられない方を対象と、それとカバーできていないエリアについても今後導入後にしっかりと見直し、検討をしていただきたいというか、しっかりと見直してもら

うことによって、一人の住民も取り残すことなくサービスが提供できるというふうに思いますので、そのところはしっかりまた今後検討していただきたいというふうに思います。

それから、大津町の乗り合いタクシーは、現在バス停から500メートル以上を対象としています。来年度は、全ての地域で距離を撤廃してからの利用が可能となります。菊陽町においても、先ほどのあれとは違いますが、全エリアに対する実現を提案いたしますが、町はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

大津町において、乗り合いタクシーの制度の拡充を検討されていることは承知しておりますが、検討段階と聞いております。

本町においては、買い物や通院など、町内で日常生活に利用していただける巡回バスキャロッピー号を運行しており、またバス停のカバーエリアを300メートル圏内に設定して、なるべく多くの方に利用していただけるような制度にしております。民間が運営する交通機関の状況や地理的な条件など自治体によって状況はさまざまであり、本町はあくまでも公共交通の考え方を維持しながら本町に適した交通体系のあり方を考えてまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 先ほど課長から大津は検討段階との回答でしたが、私はこれは大津の議員から確定ということで聞いておりますので、そこは実質上はもうそういうよその事例があるということで、またしっかりと町民サービスに向けて検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、乗り合いタクシーの平均乗車人数の成果指標を2人以上としているが、どのようにして確保するのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

今年10月に策定しました公共交通体系見直し計画に基づき、町は令和2年1月26日から新たな公共交通体系での試験運行を開始する予定です。

見直し計画では、廃止する巡回バスエリアに乗り合いタクシーの制度を導入することとしていますが、乗り合いタクシーは事前に予約をした利用者が乗り合って利用していただくことを基本としているところから、乗り合いタクシーの平均乗車人数の成果指標を2人以上としております。

この成果指標の達成のためには、町民の皆様に乗り合いタクシーの制度を理解していただき、多くの町民に利用していただく必要があります。そのため、運行開始に先立ち、毎月町内の全世帯に配布される広報きくよの12月号で、今回の見直し後の巡回バスキャロッピー号の路線図や新たに導入する乗り合いタクシーの制度について紹介いたしました。また、町民の皆

様に新たな交通体系を身近に感じていただけるよう、巡回バスキャロッピー号と乗り合いタクシーの御利用ガイドの作成を進めており、12月下旬に町内全世帯に配布する予定です。さらに、地区からの要望に応じて、乗り合いタクシーの予約や乗車方法などについての乗り方説明会を実施する予定です。これらの取組を丁寧に実施することにより、制度の浸透と利用者の増加を図ってまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 課長が言われたように、広報きくよう12月号ではたしか4ページを使ってしっかりとPRはされておりますし、ここに先ほど説明がありました出前講座、地域に対する説明会もするというふうには書いてはあります。PRはきちんとされているとはこれでは感じませんが、私の方からはその2人以上の指標の部分でもうちょっと何か、今の部分ではどうしたら2人乗れるかというの部分が少し見えないかなということ、その件について少し考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） 繰り返しの答弁となりますけれども、まず乗り合っていただくということが2人以上の指標を達成することになるかと思えます。

町といたしましては、この制度について広く町民の方に御理解いただき丁寧に説明していくことで利用者の増加を図ってまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 乗る人は分かりました。

逆に、これは委託してタクシー会社さんで受付をして複数名をマッチングというか、そういう形でされると思いますけれども、それはどのようにやっ行うのかを少し教えていただければというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

まず、この乗り合いタクシーの利用についてでございますけれども、事前に利用登録をしていただくという形になります。利用登録が終わりましたら、電話予約をしていただきまして乗車となりますけれども、その予約先といいますのは委託事業者という形になりますので、この乗り合わせにつきましては委託事業者の方で行っていくということになります。町内の事業者ということになりますので、地域のことをよく御存じのノウハウも持った事業者となりますので、適切な配車が可能になるかというふうに想定してるところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 町としても、事業者に対するマッチングで複数乗れるような的確な指導と

かそういうのはされると思いますが、そこの徹底でできるだけ多くの方が複数で乗れるような対策をしっかりと取り組んでもらいたいと。

それから、閉会中の審査ということで、課長、総合政策課とともに熊本県内の乗り合いタクシーについて2か所ほど見せていただきました。やはり、その複数をマッチングするとなると、どうしても事業者さんといってもなかなか情報的にここというのが分からない可能性があるんで、私としてはどうしてもそういう部分の解消策として、やはりシステム化されて、その場ですぐそういう複数の方のマッチングができるようなシステムをすべきだと私は提案して、この質問は終わります。

続きまして、新生児の聴覚障害は1,000人に1人の割合でいるとされていますが、出産直後の早期発見とその後の早期治療により、音声言語の発達などへの影響を最小限に抑えられると言われています。

そこで、重要となる新生児聴覚検査は先天性難聴の早期発見に有効として国が推奨していますが、検査を受けるかどうかは任意になります。一昨年、日本産婦人科医会が発表した調査結果によれば、埼玉県内の検査が可能な産科医院などは全体の9割、平均5,000円ほどの検査負担もあり、新生児の約15%が検査を受けていません。その一方で、検査機器が導入されていない医療機関もあります。町内の新生児の聴覚検査の実績はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 町内の新生児の聴覚検査の実績はどうなっているのかの御質問にお答えいたします。

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見、早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することについての重要性は認識してるところであります。

産科医療機関において新生児聴覚検査を実施する場合は、おおむね生後3日以内に行う初回検査の結果、再検査を要する場合にはおおむね生後1週間以内に確認検査を行うこととなっております。また、精密検査を必要とする場合は、遅くとも生後3か月ごろまでに実施することが望ましく、精密検査の結果、支援が必要とされた乳児に対する療育は、遅くとも生後6か月ごろまでに開始することが望ましいとされています。

本町では、乳児の家庭訪問の際に聴覚検査の受診の有無や結果を母子健康手帳で確認し、精密検査を必要とする場合は、受診状況の把握や療育に関する情報提供などを行いながら療育を遅滞なく実施するための指導、援助を行っています。また、乳幼児健診では、支援が必要と判断された要支援児に対しまして、その後の健診や個別訪問により継続的に状況を把握しており、保護者への相談支援や必要な検査機関や療育機関を紹介するなどの支援を行っている状況であります。



御質問の新生児聴覚検査の実績であります、平成30年度に乳児家庭訪問をした505人のうち、検査を受けていない乳児はいませんでした。全員検査を受けております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 課長、菊陽町100%の受診率ということと、何かがあっても早急に対応する支援体制ができていくということで、そのことについては非常に評価をいたします。

新生児聴覚検査の情報を妊産婦に周知するとともに、検査できる医療機関の拡充や障害を発見した後に早期療育に結びつける支援の充実などが重要です。国は、全ての新生児の聴覚検査の実施に向けて全国の自治体に積極的な公費助成を求めています。福島県、群馬県、静岡県に続き、今年度からは東京都で全市町村が公費負担を実施しています。

日本産婦人科医会の平成29年6月から7月のアンケート調査によると、聴覚検査の受診率は、公費補助ありで96.6%、公費補助なしで84.9%と、約12%の乖離があります。全ての市町村で公的補助があるのが13都県で、2017年度の調査では全国の43%の自治体が公費補助を行っているが、50%以上の自治体が補助を行っていない現状があります。

熊本県下では7市町村が助成を行っているが、菊陽町は100%の受診率ですが、新生児聴覚検査への助成について菊陽町ではどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 新生児聴覚検査への助成についてどのように考えているのかの御質問にお答えします。

県内では、天草市、上天草市、玉東町、長洲町、苓北町、相良村、山江村の7つの市町村が3,000円から7,000円を上限に助成を行っております。聴覚検査の費用につきましては、医療機関や検査方法により異なりますが、県内では無料から6,000円程度です。本町の大半の方が利用される近隣の産科医療機関では、検査費用が無料または2,000円となっております。県では、新生児聴覚検査により把握された要支援児及びその保護者に対する多面的な支援が円滑的に行われるよう、関係機関や関係団体から構成される協議会が来年度設置に向けて進められており、本年度は検討会を実施するとのこととあります。

このような状況から、本町の新生児聴覚検査への助成につきましては、検査を受けていない乳児がないことや近隣の産科医療機関での検査費用が比較的安価であることを踏まえ、また県や近隣市町の動向を注視しながら、助成が必要かどうか調査研究をまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 先ほど課長が言われましたように、もう県の方も助成へ向けての検討ということと、そういう形で県の方の取組もそのように進めていくということで、その分は私も聞いておりますので、できるだけ早目に、県の回答のない状態でもやはり子育てに優しい町ということで、そこはしっかりと取り組んでもらいたいというふうに提案をいたします。

3月の小林議員の質問では、時期については未定とのことでしたが、熊本県下の高校生までの子ども医療費の助成は、本年3月現在18市町村から現在は23市町村へと増加をしております。また、来年4月からは阿蘇市も実施となっています。今年度の予算措置はできませんでしたが、次年度に向けては実施に向けた取組を確実にすべきと提案いたしますが、町はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、平成31年3月の定例会で、今西本議員が言われたように小林議員から同様の質問がありまして、そのときの答弁から9か月が経過したところがありますが、民生費、衛生費の伸びや子育て支援関係予算、歳入の面などから総合的に見た上で、現在令和2年度に向けた予算編成のそれぞれの部門からの要求状況を見ておりますけども、非常に歳入不足、いわゆる歳出の方が大幅にオーバーしているような状況であります。予算編成の中で実施時期については判断していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） このことは、町長の4期目の中でしっかり高校までの無償化を見据えておりますということでお約束もされておりますので、できるだけ早目に実現をしていただきたいというふうに提案をいたしまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（上田茂政君） 西本友春君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時42分

再開 午後1時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福島知雄君。

○10番（福島知雄君） こんにちは。議席番号10番の福島知雄でございます。

町民を代表しまして、一般質問をまいります。

私が本日の最後の質問者になります。皆さんお疲れでしょうけども、有意義に時間を使うために分かりやすく質問をまいりますので、答弁におかれましても明確に分かりやすく、端的な答弁を求めたいというふうに思います。

本日の質問事項は3項目にわたっております。1項目めが中学校の通学手段について、2項目めが多言語翻訳ツール導入について、3項目めが空き家対策についてでございます。

なお、質問は質問席にて行ってまいります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） それではまず、質問事項1項目めの中学校の通学手段についてを質問し

てまいりたいと思います。

この件は、本年6月の定例議会において一般質問をいたしました。それから半年が経過しましたので、再度質問をしてまいります。

本町には、菊陽中学校、武蔵ヶ丘中学校の2校があるわけですが、それぞれの中学校には当然のごとく校則があるわけですね。その校則に関してなんですが、自転車通学に関しましては、菊陽中学校では規制がないと、一方武蔵ヶ丘中学校は自転車通学を現在2.3キロメートル以上に規制してあるようであります。

それぞれの中学校の立地条件あるいは環境等で校則が違うのは一応理解はしておるつもりでありますけども、保護者の立場からいいますと、同じ町立中学校ではないかと、なぜ校則が違うのかという疑問も残るわけですね。保護者の間では、説明会といいますか、入学式のときかはちょっと覚えてませんが、駐輪場が不足しているから自転車通学に規制をかけているというふうに聞いたと言われる保護者も多数おられます。もしそうだとすれば、駐輪場を確保すべきであり、環境整備をすべきであるというふうに思うわけです。さらには、保護者が納得できるような説明が必要であろうかというふうに思います。

まずそこで、武蔵ヶ丘中学校の自転車通学許可を2.3キロメートル以上とした根拠を示してもらいたい。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀君） 御質問にお答えいたします。

6月議会でも答弁いたしました。学校の校則は、児童・生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長発達していくため、各学校の責任と判断のもとにそれぞれ定められる一定の決まりです。武蔵ヶ丘中学校では自転車通学を許可する条件の一つとして、平成23年には自宅から学校までの距離を2.3キロ以上と規定しております。自転車通学の許可は、校区の状況や通学路、防犯面の状況など、生徒の安全を最優先にし、それを踏まえた上で生徒の身体的問題など、教育的な配慮や駐輪場の整備台数などをもとに総合的に判断していると聞いております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 全くそのとおり、6月の一般質問で答弁されておりますよね。今のが根拠ですか。

（教育部長吉永公紀君「はい」の声あり）

もうちょっと明確な根拠はないんですか。環境面とか、例えば今言われた校区の状況とか通学路とか防犯面とかかる言われましたよね。安全面は当然なわけですよね。安全面は当然です、これは。ほかに理由はないんですか。

次の質問も関連します。一緒に行きます。

駐輪場が不足しているから規制しているんじゃないんですか、どうなんですか。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

駐輪場の現状について、まず報告させていただきます。

これまでに生徒数の増加に伴いまして、平成27年度には51台、平成30年度には33台を増設しており、現在の収容可能台数は294台となっております。一方、本年10月に実施しました武蔵ヶ丘中学校からの聞き取り調査によりますと、現在利用台数は262台とのことでございますので、現在のところ若干の余裕はあるとの認識でございます。

しかし、学校では、自転車通学の許可を2.3キロ以上から2キロ以上へ緩和する方向で検討しているということでございます。学校からは、緩和により自転車通学者が増加するため、駐輪場を増加してほしいとの要望があったところでございます。

先般、学校側との協議では、本年度において2キロ以上に緩和とした場合は93台の増加が見込まれます。現在の設置台数から試算しますと、不足台数は61台となります。現在、武蔵ヶ丘中学校では、仮設の給食室を設置し、給食室の増築、改修工事が施工されております。令和2年8月末には完了する計画としておりますので、その後仮設給食室撤去後の跡地に駐輪場を整備する方向で検討しているところでありまして、本会議において駐輪場設計業務委託費を計上させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） その場合、あとどのくらいの駐輪が可能になるわけですか。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 武蔵ヶ丘の状況を見ますと、非常に空きスペースが限られております、非常に厳しい状況でございます。もちろん計算しますと、あと四、五十台ぐらいは余地、これは今の機能を移転させてということになります。例えば、教室の前の花壇とかそういった部分があるかと思えます。花壇だったか洗濯干し場だったかちょっとすいません、記憶が曖昧でございますけど、多分今のところ記憶にあるのは洗濯干し場だったと思えます。こういったところを撤去して駐輪場にするということは可能かというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） それで、次の3番目に移ります。

各中学校の校則が違うのは、各学校の責任と判断のもと定めているというふうに本年の6月の一般質問で答えてらっしゃいますよね。当初言いました菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校の校則が違うと。これを統一する考えはないんですか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀君） 議員御指摘のとおり、武蔵ヶ丘中学校は今現在2.3キロ以上を自転車通学、菊陽中学校は距離を定めずに、自転車通学を申請した生徒については審査の上で許可しております。その際、自宅から学校までの距離や徒歩通学と比較し、安全面からも本当に必要

か家庭で十分検討した上で申請するよう学校は指導しております。

先ほどの件ですけれども、菊陽町教育委員会管理規則第27条では、校長は、法令、条例または規則等に違反しない限りにおいて校則その他の学校規程を制定することができることと示しております。つまり、自転車通学の許可については、学校は児童・生徒に対する安全配慮義務を負います。また、校区の状況や通学路、防犯面の状況など、生徒の安全や身体的問題など、教育的な配慮や駐輪場の整備台数のことを総合的に判断して今校則を制定しております。

教育委員会といたしましては、この校則が法的に、そして社会通念上著しく逸脱するものではない以上、それぞれの校則を尊重していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 6月の質問の答弁で、運用は児童・生徒の実績、実態、保護者の考え方、地域の実情、時代の進展などを踏まえたものとなるよう見直しを行うことも必要であると考えているというふうに言われております。

教育委員会としては、学校敷地等の制約はあるが、学校が校則の内容や運用を変更することが必要であると判断した場合、学校と協議しながら必要な整備に関しては引き続き進めていくという答弁をされておりますけれども。

最近の中学生は非常に忙しいんですよ。学校から帰ったら塾に行ったり、スポーツクラブに行ったり、あるいは部活が終わって帰りますよね。それから塾に行く用意をして行けば、遅刻することがたびたびあるんですよ。ですから、親御さんが塾の送迎をしている現状がたくさんあります。ですから、親御さんが、例えばお母さんが送迎するのであれば、お母さんが仕事、パートしたりとか、あるいは正規社員で仕事をしたりとかというのであれば、仕事の時間的制約も出てくるんですよ。そういう大きな問題も抱えております。

これは、今教育部長が言われました各学校の校長の権限であると、校則がですね。確かにそうかもしれません。ただし、必要とあれば学校と協議しながら進めると、教育委員会としてはというように答弁されておりますよね。その辺はどうなんですか。菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校のは全然違うじゃないですか、自転車通学に関しては、ですよ。その辺の公平性といいますか、その辺はどう考えてらっしゃいますか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀君） 先ほど議員の方からお話がありましたように、立地条件や子どもたちの通学路、条件、それから地域の状況、学校敷地等さまざまなことを学校はいろいろ考えながら校則を決めておまして、それは同じことになるかというのは、やはり我々教育委員会としましてはそれぞれの校則について校長先生がそれを総合的に判断しておりますので、それにのっとった形でそれを尊重していくという立場でございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 今、もろもろ言われましたよね。ただ、それだけ言われても、この部分はこう違うんだよと、環境面はこう違いますよと、地域の事情はこう違いますよという答弁をされなかったら、それは答弁にならないじゃないですか、理解できないじゃないですか、でしょう。その辺はどうなんですか。どう違うからどうなんだという答弁をしてください。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） お答えをいたします。

今議員の方から、2つの学校の校則は違うということでお話がありました。

校則というのは、今教育部長が申しあげましたように、それぞれの学校の現在の実情を踏まえたものであると同時に、長い学校の歴史の中で決められていることも数多くございます。まずは、教育委員会と学校の関係におきまして、学校の自主性であるとか自立性であるとかそういうものを担保していくことは、これは教育行政を進める上で、常に私どもがしっかりと念頭に置いておかなければならないことだというふうに思います。もちろん教育委員会としては、学校の定めた校則が時代の進展を踏まえなかったり生徒の実態を逸脱したりしたときには、しっかりとこれは指導をしてまいりたいというふうに思います。

通学距離に関しては、これは義務教育の施設費国庫負担法というのがございまして、その中で中学校の適正な通学距離の上限を6キロと定めております。それから、小学校は4キロと定めております。小学生は自転車通学を許可しておりませんので、中学生の徒歩での通学距離を武蔵ヶ丘中学校が2.3キロ、今度は2キロに教育委員会と協議しながら緩和をいたしますけれども、その2.3キロや2キロというのが社会的な通念とか常識を逸脱してるとは教育委員会は判断しませんので、特に武蔵ヶ丘中学校に是正命令をかけたり、菊陽中に是正命令をかけたりすることは、これはふさわしくないというふうに思います。

もちろん校則の運用に当たっては、これも部長が申しあげましたけれども、保護者や地域の方のお考えをしっかりと聞きながらということは当然でございます。それは、しっかりと学校にもまた助言していきたいと。

ただ、2.3キロの根拠ということですが、その根拠というか、そこは常識の範囲内でそれぞれの学校の実情、例えば950人おる生徒全部に自転車を許可したときに、具体的にそれはもう駐輪場の場所はございません。そういうところもどこが一番適当なのかということは、学校も今しっかりと協議をしておるところで、来年は2.3キロだったものを2キロにするということで、それに応じて教育委員会も駐輪場についてはしっかりとやっぺいこうというふうに考えてるところです。現在のところはそういうところなんです。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 2.3キロというのは、東西南北見たときにどの辺かというのは把握を当然されておると思いますけども、東の方はおおむね大体辛川鹿本線、三里木駅、あのあたりですよ。西の方が花立のロッキーですか、あそこの二、三百メートル手前だろうと思います。北の方が沖野4丁目、あの牧場の北側あたりが4丁目になるかと思いますが。南側が菊陽パイパ

スのT S U T A Y A、あの辺が路線からいって大体2.3ですよ。

これを仮に、今2キロと言われましたけども、これを1.5キロにした場合、武蔵ヶ丘中学校から見て東部方面が光の森のゆめタウンあたりです。それから、西部方面が尚綱学園の入り口、あそこの二、三百メートル手前ぐらいです。それから、南方面が光の森駅南口ってありますよね、あそこの南口は菊陽じゃありませんけど、あのあたりなんです。それで、北部、北が杉並台のコミュニティセンター、ここらあたりが1.5キロになります。

来年度から2キロメートルに変更したいというようにおっしゃいました。これ通告してませんでしたけども、保護者のアンケートとかとられましたか。答弁できなかつたら、もう通告しなかったから結構なんですけど、とられましたか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀君） すいません。これについては、まず教育委員会がアンケートをとったかという意味ですか、それとも学校はとったかということですか。

（10番福島知雄君「学校ですよ」の声あり）

それは、我々としては把握しておりません。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 把握してないのは分かります。じゃあ、2キロと学校側が決められたときに、教育委員会としては、ただ、はい、そうですかなんです、どうなんですか。学校の方針を丸のみするということですか。要するに、来年の方から2キロメートル以上に自転車通学を許可しますよということで今答弁されましたよね。それは、武蔵ヶ丘中学校が決めたことなんですか、どうなんですか。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） これ繰り返しになりますけれども、校則というのは、これは各学校が責任と判断のもとに定めるものでございます。

もちろん決定する前には私どもの方に相談もございまして、これは予算も伴うものでございまして。それが1.5キロにしたいと言ったときに、膨大な駐輪場の恐らく予測が出るとは思いますが、それが現実的に敷地の中に入るもんなのか、あるいはそれを入れたときに学校生活での子どもたちの生活の安全が保てるのかどうか、あるいは自転車の防犯上、目の届かないところに駐輪場を設けて大丈夫なのか、そういう総合的なところはもちろん助言をしていきますし、それが現実的でない場合は、それは返すことも当然あると思います。ただ、うちは2.5キロにしたいとか2.3キロにしたい、2キロにしたいということの事情はしっかりと伺いますが、特にそれが不合理なものでない限りは指導はしないということでございます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） どうも教育委員会からの答弁というのは、学校側が決めたことだからということで、それに徹しているみたいなんですけども、やはり保護者の立場というのをもうちょっと理解してもらいたい。保護者は、非常に大変な思いで子どもを送り迎えしたりしてるん

ですよ。だから、そういうふうなところをちょっと検討をしていただきたいと。

それから、教育委員会の立場というのも分かりますよ。例えば、学校の方が決めたことだからと、それはそれでいいですよ。しかし、教育委員会としての指導というのはいけないんですか。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） お答えします。

校則の運用に当たっては、当然学校は保護者や地域の方のお考えをしっかりと聞いていかなければならないというふうな指導はいたしております。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） もうこのくらいで終わります。しっかり指導してください。

それでは、次の多国語翻訳ツール導入についてを質問としてまいりたいと思います。

今、熊本県は人口が175万人ぐらいです。2040年には145万人、約30万人ぐらい減少するというふうに試算されておるわけですが、人口が減少するということは、労働力が不足し消費が後退しまして、地域経済に大きく影響してくるわけですが、現在熊本県はインバウンド効果の創出に力を入れておまして、八代港に寄港したクルーズ船のツアーバスへの高速道路料金補助の検討もされておまして、それもその政策の一つであろうかというふうに思います。さらには、労働力が不足するために、外国人労働者を雇用する企業が今後ますます増えてくるだろうというふうに予想されます。

本町にも多数の多国籍の方が在住されているかと思えますけども、本町在住の外国人の方、何か国にわたり、何名ぐらいいらっしゃるか、それを質問します。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（富田久美子君） 御質問にお答えいたします。

菊陽町の外国人住民の方は、令和元年10月末現在で25か国、453人となっております。男女別では、男性が218人、女性が235人です。国籍別では、中国163人、ベトナム80人、韓国48人、フィリピン45人、インドネシア28人、台湾18人、ネパール15人、カンボジア11人、このほか10人未満が17か国あります。外国人住民の平成30年10月末時点での人口が359人でしたので、1年間で94人増えております。最近の傾向としましては、ベトナム、インドネシア国籍の方が増えている状況です。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 分かりました。

こんなに多くの外国人の方がいらっしゃるとは思いませんでした。25か国ですかね。びっくり今したんですけども、役場窓口業務をはじめとして、さまざまな場面で外国人の対応が求められるだろうというふうに思います。

スムーズな業務を遂行するためにも多国語翻訳ツールの導入を提案したいわけですが、



この提案は町職員が外国人対応に気おくれすることなく、不安なく、またトラブル等も発生しないよう、またさらには職員の職場環境改善にもつながっていくというふうに思っております。いわゆる外国人のためだけでなく、職員のためでもあるわけです。

対話型翻訳機というのがありますけども、これ多種多様にわたっております。会話ボタンを押しながら本機に向かって話しますと、ペアリングしたもう一台の端末機に翻訳結果が同時に表示されて音声を読み上げられるということで、普通の会話のようにできるわけですね。グーグルでも翻訳が全てのアプリで利用できるようになりました。いつも皆さんもスマートフォンを持ってらっしゃると思いますけども、スマートフォンでも翻訳可能なんですけども、業務で使用するにはスマートフォンは適切でないだろうというふうに思います。

翻訳機というのは、便利な割には価格も安く、安いものでありますと何万円からあります。非常に便利なものでありまして、先ほども言いましたけども、職員の負担を軽減し、スムーズな業務を遂行、外国人との意思疎通を図るためにも導入すべきであろうかというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（阪本章三君） 御質問にお答えします。

役場に来られるのが日本語が話せない外国人の方の場合、ほとんどがその方の友人や知人で通訳ができる方と同行されたり、事業所等で勤務されている方の場合、勤務先の方が同行され諸手続などをされます。現状では、言葉の対応で苦慮しているようなことはありませんが、先ほど課長の答弁でもありましたように、この1年間で外国人住民が94人増えており、今年4月施行の改正出入国管理法により、今後は外国人労働者の受入れが拡大し、役場窓口での対応も多くなることが予想されますので、御質問の多国語翻訳ツールにつきましては、次年度からの導入に向けて準備する必要があると考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） よく分かりました。ぜひそのようにしていただきたいというふうに思います。

それでは、3番目の空き家対策についてを質問してまいります。

少子・高齢化の現在、空き家が社会問題になっているのは皆さん御承知のとおりであります。

この件は、今まで何名かの議員が質問されたかと思いますが、空き家になった経緯というのは、それは理由はいろいろあります。個人財産でありますので、非常に難しい課題ではあるわけです。家庭の事情で相続人が不在だったり、あるいは相続権の問題が解決していないとか、さまざまな事情がありますね。また、転居しましても、不動産登記の登記部分の住所を変更していない方がほとんどなんです。ですから、第三者が所有者の方を捜すにも捜しようがない。ほとんどそういう現状です。

このまま推移していきますと、安全上、環境等を考慮したときに、今でもそうかもしれませんが、さらに大きな地域の問題になっていくことも考えられます。また、少子・高齢化の現代、また核家族の傾向を考えましたら、今後ますます空き家が増えてくることも予想されます。

そこで、町内の空き家の件数は現在どのくらいか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

まず、空き家の定義についてですが、平成27年5月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法第2条において、空き家等とは、建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地とされています。このうちアパートやマンション等は、全室があいていなければ空き家等ではないとされています。この定義に基づき、御質問の町内の空き家の件数についてお答えします。

本町では、平成27年度に地方創生先行型交付金を活用し、空き家実態調査を行いました。調査の基準月は平成27年12月で、本町全域の戸建て住宅を対象に調査をしたところ、管理されている空き家を含め、241件の空き家を確認しました。その後は、各地区の嘱託員及び職員による現地調査により、空き家の実態を把握しています。平成28年度では熊本地震での被災もあり173件、平成30年度は145件、そして今年度は142件の空き家を確認しています。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 結構ありますね。こんなにあるとは私も思っていなかったけども。

それで、次の2番目に移りますけども、先ほども言いましたけども、所有者が転居しても不動産登記の住所が変更してないと。それがほとんどなんですけども、固定資産税を徴収してる町としては、転居先を把握されてるかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全を守ることを目的に、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に施行されました。

この法律の第10条第1項におきまして、市町村長は、固定資産税の課税、その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって、氏名、その他の空き家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、内部で利用することができるとされています。そのため、本町におきましても、固定資産課税台帳に記載されている情報の提供を受け、空き家等の所有者等の把握を行っています。

また、同法同条第3項にて、必要があるときは、関係する地方公共団体の長、その他の者に対して、空き家等の所有者等の把握に関し、必要な情報の提供を求めることができるとされて

います。この条文を根拠に、現在他市町村から住民票や戸籍謄本等の提供を受け、空き家等所有者などの実態把握に努めている状況でございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 先ほど答弁がありましたように、空き家は結構多いということで、平成31年度に142件だったですかね、だったですよ。

これは3番目の質問になりますけども、今後さらに空き家が増えてくると思います。その点については、町の予想はどうですか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

空き家等の発生原因は、居住者の死亡、転居や居住者が亡くなくても引き継いで相続人が居住しないなど、さまざまな要因が考えられます。本町におきましても、核家族化による世帯構造の変化や高齢化の進展等により、空き家等の件数は今後増加することが予想されます。そのため、本町では、平成31年3月に菊陽町空家等対策計画を策定し、空き家等の発生予防、利活用、解消の3つの基本的な方針を掲げ、取組を進めています。具体的に申し上げますと、地域住民、自治会、関係団体等から空き家等に関する情報収集を行い、空き家等の実態把握に努めています。さらに、空き家等の適正管理について、所有者に対する周知、意識啓発活動や空き家の利活用促進を図る空き家バンクの創設について、学識経験者、議員、地域住民、警察、消防の職員等から構成されます菊陽町空家等対策協議会におきまして、協議検討を進めてまいります。

このような取組により、今後も増加が懸念される空き家への対応を町民の皆様と一緒に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） ぜひそのような対策をお願いいたします。

それでは、4番目の質問になりますけども、例えば空き家を町が買い取り、公売するとか等の政策もあるかと思えます。これは非常にハードルが高く、難しいと思えます、先ほど言いましたけど、個人財産の件でもありますんで。少しでも可能性はないかということですが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

空き家につきましては、余り老朽化が進んでない居住可能なものにつきましては売却や賃貸に出すなど、民間市場での流通が考えられます。老朽化が進み管理不全の空き家、それから自宅に対する愛着、貸したくないとかそういう方ですね、それから家具や財産が残されてるという場合なんかは、なかなかやっぱり買い手、借り手が見つからないという状況にはあろうかと

いうふうに思いますので、やっぱり流動化は進んでないんじゃないかというふうに思います。

御提案であります空き家を町が買い取りまして公売するということにつきましては、やはり議員おっしゃいましたとおり、空き家はあくまでも個人の財産でございますので、管理不全の状態にあります空き家を町が公費を投入しまして買収し、その後売却するということは、現時点では考えてはおりません。

本町としましては、菊陽町空家等対策計画に基づきまして、空き家等の発生防止、空き家等の利活用の促進、それから支援などにつきまして、さまざまな関係者で構成します菊陽町空家等対策協議会において協議しながら、菊陽町に合った対策を講じていきたいというふうに考えております。また、管理不全な状態にある空き家の解消につきましても、空家等対策の特別措置法によりまして、空き家の状態、それから周辺の影響等を判断した上で、適切な処理を講じてまいるところでございます。

提案としましては買い取りということでございますので、そしてそれを公売ということとはなかなか現実的にはやっぱり難しいかと思えます。その土地が町の事業としてたまたま用地に入ったという場合なら買収はあろうかと思えますが、これを個別にということとは現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） 答弁としては、今部長がされましたそういった答弁が返ってくるだろうというふうには予想しておりましたけども、例えば熊本県宅地建物取引業協会とかと協定を結び、民間の力をかりるとかということも考えられるかなとも思えます。

いずれにしても、空き家の放置は衛生面、倒壊等のリスクもあるわけです、冬になりますとですね。また、他人が勝手に利用して、火災等の可能性もあります。非常に重要な課題であるわけですが、町を挙げて取り組む必要はあるかなというふうに思っております。例えば、政策としては空き家窓口相談110番とか、そういったことも考えられるんじゃないかなと思います。そういったものを町のホームページに載せれば、そういった物件をお持ちの方がもしかしたら相談に来るかもしれんということも考えられます。これは通告していませんでしたので、恐らく答弁は無理かなと思いますけども、もし答弁できれば、お願いします。無理なら結構です、通告してませんので。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） お答えいたします。

町ではこの計画書がございまして、この中で空き家バンク等の設置を考えてはおります。現時点ではまだ進んでおりませんが、そういうところで売りたい人、貸したい人、反対に借りたい人、買いたい人、そういったところを組み合わせるような、そういう組織ができればというふうには思っております。

現実的に、空き家バンクというのは、やっぱり地方の方はよく活用されているようでござい

ますけども、なかなかこのあたりでは余り、他の自治体を見てもと登録されてないという実情もあります。実際この空き家というのは、町単独では当然解消できるものではありませんので、地域、事業者、それから関係自治会、こういったところといろいろな協議をしながら解消に向けて取り組んでいきたいと思えます。その中の一つが、先ほど申しました空き家バンクとかいろんな相談窓口になろうかと思えます。これについては、今後進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○10番（福島知雄君） それで、空き家バンクを大いに利用していただいて、これは町のホームページに載せてますかね、まだ確認してませんけど。載せてないんであれば、ホームページあたりに載せていただいて、広報活動に努めていただきたいと。そうすれば、そういった所有者の方も町の方に相談したり、その窓口に来られたりする可能性もありますんで、そういった政策提言をしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） 空き家バンクでございますけど、まだ現時点では設置しておりませんので、今後ということで御理解いただきたいと思えます。

（10番福島知雄君「分かりました」の声あり）

○議長（上田茂政君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時35分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和元年12月5日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和元年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和元年12月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 廣瀬英二君 | 2番 | 矢野厚子君 |
| 3番 | 大久保輝君 | 4番 | 阪本俊浩君 |
| 5番 | 西本友春君 | 6番 | 那須真理子君 |
| 7番 | 佐々木理美子君 | 8番 | 中岡敏博君 |
| 9番 | 布田悟君 | 10番 | 福島知雄君 |
| 11番 | 坂本秀則君 | 12番 | 渡邊裕之君 |
| 13番 | 佐藤竜巳君 | 14番 | 甲斐榮治君 |
| 15番 | 岩下和高君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 北山正樹君 | 18番 | 上田茂政君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君

書記 山川真喜子君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------------|-------|------------------------|--------|
| 町 長 | 後藤三雄君 | 副 町 長 | 吉野邦宏君 |
| 教 育 長 | 上川幸俊君 | 教 育 部 長 | 吉永公紀君 |
| 総 務 部 長 | 阪本浩徳君 | 福祉生活部長 | 阪本章三君 |
| 健康保険部長 | 服部誠也君 | 経 済 部 長 | 士野公典君 |
| 土 木 部 長 | 小野秀幸君 | 会計管理者兼
会計課長 | 酒井章彦君 |
| 総 務 課 長 | 板楠健次君 | 総合政策課長 | 矢野博則君 |
| 福 祉 課 長 | 吉本雅和君 | 町 民 課 長 | 富田久美子君 |
| 健康・保険課長 | 東桂一郎君 | 経 済 部 次 長 兼
農 政 課 長 | 古賀直之君 |
| 経 済 部 次 長 兼
商 工 振 興 課 長 | 川上一弘君 | 建 設 課 長 | 矢野和幸君 |
| 都 市 計 画 課 長 | 井芹渡君 | 環 境 生 活 課 長 | 相馬仙助君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 皆さんおはようございます。議席番号14番甲斐榮治、一般質問を行います。

本日の質問については、空港へのアクセス鉄道の件、それから菊陽空港線の延伸の問題、この2つに絞りました。この問題については、まだ県からルート等の正確な情報が出ておりませんので、私の質問としても大変やりづらいところもありますし、答弁としてもやりづらいところがあるかと思えますけれども、この2つの事業というのは、数十年先の菊陽町に大きく影響するものだというふうに思っております。ですから、この問題にはしっかり注目をして、情報を得ながら、次のまちづくりについて考えていかなくちやいけない、そういう問題であるというふうに思いながらここに立っております。どうぞ皆さんも、ともに考えるということで、今日の質問をお聞きいただきたいと思います。

なお、県の政策については、先ほどルートは分かっているというふうに申し上げましたが、幾つか分かっていることがありますので、この場で今日は、傍聴席の皆さんもいらっしゃいますので、今までに明らかになっていることを1回押さえて、それから質問に移りたいというふうに思います。

本年の9月までに確認されていることを箇条書き的に申し上げます。

1つは、アクセス鉄道のルートは豊肥本線三里木駅から分岐をすると。それから、県の運動公園付近に新駅を創設する。これ1点です。

それから、アクセス鉄道の豊肥本線への乗り入れはしない。これは大津、阿蘇方面の利便性へ配慮するというこのようです。

それから、鉄道の整備については第三セクターで行う。鉄道の運行はJR九州に委託をする。

それから、4番目として、JR九州は鉄道の開通後、利益を得た部分、増益効果の一部を第三セクターに支出をする。第三セクターへの出資はしないが、整備費の3分の1を上限として、利益が増えた分の還元を第三セクターにすることは決まっておるようです。

それから、県の交通政策課内には、空港アクセス整備推進室が設けられております。県庁内では横断的な組織として、関係課で構成する空港アクセス鉄道整備推進プロジェクトチームが設置をされております。これは県の体制です。

〔
取消し

〕

それから、これは県が表明したことではありませんが、県議会内あたりでは、空港ビルの完成があと4年、4年後に空港ビルが完成をする。鉄道の開通は多分10年後になるのではないかと、こういうことが話されているという事実です。

それから、県議会の9月の定例会で現在の進捗状況についてやりとりがあっております。12月の議会でも中村県議の方から質問があつておるようです。9月の定例会では、くまもと民主連合の鎌田議員、それから公明党の城下議員、それから立憲民主党の濱田議員が定例会で質疑をして、知事が答弁をされております。それから、特別委員会の方では前川委員、自民党です。それから、田代委員、これも自民党です。そういった人たち、あるいは前田委員からいろいろ質問が出て、それに県の行政が答えてると。こういうことを情報を提供していただいております。本日は、その情報に基づいて一般質問を行いたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 1番目に行きます。

先ほど申し上げましたように、9月の定例会における県知事及び行政側の回答、それについて町の考え方をお聞きしたいと思います。

まず、事業効果についての知事答弁は、直接的効果、定時制、決まった時間にびしゃっと着くということです。それから、速達性、信号等に邪魔されずに速やかに空港にアクセスができる。バスの積み残しの解消、こういった直接的効果と、熊本県全体への波及効果、これは九州一円の鉄道ネットワークや他空港との連携によるインバウンド増など、空港の利便性を高め、県経済への起爆剤となるという間接的効果であるが、空港アクセスについて、皆さんも御存じのとおり、ほかの角度からの提案もなされておりますが、この知事答弁について、町としてはどう考えるかお伺いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

現在、熊本県において、阿蘇くまもと空港へのアクセスを改善させるため、空港アクセス鉄道の整備に向けた取組が進められています。その事業効果は、空港利用者への直接的な効果と熊本県全体への経済的な波及効果と説明されています。加えて、県民総合運動公園周辺に中間駅を設けることで、運動公園周辺へのアクセス改善を図ることに加え、経済効果を見込める大規模なスポーツ大会やコンサート等のイベント誘致が期待できるとされています。

町としましては、こうした空港利用の利便性向上による人の流れと経済的な波及効果を本町

にしっかりと取り込むことができるよう、引き続き、事業主体である熊本県と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） おおよそ県知事と同じような考え方であるというふうに理解をいたしました。

バスによるアクセスというのが、また提案されているみたいですが、これは私の考えですけれども、バスによる空港へのアクセスというのは、限られた地域の利便性とか経済性からの発想だというふうに思います。具体的に言えば、熊本市という一限られた地域から空港へアクセスするにはこうだというふうな発想ではないか。県知事の犬空港構想というのは、点と線ではなくて、点と線を結びながら、最後は面へ広がっていくという展望を持った、そういう構想ではないかというふうに理解しております。1つの地域だけではなくて、空港周辺の自治体幾つもあります、県全体へのもろもろのプラスの波及効果、そういう可能性を持った構想であると思います。県全体の先の延長線上には、九州一円との連携、それからもうちょっと視野を広げると、アジア地域との交流も視野に納めるようなことができるような壮大な構想であるというふうに私は理解しております。

阿蘇くまもと空港が、人と物の流れの拠点になるばかりか、この沿線部分に非常にいろんな企業とか事業が展開されていく、そういう展望を持つ構想であると思います。そして、最後は先ほど課長も申されましたが、県の運動公園へのアクセスの利便性が格段に向上すると。私なんか、かつて高校総体で生徒をどうというふうにしてあそこまで輸送するかというので随分苦労した思い出がありますが、それあたりも全く難なく解決する、そういう問題ではないかというふうに思っております。

それで、そういう評価をしております。その辺は今、総合政策課の課長がおっしゃったことと大体重なと思いますけれども、あと県運動公園付近の新駅設置の場所について、これも微妙な問題、こちらからどうのこうの言えるような話ではありませんけれども、何か町としては要望を持ってらっしゃいますか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

運動公園付近に設置が予定されております新駅については、運動公園利用者はもちろんのこと、町民が利用しやすい駅になることを希望しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今はその程度しか言えないだろうというふうに解釈をいたします。

県免許センターが菊陽町にはありますので、その辺への利便性、これも考えてほしいと思いますし、あの付近を見ますと、熊本市の市域と菊陽町の町域とが重なり合うようなところにな

っておりますが、欲を言えば、できれば菊陽町の町域に建設されればというふうな気持ちがあります。

しかし、この辺については、県が主体的に考えることですので、このぐらいに止めておきます。

それから、三里木駅への乗り入れのあり方について質問が出て、答えが出ておりますが、乗りかえを伴わない空港への直接乗り入れの件と、それから乗りかえの場合の直角乗り入れ、三里木駅に直角に乗り入れるのと、海面並行ですから、東京の山手線とかその辺のあり方みたいに、おりたら同じホームですぐ乗りかえられるという対面乗り入れというふうなことが言われて、県の方としては、対面並行乗り入れではないかというふうな答弁ですけれども、この辺についてはいかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

空港アクセス鉄道については、熊本県による調査検討の結果、JR三里木駅からの鉄道分岐延伸の方針が進められており、平成31年2月の県とJR九州との同意内容に基づき、肥後大津駅方面の利便性を損なわないことが前提とされております。

現在、乗り入れの方法についてのさまざまな意見を踏まえ、事業主体である県において、技術的かつ経済的な視点から研究が行われており、また利用者の利便性向上につながる方策の検討がなされていると伺っています。

町としましては、その状況を注視し、適宜県との情報共有を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 想像としては、恐らく対面の並行の乗り入れというふうになるんじゃないかというふうに想像しますが、もう一つ問題は、当面は、例えば直角乗り入れにした場合には、それはいいです。要するに、豊肥線に乗り入れて、空港アクセス鉄道が、そして熊本駅と直接空港とがつながるとい形になると、大津方面が非常に困ると、阿蘇もです。その辺は理解できますが、一番大きな需要を持つてるのは、これは何といても熊本市だと思います。熊本市から空港に行くという、その辺の大きな需要があると思いますので、多分将来的には、豊肥線が複線化されて、その可能性が1つ、それから熊本駅から空港へ直接乗り入れるというふうなことになる可能性が十分にあると思いますが、その辺については町は何か考えてらっしゃいますか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

議員の方からお尋ねがありました件については、県議会の方で議論の方も進められているかと思っております。県の動向を見て考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今はそういう答えしかできないというふうに理解しますが、必ず将来これは起こり得る問題だというふうに思います。町も当然、その辺は想定してらっしゃると思いますが、ぜひ今後の頭の中に入れておいていただきたいというふうに要望しておきます。

この前の9月議会での町長の答弁は、一度、三里木でおりていただいて、そして菊陽町にも入ってもらおうというあり方がいいんだというふうな答弁されております。誠にそのとおりでと思いますけれども、そのためには、やはり対策が必要だと思いますので、その辺についても今後検討をどうぞよろしく願いをしておきます。

それから、4番目に移ります。

三里木駅とその周辺についてどのような施策が必要と考えているか。運動公園付近の新駅周辺についてどのような変化を想定し、どのような施策が必要と考えているか。

三里木駅が随分また変わると思います。その周辺についてもいろんな影響がいくんではないか、その辺について、それからまた、新駅がどこにできるかも分かってませんけれども、白水地域は少なからぬ影響を受けるというふうに思いますので、その辺について何か施策を考えておるといふことであれば教えていただきたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

今回の空港アクセス鉄道は、三里木駅から分岐し、運動公園付近に中間駅を設けることにより非常に多くの利用者が見込まれています。多くの利用が見込まれる鉄道を円滑に運行するためには、それなりの駅の機能が必要になってまいりますし、駅周辺、地域の活性化につなげていく必要があると思います。また、運動公園付近の新駅につきましては、現時点では、具体的な場所など示されてない状況であります。空港アクセス鉄道の整備は県の事業でありますし、運行業務はJR九州に委託される予定です。したがって、まずは事業主体である熊本県やJR九州との密な連携のもと、引き続き情報共有を行っていきたいと考えております。その上で、事業計画の詳細を把握しましたら、町議会をはじめ、町民の皆様の御意見を伺いながら、町としての施策を展開していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） これも県の施策が明確になっていない時点で答えづらいと思いますけれども、ちょっと私の方でこういうことが必要じゃないかということをお尋ねいたしますので、答えられれば、ひとつ答えていただきたい。

1つは、まちづくりの中における三里木駅の位置づけをどうするのか。三里木駅の位置づけです。どういうことかと言いますと、町民の皆さんの中では、菊陽町の玄関口として捉えるべきではないかと。今まで光の森地区が大体菊陽町の心臓みたいな役割を果たしてきましたけれども、三里木駅から分岐するというのであれば、そこから光の森も近いですし、三里木付近

の量販店がいっぱい集積されております。その辺もありますし、菊陽町の玄関にしてはどうかという町民の意見がございます。その辺は位置づけをどうするかということが1点です。

それから、三里木駅が現在の敷地の広さで対応できるか。その辺はどう考えているか。これも答えづらいと思いますが、せめて現在の敷地で対応できるのかできないのか。もっと広くなくちゃいけないのか、その辺についてはどう考えてらっしゃるのか。

3点目です。三里木駅の駅舎の構造、これもJRとの話し合いの中でしかできないと思えますけれども、これも町民段階で出ております意見は、駅舎の中に商店街、そういったのを取り込んでいくべきではないか。そうしますと、駅舎がビルみたいになります。そういったこと。それから、その周辺が、今三里木駅の北側というのは道路がミニ開発の集積みたいになって、行き止まり、行き止まりになってます。そういった辺もあのままでいいのか。そういう問題の指摘が出ております。今、一応まずその3点について、何か考えがあれば聞かせてください。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） 詳細はまだ私どもも把握しておりませんので、何とも申せませんが、三里木駅は光の森駅ができるまでは、相当数は多うございました。光の森駅ができて、今1,100人ぐらいですか。原水駅が今多くなって1,500人ぐらいということで、少しずつ最近少ないようなんですけれども、当然、空港アクセス鉄道ができれば、相当の数の利用者になるかと思えます。町としましては、当然、光の森駅も町の顔のような駅になっております。原水駅も企業の方の顔のような駅と。当然、三里木駅も町の顔になるような、駅が幾つも顔になるんじゃないかというように思います。

それから、敷地でございますけれども、敷地につきましては、町所有の分とJRの分が当然ございまして、多い少ないは今のところは何も申せません。駅舎でございますけれども、駅舎は平成10年前後にJRの方が改築をいたしまして、今の駅舎になっております。その中に、町の情報プラザというのが何平米か、15平米ぐらい、あそこは町の所有になってございまして、町の情報発信の部分になっております。ですので、駅舎につきましては、私どもがどうのこうのというわけには、現時点では何も言えないというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 昭和55年の提言にも、町の顔というのは幾つあってもいいという、その辺の提言があります。ですから、原水駅は原水駅、三里木駅は三里木駅、光の森駅は光の森駅というふうな特徴を生かすということは大変いいことじゃないかというふうには思います。

ただ私が今申し上げたことは、今答えられなくても、どうぞ頭の中に置いておいていただきたいと思えます。

それから、次に行きます。

三里木駅のへアクセス、三里木駅が分岐点になるならば、当然、そこに対するアクセスを考えなくちゃいけない。バスをどういうふうにあそこにアクセスするか。それから、自家用車、

今駐車場も非常に狭いですが、タクシー、そういった交通手段、それから先ほど申し上げました行き止まりになっている道路とか、アクセスの道路が非常に貧しい状態ですので、その辺がどうなるのか。それから、駐車場と駐輪場、その辺も必要になるかと思えます。その辺についても何か考えがあれば聞かせていただきたい。

そういったことも関連して、町の商工会等との意見交換をもうそろそろ行ってはどうかというふうに思っておりますが、その辺の考えもお聞かせいただきたいと思えます。

それからもう一点、白水地区の土地利用の見直し、これも難しい問題というのは認識しておりますけれども、これについても何らか考えを持ってらっしゃるか。その3点について回答をお願いします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 鉄道をどうするかというのは、これは今、県の方もJRの方に、鉄道・運輸機構の方に委託した中で、詳細調査の方に入っておられることで、本年度中にはその結果が出るかと思えますけど、公表がいつあるか分かりませんが、そういう中で、当然、いろいろ影響を受ける分につきましては、当然いろんな工事が必要ですけども、補償工事あたりでありますし、今よりも三里木駅、どういう形で出るかというのも見らないと、今の時点でどうだこうだと言っても、見えるような状況じゃありませんので、そういう結果の詳細調査が出るのを見た上で、対応をいろんな形でしていくようなことは考えております。

それと、新駅の周辺、ここは菊陽町の方は市街化調整区域ですけども、知事の方におかれましては、柔軟な緩和策もとりながらという考えを持っておられるようでございますので、その辺についても詳細調査の結果が出て、事業としてはやがて10年ぐらいかかる事業ですので、その時点を見てからいろいろ段階に応じた対応はしていきたいというふうに考えております。

（14番甲斐榮治君「商工会との」の声あり）

商工会の方とも、やはりある程度のもが見えないと、今の段階でどうするこうするということは言えないんじゃないかと思っておりますので、十分その辺も、まずは詳細調査が出た段階で、それを見ながらやっていきたいと思えます。さっき言われるように、あの周辺、いろんなお店がありますけれども、非常に敷地としては狭いところありますので、その辺は専門的なJRの方で、今委託を受けられておりますので、その辺のことはどう出るかというのは見た上で、当然、大きな駅舎といいますか、ビルを兼ねたようなものが出てくるのか、その辺は、これもやっぱり詳細調査が出ないとなかなか物を言えないような状況であります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 9月議会での町長のお答えが、待つべきときは待つというふうなことでしたけれども、今はそのような御意見であったかというふうに思えます。そのことについては、また後で御意見を申し上げたいと思えます。

次に移りますが、⑤です。空港アクセス鉄道が基本的に高架となること、これはほぼそういうふうになるという結論が出ているみたいです。空港ビルの2階にずっと高架で行って、三里

木駅から高架で行って、そして最終的にも空港ビルの2階に接続するという考え方のようですが、このことについてどう考えるのか。また、この場合、地域に対してどのような配慮を考えてらっしゃるか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

先の県議会9月定例会における高速交通ネットワーク整備推進特別委員会において、県の執行部から、鉄道施設は基本的に高架構造を想定しているとの説明がなされております。熊本県では、ルート選定や需要予測等に関する詳細調査が進められており、現時点で、高架構造を基本とすることを想定されているものと承知しております。県では、事業を推進する上で配慮すべき点について、全庁横断的なプロジェクトチームや鉄道・運輸機構による詳細調査において調査検討を進められているところです。町といたしましては、県との情報共有の過程で、地域住民の生活が影響される点については配慮されるよう要望してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 効果というのは頭の中で想像しますと、大体、田んぼとかそういうところを通るときにもどういうふうになるかというのは想像が付きましますけれども、環境の保護とかそういったことについて、どうぞ町の方としても十分配慮をいただきたいと思います。

それから、空港へのアクセスが鉄道というふうになってるわけですが、県とか市は、鉄道以外の2次的なアクセス手段、バスとかいろいろ考えてらっしゃるみたいですが、菊陽町としては何か考えてらっしゃるのか。また、考えてらっしゃるとすれば、当然、インフラ等の整備が必要になりますが、その辺はどうかお答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、現在、事業主体である県において、ルート選定や需要予測等に関する詳細調査が進められており、その調査結果や事業計画の詳細はまだ分かっておりません。したがって、まずは事業主体である熊本県との密な連携のもと、引き続き情報共有を行ってまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） これも言うならば、県の計画が明らかにならないと何も言えないという、そういう答弁だと思いますが、ちょっと指摘を少しさせていただきたい。通告はしていませんけれども、空港周辺に民間の駐車場があります。その対応も頭の中に入れていただきたい。今の状況、林の中に、私有地ですから何も言えないんですけども、阿蘇くまもと空港が、今後大きな発展をして、国際的なところまでカバーするというふうなところになると、あの辺の整備といいますか、もちろん所有者との協議が必要になるとは思いますが、その辺も考え

ておくべきじゃないかというふうに思います。少し雑然としている感じがどうしてもありますので、熊本県が観光を売り出すというふうになれば、その大事な沿線にある地域ですので、その辺もひとつ配慮をしていただきたい。

それから、道路の整備については、現在、滑走路の下をトンネル1本で行ってますけれども、それが果たして1本でいいのかどうか。これも今言うて、今どうのこうのという話ではないと思いますけれども、どうぞ考えておいていただきたいと思います。道路の整備です。空港にアクセスするについての道路の整備。現在の白水地区から空港に上がる道路もちょっと狭いし、それから国際観光道路としてはちょっとでこぼこがあったりして、検討すべきじゃないかというふうに思っておりますので、その辺もどうぞよろしくお願いします。

次です。7番に行きます。

空港のアクセス鉄道の沿線です。これは空港へのアクセスだけじゃなくて、全て町とかなんとかは、道路1本、線路1本で変わりますので、どのような施設の展開を予想していらっしゃるか。予想していらっしゃれば、お伝えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

一連の御質問にもありましたように、空港アクセス鉄道の整備は、単に空港利用者の利便性を向上させるだけでなく、県経済の発展に大きく寄与することが期待されております。現時点での具体的なルートや事業計画の詳細は分かっておりませんので、沿線に想定される施設について具体的に言及する段階ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） これも県議会等のやりとりを見ておりますと、県営球場の誘致、これは私たちが素人で考えてみても、空港は近いし、高速道路も近いし、いろんなインフラ等も整備されている。そばに県のスポーツ公園がある。そういったスポーツ関係の施設を集中的に運営するということであれば、県営球場は、白水台地ですか、あの辺に誘致したが一番いいんじゃないかというふうなことで、ただこれも県知事の答弁によりますと、まだ答える段階にはないと。熊本市との調整等もあるのではというふうになっておりますが、これもぜひ町としては、手を上げて努力していただきたいと思います。

それから、あとKKウイングとかいろいろありますけれども、単なるスポーツだけでなく、いろんな音楽のイベントとか、そういうのを誘致するとすれば、アリーナ、私も何回かあちこち見に行きましたけれども、アリーナ等も、これは町がつかれるというわけじゃありませんけれども、誘致するというんですか、民間のアリーナの施設を誘致する。そういったこともどうか考えておいていただきたい。

それでは、次に参ります。

もう一つの空港関連で、町全体に非常に大きな影響を及ぼすと思われるもう一つの事業が、

菊陽空港線の延伸事業でございます。これまでの事実の経過を整理すると、8月に予備設計業務を発注したと。跨線橋で豊肥線を超えますけれども、予備設計業務はこれは跨線橋じゃなくて、町の担当の部分の予備設計事業、これは確認です。ですかね。その辺もちょっとお答えいただきたい。

それから、合志市の市道とつながる予定ですが、その福原原水線の改良は、今年度末には完成するというこの前の答弁でしたけれども、これはこのとおりに理解しとっていいのかわるか。まず、その点をお願いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） おはようございます。お答えします。

まず、跨線橋は町の施行区間なのかということにお答えします。

跨線橋は、県の施行区間になります。

それから、もう一つ、合志の市道の福原原水線の進捗状況につきましては、本年度末、来年の3月には完了予定というふうに伺っております。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） お聞きしたのは、跨線橋が県の事業というのは理解しておりますけれども、予備設計業務を発注したのは町の部分なのかというふうな問いでした。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 前回の議会でお答えした予備設計業務は、県の方の予備設計が発注されて契約されたということでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それから、次の合志市の福原原水線です。これは何車線ですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 2車線でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） そうしますと、ここに接続をするわけですが、現在、菊陽空港線の役場の東側は、4車線のところと、それから2車線で真ん中に空き地がある、そういう構造になっています。ここは、何車線にされる予定なのか教えていただきたい。跨線橋も含めて。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 道路の断面といたしましては、2車線道路として計画いたしております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それでは、県の跨線橋も2車線というふうに理解していいですか。

それから、その先の700メートルですか、合志の市道につながる700メートルも2車線という

ふうに理解していいですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 県の施行区間も町の施行区間も、道路の断面としましては2車線道路として現在計画をいたしております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それから、跨線橋を通過して町の担当区間がありますけれども、これが長塚団地を横切ることになります。その辺について、住民といろいろ話し合いもあったというふうに聞いておりますが、その辺について合意は成立しておるのかどうかお聞かせいただきたい。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 合意の方は成立いたしまして、測量業務を終えたところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） では、長塚団地をボックス型で通るといえることですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えします。

ボックスカルバートによる暗渠形式での検討を行っております。

（14番甲斐榮治君「決定ではない」の声あり）

決定ではございませんけれども、一応その方向で進めております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） では、長塚団地を横断するというのは、ボックスで、多分これはボックスになれば、上の方には住宅は建てられないと思いますけれども、広場か何かにするとかというふうな、そういう方向性であるというふうに理解しとっていいですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） ボックスの上の部分は緑地として利用可能と考えております。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今後の予定で分かっていることを伝えてください。

県の事業と、それから町の事業です。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 今後のスケジュールにつきましては、まだルートの方が決定しておりませんので、まだ現段階では未定であります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今の段階では、長塚団地のいずれかを通るという段階であると。どこだというふうにはまだ決定していないと、こういうふうに理解していいですか。

ですから、それが分からなければ、予定も立たないというふうなことです。

この道路も、何回も申し上げておりますように、道路1本で随分町の対応というのは変わりますので、この菊陽空港線ができたときに、いろいろ沿線が企業が張りついたり、あるいは商店が張りついたりとか、いろんな変化をしたいと思います。非常に大事な道路だと思いますので、どうぞしっかり進めていただきたい。ただ、これは難しいかもしれませんが、個人的な希望なんです、あそこの合志の市道に結びつくまでぐらい、要するに、大津植木線ですか、そうですね。そこに到達するぐらいまでは、全部は行かないと思いますが、4車線ぐらいでもらえないかなと。というのは、渋滞の解消です。これやっぱり考えておくべきじゃないか。その点を申し上げて、この質問は終わりたいと思います。

3番目に移ります。

この2つの事業というのは、菊陽町のまちづくりに非常に大きな変化をもたらすものであります。そのための体制づくり、事業展開のスケジュール等、これも待つと言われてしまうとそれでおしまいなんですけれども、町はどういうふうにこの辺を考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたい。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの質問事項にお答えしたいと思います。

まず、空港アクセス鉄道の整備につきましては、先ほども申し上げましたように、現在、事業主体である県によるルートを検討や事業計画等の詳細調査が進められている段階であります。現時点におきましては、事業の全体スケジュールや詳細な内容は分かっておりませんが、この進捗に応じた町の体制の方を整備していく必要があるというふうに考えております。

次に、今質問がありました菊陽空港線の延伸につきましては、現在、県、町双方とも、測量、予備設計を行っている段階でありまして、ルートの決定や工事の着手時期等の明確なことは、今の段階でお答えすることはできませんが、今後も県としっかりと連携をとっていくことが大事でありますので、連携をとりながら、早期の工事着手を目指して進めてまいります。

両事業が菊陽町が将来、大きく発展することにつながるようなことができるように、これは議会の皆さんや町民の皆さんと一緒に取り組んでまいりたい所存であります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） この件について、町の認識と私の認識というのはほぼ重なっているというふうには思いますが、ただ1点、おっしゃることも分かります。待つべきときは待つんだと。県の計画が出てこない、なかなか具体的に展開しづらいと。分かりますけれども、数十年先の菊陽町を決めるような、そういう性格を持った事業です。とすれば、ある程度分かって

いることがありますので、もうこの段階から、ある程度の体制をつくって迎えるべきではないかと。このままただ待ってるというだけでいいのかなという疑問を今日は呈しておきたいというふうに思います。

今、町を眺めてみますと、東の方では、工業団地が満杯になりました。それを拡充するという段階に来ています。それから、セントラル病院が、大津町から菊陽町に移ります。それから、菊陽空港線が延長されて、中九州自動車道に接続する展望を開いています。こういう変化が東の方では起こっている。それから、南の方では、白水地域の一部に、一部ですけども、産業が集積されています。それから、鼻ぐり井手の世界かんがい遺跡の指定も決まりました。そういった変化があります。それから、北の方では、かつて北小学校は生徒が減ると言っておりましたが、最近は住宅が増えて、北小学校も増えつつあると、そういう変化が見えます。それから、町の中央部については、町のセンター機能が、この付近ですけれども、防災センターあたりもできて、センター機能が強化されるという状況です。それから、三里木の方に行きますと、大型量販店が進出をしておると。それから、少し北に行くと、総合体育館が建設をされる、秒読みに入っている、日程読みに入っているという段階です。西の方は、光の森の人口増加がどうやらピークを迎えて、武蔵ヶ丘小学校はややもう生徒減に直面しているという状況です。一方、武蔵ヶ丘北の方では、花立地区に非常に建築ラッシュで、戸建てが随分増えてますし、アパートも増えてますし、そういう状況で、それからゆめタウンも非常ににぎわっているという状況です。それから、空港アクセス鉄道が今度新設をされていくと。そういう状況が町にはあります。

これらを個々別々じゃなくて、大きく一まとめにして、そしてこの2つの事業を契機にして、町のあり方をもう一度再点検していく、再構築していく。昭和55年提言にまさるとも劣らんような、そういう計画を今つくると。そういうところに来ているのではないかと思います。待つのも分かりますが、ただそれだけじゃなくて、もう少し積極的にいろいろ取り組んでいいんじゃないか、そういうことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時52分

再開 午前11時2分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 皆様おはようございます。議席番号2番の矢野厚子です。傍聴においでいただきました皆様、お忙しい中、ありがとうございます。

今日は、昨年12月議会から、ちょうど丸一年の一般質問となります。昨年は、補欠選挙の

直後で、何とか本年の本選まで爪跡を残そうと必死の思いでした。4月の本選の後、無事、議席をいただき、町民の皆様の声を聞ける機会をいただきました。今回は、その中で、町民の皆様一人一人が積極的に町と一緒に活動できること、そしてそれが未来を担う子どもたちの負担を軽減するためにつながるよという思いでさせていただきます。今しなければならないこと、それをみんなで考えたいと思っています。質問は質問席にてさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） まず、質問の前に1つお断りしておきます。今回、3番と4番の質問を入れ替えて行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ではまず、1番目の菊陽町の緑化推進の政策についてお伺いします。

菊陽町の総合計画の中には、ハゼ並木や杉並木というのが菊陽町のシンボルとしてうたわれておりますけれども、その現状と、それをどこの担当課が把握しているかをお伺いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えします。

樹木の管理としましては、現在、JR線路南側の県道の樹木は県で管理しており、JR敷地内のハゼ並木についてはJRで管理いたしております。また、JR線路北側の町道、里道の杉並木につきましては建設課で管理しております。なお、建設課管理の樹木につきましては、樹木の健全度診断を実施し、樹木の現状について把握いたしております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 管理をされているということでお伺いしましたけれども、2番目の、聞こえなかったです。すみません。失礼しました。

地元でアパートに杉の枝が当たり、伐採の相談をしたときに、杉の立っている場所が県の土地であれば県、町の土地であれば町、私有地であればまた違うということで、町と県と行き来したことがあります。さらに、杉並木保存会の許可が必要と言われ、家を探して会いに行ったことがあります。その方は、残念ながら、8月に亡くなり、その直前まで保存のことを気にされておりました。

今後、杉並木の安全を保つために、伐採が必要なときにはどのような対応を考えているかをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） 2番の質問でよろしいでしょうか。

（2番矢野厚子君「はい、すみません」の声あり）

まず、杉並木保存会のことにつきまして少し説明させていただきたいと思っております。

杉並木保存会につきましては、資料によりますと、大正年代に、地元の有志を中心に結成されたことが始まりとされております。また、戦後におきましては、昭和32年ごろ、再結成だと

思うんですけども、組織されまして、昭和38年ごろから特に活発な動きをされていたというふうな記録もありまして、それから昭和40年10月に新たな組織として再出発したというふうな記録もございます。私たちが知り得ますのは、新しい平成時代に入ってからということになりますけども、平成元年12月に歴史調査を行ったという記録がございました。また、活動の一つとしまして、議員がおっしゃいました伐採関係なんですけども、倒れる危険がある杉の現地確認などがありました。その際、御相談しまして、やむを得ず伐採を承認をされてはおられました。伐採をしたならば、伐採後は補植をというふうなことをよく依頼されていたというふうに、私も何度か立ち会ったことがございました。この了承というのは、許可というような権限ではなくて、了解を得るというようなものだったというふうに思います。近年では、先ほど議員がおっしゃいました入道水の高木氏がお一人で活動されてたというのが実態のようでございます。

杉並木保存会には、私ども町としましても、平成6年5月の旧屋久町との姉妹都市盟約、これ杉が取り持つ縁ということでございますけども、その際もいろいろ御協力をいただいたという経緯もございます。また、高木氏は、平成11年の台風18号で倒れました菊陽町の杉並木のシンボルでありました菊陽太郎、これ樹齢が約200年と言われております。これが倒れたとき、幼木等を自分でつくられまして補植をされております。こういったのをはじめ、町には100本を超えるような樹木を育成されまして、自ら補植をされたり、町や県の方にも寄贈をされておられます。この間、高木氏は、平成21年に熊日緑のリボン賞という賞を受賞されていたと思います。しかしながら、議員も御承知のとおり、今年に入りまして、高木氏がお亡くなりになりましたので、この杉並木保存会としての活動はなくなったというふうに理解しております。

御質問の杉の伐採の許可の関係なんですけども、もともと杉並木保存会に権限というのはなくて、慣行として説明をして了承をいただいていたというようなところでございまして、最終的な権限というのは杉の管理者になろうかというふうに思います。

一方、行政サイドでも、昭和50年代に入りまして、熊本県では緑の3倍増計画というのがありました。この中で、豊後街道、大津街道の杉並木の整備の機運が高まりまして、整備計画が策定されております。その後、昭和61年5月に、関係機関によりまして、杉並木保全調査検討会という組織が設立されまして、その後、昭和62年5月に、熊本県知事、当時、細川知事だったんですけども、知事を会長とします大津街道杉並木連絡協議会という組織が新たに設立されております。同年6月、昭和62年6月4日だと思いますけども、その協議会が主催となりまして、私たちの手でふるさとの遺産を未来へつなごうというのをスローガンで、本町の三里木、まるよさんの近くで、杉並木の植樹式が行われたというのは御存じかと思います。

この大津街道杉並木連絡協議会という組織の業務の一つとしまして、杉の伐採に係る協議というのがございました。杉の伐採が必要な事業がある場合、事業者、国とか県とか町だったと思いますけども、協議会の方に伐採の協議を申し出てください。内容を協議会の下部組織であります幹事会という組織で伐採の可否を議論されておりました。伐採が承認されれば、組織し

ている関係機関に意見を聞くというようなことになっておりました。

なお、この大津街道杉並木連絡協議会は、県の景観を担当する部署が事務局でございまして、私ども記録としては、平成11年ごろまではいろいろなやりとりがございましたが、その後はなかなか組織としての活動は休止したような状態であったかというふうに思います。

直近で言いますと、高木氏には、杉並木陸橋、図書館の横の橋のときは五、六本、杉の伐採があったそうなんですけど、そのときは担当の方が高木さんの方に相談に行って、了承をいただいたということで、許可とかそういうものでございまして、説明をして、必要ですからということで説明をしたということは聞いております。

以上が杉の伐採に係る知り得ることでございます。

御存じのとおり、本町の町木は杉でございます。これは約400年の歴史を持つ旧豊後街道杉並木は、大地にしっかりと根を張り、天に向かって伸びゆく姿は本町の将来を象徴しているということで選定されたものでございます。町としましては、杉並木保存会の志を忘れずに、その貴重な財産であります杉並木を後世に引き継いでいけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 丁寧なお調べありがとうございます。

しかし、今後、どこがきちんと、杉並木連絡協議会がなくなってからが活動してないということで、その辺を今後、町としては明確にして、実際、いろいろ切らなきやいけないというときに、たらい回しにならないようお願いをしたいと思います。

そして、町長、なぜ加藤清正があそこに杉並木を植えたか御存じですか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 熊本城の築城のときに、この屋久杉を使ったというのがありまして、これ確認はないんですけども、清正公が屋久島の方からこの屋久杉の苗を取り寄せて、旧の豊後街道の杉並木は屋久杉ということ、そういう伝えがありますので、先ほど総務部長が言いましたように、杉並木の補植をする場合に、その当時、建設省とっておりましたけども、建設省の方と熊本県と菊陽町の方から屋久島の方に行って対応していただいたのが、旧の屋久町の方々が世話をさせていただいて、第1回目の植樹式があって、その後、それが縁でずっと続いておりました、私が担当しとったときには屋久島町の方から屋久杉の苗を数十本、それも地元の方から土まで一緒に持ってきて植えていただいた。それがしっかりと大地の中で育っているという状況であります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） さすが町長、しっかりと御存じで、杉並木、加藤清正とインターネットで検索をしますと、加藤清正が熊本城の改築とか修理のために、豊後街道に杉並木を植えたということが書かれてるんです。本当は、立派に育ってれば、今回の地震で壊れた熊本城の柱1本にでも、菊陽の杉が使われれば、菊陽の誇りとなったのではないかと、ちょっと残念に思っ

おります。もし間に合うなら、そういうことも提言していただければと思っております。

あともう一つは、敵の侵略を防ぐために切り倒したということが書かれておりました。

続きまして、菊陽町の顔となる特産品と観光についてに移らせていただきます。

先日、テレビでドラマが放映されたり、お祭りを中心に紹介されたりして、鼻ぐり井手の知名度は少しずつ上がっています。ただまだまだ印象が薄く、今後、菊陽町の観光のアピールをどのように考えていらっしゃいますか。お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） お答えします。

観光についての御質問でありますので、観光の考え方につきまして御説明申し上げ、議員の御質問にお答えしたいと思います。

観光につきましては、さまざまな考え方があると思いますが、国の観光政策審議会においては、余暇の時間の中で日常生活圏を離れて行うさまざまな活動であって、触れ合い、学び、遊ぶということを目的とするということが定義されております。本町におきましては、学ぶ場所として、鼻ぐり井手や鉄砲小路の生け垣などがあります。また、触れ合い、遊ぶ場所としましては、鼻ぐり井手公園や菊陽杉並木公園、「さんふれあ」などがあります。

鼻ぐり井手の知名度アップにつきましては、南小校区の活性化に資する目的とあわせて、平成25年度から平成27年度にかけて鼻ぐり井手公園の拡張整備を行っております。また、平成30年8月には、鼻ぐり井手を含む白川流域かんがい用水群が世界かんがい施設遺産に登録され、平成31年3月には、馬場楠井手の鼻ぐりが県の史跡に指定されています。さらに、令和元年10月には、TKUドキュメントドラマ加藤清正で、鼻ぐり井手が紹介されています。

このことにより、鼻ぐり井手の見学者や地域の祭りであります鼻ぐり井手祭も、今年は1,200人の来場者があり、ますます盛況となっております。また、休日には多くの親子連れが鼻ぐり井手公園を訪れるようになり、推定値ではありますが、年間1万人以上の来園者があっております。

本町の観光アピールにつきましては、歴史的農業土木施設である鼻ぐり井手を観光拠点として、杉並フェスタや夏祭りなど、町ホームページや町ルートマップ、未来、ひと、歴史ふれあいのまち菊陽のパフレットの活用や空港の民営化に合わせて本町を紹介するパネル展示を行うなど、本町の魅力をアピールしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） いろんな地域をめぐるということで、今後、三里木駅から熊本空港へのJRの分岐延伸が計画されている中、近くまで観光客がやってきます。その観光客を素通りさせることなく、この地域に、南は鼻ぐり井手を拠点に、北は杉並木公園を拠点に、菊陽町に点在している歴史的遺産を線で結べるようにルートをつくり、JRのウォークラリーとともに楽しめる観光めぐりを提案したいと思います。

続きまして、特産品の開発をどのように考えているかを質問したいと思います。

ニンジンの特産地として数年前ににんじん焼酎がつくられ、ラベルも川崎のぼる先生に描いてもらい、力を入れられましたが、いつの間にか消え、今年の初めにはニンジンカレーの開発ということで試食もしました。その後の状況は、今どうなっていますか。お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

本町では、ニンジンをはじめとするさまざまな農畜産物が生産されており、多くの作物等は成果物として県内外の市場へ出荷されております。しかしながら、加工品については、町を代表するような特産品は少ないのが現状であります。特産品は、消費活性化、認知度向上及びブランド力向上など、さまざまな面でプラスになるとともに、町の魅力向上に寄与するものと考えており、農畜産物加工品を含む町の特産品を開発していく必要があると認識しております。

近年の本町における特産品開発を振り返りますと、先ほど議員が申されましたように、平成19年度から、本町のニンジンを原料とした焼酎の開発を開始し、平成22年度ににんじん焼酎「酔紅」として販売を開始し、平成27年度末までに7,000本の製造販売を行いました。「酔紅」は、贈答品として一定の評価を得たものの、無色であり、ニンジンらしさが弱い、他の焼酎と比較し、価格が高いなどの課題が顕著となったことや、運営方法の問題も影響し、現在は製造販売を中止しております。

また、平成28年度には、菊陽産農畜産物を町内で消費する取組及び農畜産物を生かした特産品開発等を目的とした菊陽町地産地消協議会が設立されました。同協議会では、ニンジンの色を生かしたニンジンリキュール及びニンジンを1本丸ごと使用した「ごろっと！！にんじんカレー」の開発を行っております。これまでの経過として、ニンジンリキュールについては、製造コストの問題から、平成30年度末で開発を中止しました。一方、「ごろっと！！にんじんカレー」については、アンケートの結果も極めて高評価であり、今年度中の販売開始を目標に開発に取り組んでおります。

また、今後の新たな特産品開発については、地産地消推進協議会とともに、広報きくよう12月号の中で、町民の皆様からのアイデアを募集しております。さらに、ホームページ等を活用し、広く町内外の皆様からアイデアを募集してまいります。この取組は、現在までに培われた特産品開発の経験を生かしたものであり、今後の特産品開発に生かしてまいりたいと考えております。

将来的には、開発された特産品が町内外に広く認知され、町民の皆様が自慢できるような特産品の開発を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 2010年にこういうのが商工会と連携して出てまして、これを広げてみますと、今もあるお店もあるけれども、既にないお店もあります。この中にも鼻ぐりまんじゅうと

かつくってらっしゃるお店が今もありまして、その鼻ぐりまんじゅうが、なぜか菊陽まんじゅうに名前を変えてほしいと言われたんで変えましたということだったんですけど、議員としてよそに行ったときに、必ず地元の名前のついたいわれのあるお菓子とかが出てくるんです。本当に菊陽でも、商工会とか農協とか連携をして、これが菊陽の味なんだ、これが菊陽の顔なんだと、職員を含め、みんなが自慢できるようなものを、一生懸命みんなで開発できればと思っています。これもできるなら、新しいものをつくれたらと思っています。

引き続きまして、他所から転入した人が親しみと誇りを感じるまちづくりの手段として、菊池市のようなかるた作成とかるた大会を検討できないかということをお願いしております。先進地研修ということで菊池市を訪れたときに、教育委員会の方からかるたのお話がありました。地域の歴史や文化、名勝を織り込んだかるたをつくり、小学校対抗かるた大会を開いたら、子どもたちが家族を巻き込んで、かるたに読まれた地域を訪れ、にぎわうことでその地域の手入れができたり、活性化につながっているということでした。この地で生まれ育ったものでも知らないものがたくさんあります。例えば、古閑原に豆腐祭りというのがあるんです。私は今年初めて知ったんですけども、町指定文化財の西園寺随宜朝臣さんというお墓があります。その方が、歯が悪くて豆腐を好んで食べられたということで、それから古閑原地域では、ずっと永遠とお祭りを開いて豆腐を食べられているということを知ってびっくりして、コーヒータムというミニコミ誌の記者の方をお願いをして取材をしていただき、その流れで「すばいす」にも取り上げていただきました。本当に少しのきっかけで町の隠れた祭りを紹介できるということを知りました。

自分たちの住んでいる地域に興味を持ち、愛着を持てるようにという思いで、手段として、菊陽でもかるたを作成してみてもと提案します。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） 議員の説明にもあったと思いますが、菊池市さんのかるたについて、ちょっと重複するかもしれませんが、再度、御説明したいと思います。

菊池市では、青少年育成の一環として、菊池市の青少年に、生まれ育ったふるさとへの思いと誇りを持ってもらうことを目的として、菊池ふるさとかるたが作成されているところでございます。

また、青少年の健全育成及びふるさとかるたに関する啓発事業の一環として、菊池市在住の小学生を対象に、かるた大会や菊池ふるさとかるた史跡めぐりが行われています。

本町では、先ほど観光のアピールでも御説明しましたが、菊陽町ルートマップ未来、ひと、歴史ふれあいのまち菊陽のパンフレットや商工会の方で行っています菊陽まち遊びなどを通して、本町の情報を町内外に紹介しているところでございます。

今後は、地域の方に地域のいろんな話をお聞きし、親しみと誇りを感じるまちづくりに努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） ありがとうございます。

本当にみんなで協力して、菊陽町の顔をつくればと思っております。

次は、順番を入れ替えましたけれども、紙おむつの分別についての質問をさせていただきます。

現在、2021年4月の供用開始を目指して、新ごみ処理場及び新最終処分場の建設が二百数十億円をかけて建設されています。現在の焼却炉は、平成6年に供用開始し、処理能力の限界を抑えるために、平成10年からは埋め立ても並行して行われていると聞いています。新処理場は、最大35年間処理することを計画しているが、2市2町の人口増加に伴い、ごみの増量も懸念され、さらに近年は、予想外のたび重なる災害の発生で、想定以上のスピードで限界を迎えかねません。そのためには、現時点でも対応できるごみの分別を再考する必要があります。

今回、紙おむつを取り上げたのは、子ども用の紙おむつが減少しているのに反して、大人用のおむつは年々増加しており、ペット用シートとともに焼却の課題です。おむつは水分を多量に含んでいるので、最初は燃えにくく、一旦燃え出すと、その材料の性質上、高温になり、焼却炉の負担は大きい。さらに、焼却時の二酸化炭素の排出量も多く、環境問題になっています。現在の焼却炉を長もちさせ、新焼却炉も長く使うために、これからも増え続けるおむつの分別を別にして、水分を飛ばして燃やすか埋め立てにするか検討する必要があると思います。が、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（相馬仙助君） お答えいたします。

議員がおっしゃられるとおり、一般社団法人日本衛生材料工業連合会が公表している全国の紙おむつ生産量のデータを比較しますと、乳幼児用紙おむつは、平成30年度が150億9,500万枚、前年度と比較して8億6,800万枚の減少、一方、大人用紙おむつは、平成30年度が83億8,400万枚、前年度と比較して5億4,800万枚の増加となっており、全国的には今後も大人用紙おむつの需要は増加していくものと予想されます。

本町の燃やすごみは、菊池郡市2市2町で組織する菊池環境保全組合の東部清掃工場で処分しておりますが、平成19年度以降、焼却炉の稼働可能日数に対し、約95%稼働し、平成24年以降はほぼ100%稼働している状況です。処理するごみの量は年々増え続け、2市2町の平成30年度の燃やすごみ搬入量は、平成18年度と比較すると約10%増加しております。現在、家庭からの紙おむつは燃やすごみとして東部清掃工場で処分しておりますが、紙おむつは水分を大量に含んでいますので、最初は燃えにくく、材料に石油化学物質を含んでいますので、一旦燃え出すと高温になり、焼却炉の内部を焼損するおそれもあるため、平成19年ごろから、事業所からの紙おむつの搬入を制限している状況です。

また、報道によりますと、国においては、環境省が今年度、使用済み紙おむつリサイクルのガイドラインを策定する動きがあるということや、紙おむつメーカーが使用済み紙おむつを原

料に新しい紙おむつを製造するリサイクル技術を完成させたということでもあります。

今後は、このような紙おむつリサイクルに関しての国の動向や他団体の取組を注視し、菊池郡市2市2町及び菊池環境保全組合で検討及び協議していくことになるかと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 現在、組合長は後藤町長ですよね。ぜひ先頭を切って、菊陽町が分別をきちんとできるような姿を見せていただければと思っています。

さっきちょっと企業の話が出ましたが、鹿児島県の志布志市では、ユニチャームが長年実証実験をし、紙おむつのリサイクルの商品を2021年に発売するそうです。また、国は下水道に流す方針を、2021年に向けて計画しておりましたが、プラスチックの海洋汚染の問題もあり、パルプ不足とあわせて、再処理の方向に向かう可能性が高いということなので、本当に先駆けてできるまちづくりをお願いしたいと思います。

続きまして、子どもたちへのごみ分別の学習をどう考えているかというところです。

友人が、昨年、鹿児島県大崎町に移住して、27品目のごみの分別に戸惑いながら、10年連続リサイクル日本一の町として転入者への指導は徹底していると聞きました。環境問題への意識の高い移住者を求めるのが町の方針だと聞いています。ただ一部の大人がごみの分別をごまかす方法を伝授しようとしたということも聞きました。それを聞いて、しっかりと子どものころから、自分たちの未来を守るためにごみの分別をきちんと学習する必要があるのではないかと考えています。

できるならば、出前授業として、役場の職員、各種団体、例えば商工会、更生保護女性会、地域女性の会、ボランティアの会などの協力を得て学習する機会、意識づけをする機会をできないかと提案します。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（相馬仙助君） お答えいたします。

ごみの分別につきましては、ごみカレンダーに代表的なごみの分別表を記載し、詳細な品目は冊子ごみの分け方、出し方を作成し、それぞれ全世帯に配付しております。

子どもたちへのごみ分別の学習は、幼少期から分別意識を高めるために、まず一番身近な家庭や地域において、生活経験をするのが重要と考えております。子どもたちは、ごみを分別している保護者や地域における各区自治会活動、子ども会活動などでのリサイクル活動を通して、分別の意識を高めていくと感じております。そのような生活経験と関連させながら、学校では、計画的に環境についての学習を進めております。特に、教育委員会では、社会科の副読本「伸びゆく菊陽」を作成し、授業に活用しております。その中で、どんなごみがあるのか、そして分け方、集め方、運び方、再利用などの処理の方法を学習したり、実際に東部清掃工場や環境美化センターを見学したりして、地域におけるごみ分別の意義等について学習を深めています。

今後も学校、家庭、地域の皆様の連携と協力を得ながら、ごみ分別の学習及び意識高揚に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） いろんなプランがありますので、ぜひそれを浸透させていただきたい。私個人も、この間、すぎなみフェスタのときに、トイレットペーパー1個が牛乳パック何個からできますかという質問に対して、間違った答えをしてしまったんですけど、私たちすら、それをよく知っていないということを改めて反省しながら、ぜひ町の環境と、なるだけごみを出さずにリサイクルできるような生活をしたいと思います。

最後に、きくよう健康倶楽部についてです。

まず、来年度から、入会金と活動料計の更新料2,000円をいただく予定であるが、決定ではないと聞いておりますが、どのように考えてらっしゃいますか。

○議長（上田茂政君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 来年度の入会金と更新料の予定についての御質問にお答えします。

きくよう健康倶楽部の参加費用として、新規会員に係る費用の入会金は3,000円ですが、本年度については無料に延長しているところでもあります。また、会員登録の更新に係る費用は2,000円ですが、こちらも本年度への更新については無料に延長したところでもあります。

次年度の入会金と次年度への更新料についてであります。当面の目標であります会員数2,000人に対しまして、令和元年10月末現在の会員数が1,793人となっており、まだ目標を達成できていない状況であります。このようなことから、入会金と更新料につきましては、さらに1年間、無料期間を延長するかについて、現在検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） できれば延長ができるように願っております。

続きまして、乾電池、歩数を数える機械ですけども、乾電池が約半年の寿命で、その乾電池代が250円から300円ぐらいかかるんですが、その交換をポイントの中ではできないかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） ポイントで電池交換する考えはないかの御質問にお答えします。

現在のポイントの交換は、500ポイントごとに総合交流ターミナル「さんふれあ」で利用できる商品券500円分と交換できることとしております。来年度からは、健康メニュー協賛店の飲食利用券500円分とも交換できるように関係課と協議を進め、準備中であります。

御質問のポイントによる電池交換につきましては、可能かどうか、今後検討してまいります。

御承知かと思いますが、きくよう健康倶楽部の健康ポイントは、歩数計機能のある活動利用計を持って1日に5,000歩以上歩くことや、健康づくりのプログラムなどに参加することでポイントが付与されるといった健康づくりを後押しするための健康ポイント事業であり、会員の健康寿命の延伸を実現することを目的としているものであります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） できましたら、繰り返すようですけど、乾電池も年に最低2個は必要なので、交換できるように考えていただきたいと思います。

今は、このポイントが、年齢や性別も関係なく、単純に歩数換算のポイント、健康診断とか受ければ、またつくという別のポイントもありますけれども、この事業が、脚力をつけ、健康維持の役に立てることが目的ならば、健康雑誌には60歳から64歳までが8,000歩、74歳までが7,000歩、75歳以上が、寝たきりにならないために5,000歩以上というふうに書いてあります。これを年齢別とかに変える考えはないですか。

○議長（上田茂政君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 年齢や性別に応じたポイント付与をどのように考えているのかの御質問にお答えします。

先ほども申しましたが、きくよう健康倶楽部の事業は、健康づくりを後押しするための健康ポイント事業であり、会員の健康寿命の延伸を実現することを目的としています。よって、健康づくりの動機づけや行動変化を促すためにポイントを付与しているところであります。

高齢等により、毎日の歩数で5,000歩を達成するのが厳しい、3,000歩であればという声は、会員更新時のアンケート調査からも聞こえております。平成30年9月の定例会で、西本議員からの一般質問でも答弁しておりますが、県の第4次くまもと21ヘルスプランでは、1日当たりの平均歩数の目標を、65歳以上の男性は6,400歩以上、女性は5,100歩以上としております。このことから、きくよう健康倶楽部では、1日の歩数を5,000歩以上でポイントを付与することとしております。65歳以上の女性が5,100歩以上であって、75歳以上の後期高齢者の目標歩数も同じかと考えますと、5,000歩達成は厳しい方がいらっしゃるかとは思われます。

御質問の年齢や性別に応じたポイント付与につきましては、きくよう健康倶楽部のシステムがタニタの健康応援ネットからだカルテというシステムを使用しているため、年齢や性別に応じたポイントを付与することは困難な状況にあります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 機械の性質上、難しいということを理解いたしました。

2022年を目途に、75歳以上の医療費が1割負担から2割負担となる予定です。そのために

も、自己管理の健康維持がますます必要となります。これからも町民の皆様が楽しく健康維持できるように、健康・保険課の工夫をよろしくお願いします。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君の一般質問を終わります。

これで昼食休憩といたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時44分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 皆さんこんにちは。師走のお忙しい中、傍聴の方にお越しいただきまして誠にありがとうございます。大久保輝、一般質問をさせていただきます。

本日の一般質問、4項目でございます。1つ目、国土強靱化計画について。2つ目は、菊陽町総合計画についてというところで、特に新駅の設置に関しましてというところが主なところでございますけども、こちら昨年の12月の一般質問でもいろいろとさせていただきましたが、また改めてこちら御質問させていただきます。3番目に、街路樹について。4番目に、プレミアム付商品券について。こちら4年前にプレミアム付商品券の事業ありましたが、その際もさまざま御質問させていただきましたが、今回またプレミアム付商品券事業が行われておりますので、こちらについて御質問をさせていただきます。

以上、4項目、よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） まずは、国土強靱化計画についてのところで御質問させていただきます。

近年、さまざまな自然災害が起こる中、想定外の事態をも想定して、事前の備えを積み重ねていく、そして同時に、それを地域の活性化につなげていくことを目的とした国土強靱化計画という新しい施策かというふうに思いますけども、こちらについて、菊陽町は、国土強靱化地域計画を令和2年3月までに策定予定とされているかというふうに思います。

そして、そのための費用として、9月の一般会計補正予算で計画策定委託料323万3,000円が計上されているところかというふうに思いますけども、この国土強靱化地域計画を策定する上において、町としての目的、そしてメリットについてをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

まず、国土強靱化計画について少し説明をさせていただきます。

東日本大震災の教訓を踏まえ、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が平成25年に制定されました。この法律の基本理念において、国土強靱化に関する施策の推進は、大規模災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧、復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資するとされています。

また、地方公共団体の責務として、地方公共団体は、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとされ、さらに都道府県及び市町村は、国土強靱化に関する基本的な計画——これが国土強靱化地域計画のことですけれども——を定めることができるとされており、この国土強靱化地域計画がどのようなものかといいますと、国の計画策定ガイドラインでは、どのような大規模自然災害等が起こっても、機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な地域をつくり上げるためのプランであり、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般にかかわる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針となるものとされています。

具体的には、目標の設定、計画期間の設定、リスクシナリオ——これは起きてはならない最悪の事態のことですけれども——の設定、施策分野の設定、脆弱性の分析、評価、課題、リスクへの対応方策などで構成されており、現在の町の施策と予想されるリスクとの間で施策の不足がないかどうかチェックして、脆弱な部分があれば対応する施策を検討するという内容となっております。

議員がお尋ねの計画策定の目的ですが、今述べましたような国の考え方を踏まえ、本町における施策の脆弱な部分を洗い出し、対応する施策を検討することによって、本町に大規模な災害が発生しましても、町民の命を守り、地域社会の機能が致命的な被害を受けず、町民の財産及び公共施設に係る被害を最小限にとどめ、迅速な復旧、復興が可能となるように計画を策定するものです。

お尋ねの策定することによるメリットですが、まず計画に基づく取組を通して、町が強靱化されれば、大規模災害が起こっても被害の大きさ自体を小さくできます。また、強靱化の推進により、災害対応力が高まり、町民や民間企業の安心・安全感が高まり、地域を成長させることも考えられます。

さらには、国は地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し、交付金や補助金の交付について一定の配慮を行うとしており、今後は地域計画に基づき実施される取組などに対しての交付金や補助金の決定に対し、これまでの一定程度の配慮としていたものを、重点化や交付要件とすることなども想定されています。このように、この計画を策定しておくことで、国の交付金、補助金を受けやすくなることも大きなメリットでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 今、答弁いただいた中で、さまざまメリットもあるのかというふうにいるわけでございますけども、その中で、策定に当たっては、脆弱性の評価、こちらを行うということが、国土強靱化計画の取組の中でも特徴的なところであるのかというふうに思います。

計画の策定自体はコンサルタント会社へ依頼するということになるのかというふうに思いますけども、町として考える重要な取組事項、あるいは脆弱性の評価が行われているのであれば、こちらどういったところがあるのかということも含めてお尋ねできればと思います。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

国土強靱化地域計画は、その地域の状況に応じ、想定される大規模災害を設定して策定する必要があります。本町では、想定される大規模な災害は、大地震と台風、大雨による白川の氾濫などが考えられるところです。このあたりの対策等を重要なポイントと捉え、計画は行政全般にかかわるものですが、特に行政機能分野、都市交通分野、保健福祉分野などを重要な事項として計画策定を進めていく予定でございます。

それと、お尋ねの脆弱性の部分ですが、こちらにつきましては、これから各課に照会をいたしまして、大災害が起きた場合の弱い点、弱い部分を洗い出しを行って、それに対応する対応策を検討するということになるかと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） それでは、3項目めの質問に移らせていただきます。

国は、国土強靱化地域計画の策定において、基礎知識について分かりやすく解説をし、計画策定実務で生じる疑問等に答えるために、有識者、内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣するというふうにされております。出前講座を行っているというところです。この出前講座というものについて、町としてはどのように考えられているのかをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

国は、国土強靱化地域計画の策定を積極的に推進しており、国土強靱化計画に関する基礎知識について分かりやすく解説し、計画策定実務で生じる疑問等に答えるため、有識者や内閣官房の職員を、都道府県や市町村が主催し、都道府県や市町村の職員及び議員を対象とする研修会等に講師として派遣をしております。

本年7月30日に、熊本県がこの出前講座を利用して、熊本県及び県内全市町村を対象とした勉強会を開催しており、本町からも参加しているところでございます。

内容は、国土強靱化基本法の概要、国が策定する国土強靱化基本計画の概要、脆弱性評価のイメージ、ほかの自治体の国土強靱化地域計画の策定事例などございました。今後、計画の策定を進めていく中で、時期を捉え、この出前講座の方も申し込みをしたいというふうに思っ

ております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 町としても、出前講座を依頼するということかというふうに思います。できれば、私も国土強靱化について、私自身もしっかりと勉強してまいりたいというふうに思いますので、その際はお声がけいただければというふうに思うところでございます。

2番目の菊陽町総合計画についての質問に移らせていただきます。

第5期菊陽町総合計画の後期基本計画において、菊陽町図書館付近に新駅の設置をするというところを記してあるところでありますけれども、この新駅の設置につきましては、先ほども申し上げましたとおり、私、昨年12月の議会一般質問の中でお尋ねをさせていただきました。また、今年9月の議会でも廣瀬議員が質問されているところでありますけれども、こちらの件について改めてお尋ねをさせていただきます。

といいますのは、私、昨年一般質問の際に、この新駅についてお尋ねをしましたが、質問する前日に、熊本県議会で蒲島知事が空港アクセス鉄道の三里木駅からの分岐延伸計画が発表されました。その時点では、三里木駅からの分岐延伸の計画については詳しいことは何も分からないというような状況であったかというふうに思います。それから、どちらかというところ、三里木駅の分岐延伸の方が、話題性が非常に高いのかなというふうに思っていたところでございます。

本日、午前中の甲斐議員の一般質問を見ても、三里木駅分岐延伸のことについてさまざま質疑応答がなされたかというところであるかと思えます。

そのような中で、現在少しずつ、そちらの状況も分かっているところであろうかというふうに思いますので、その中において、9月の議会でも、菊陽町図書館付近の新駅の設置については、これまだ目指していくということでの答弁だったかというふうに思います。ですので、こちらからも新駅の設置について取り組んでいくということですので、そちらの取組状況について改めてお尋ねしたいというところでございます。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） それでは、新駅の設置に関しての現在の取組状況はということでお答えいたします。

町は以前から、JRに対しまして、継続的な要望活動を行っております。今年8月にも、熊本県を通しまして、新駅の設置の要望書を提出しております。また、これまでもJRの関係者とも協議なども行ってまいりました。現在も必要に応じまして、定期的な協議を行っていくことといたしております。

県の方に8月に提出しまして、それを県の方が、九州各県の知事及び県議会議長で組織します九州地域鉄道整備促進協議会という組織がありまして、こちらから九州旅客鉄道株式会社に対しまして要望書を提出されておるというところでございます。

回答は、例年数か月後ということになっておりますが、まだ返ってきておりません。駅の設置をお願いして、はいどうぞというわけにはなかなかいきませんので、要望ということでございます。

それから、空港アクセスとの関連のこともおっしゃられましたと思うんですが、分かりました。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） すいません。お話をさせていただいてありがとうございます。

今年8月に、熊本県を通じてJRに対して新駅の設置の要望書を提出されたということに関して、その後の経過をお聞きしようかなと思っておりましたら、先に部長の方からお話いただきましたので、そちらについては了解いたしました。

今、部長もおっしゃられました三里木駅との分岐延伸というところについての関係性といえますか、そういったことに関してはどのようにお考えかというところをお尋ねできますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） お答えいたします。

先ほどの甲斐議員の一般質問でも申しましたとおり、現時点におきまして、空港アクセスの事業全体のスケジュールなどが分かっておりませんので、何とも申しようもございませんけども、町としましては、従来からの構想に基づきまして、周辺の面的整備の状況も踏まえながら、引き続きJRに対しまして、新駅の設置を要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） こちらの新駅の設置については、20年以上前からずっと協議をされているということをお聞きしているところでありますけれども、その中で、三里木駅との関係も出てくるのかというふうにも思います。

先ほども、部長の方から答弁、午前中の甲斐議員の一般質問の答弁の中で、三里木駅の利用者は減ってるけれども、逆に原水が増えるというような、環境の変化とかもあってるのかなというふうにするわけでありまして、その中で、この空港アクセス鉄道につきましては、この11月の今現在、開催されています熊本県議会の方でも、知事の方がこちらの空港アクセス鉄道の整備については、町全体の活性化につながるものとして、地元菊陽町も大いに期待している。町が実施される駅周辺の活性化に向けた取組としっかりと連携し、アクセス鉄道整備を進めていくというようなことの発言があっているところでありまして。

私、この三里木駅の分岐延伸を機会として捉えて、一緒にというわけにいかないでしょうけれども、関連性を持たせて、先ほども県を通してJRの方に要望したというような経緯もあるかというふうに思いますので、新駅につきましても、熊本県を通じて、しっかりと要望活動なり

ということを行っていく必要があるのではないかというふうに思っております。

というところで、2番目の質問に移らせていただきます。

新駅設置予定地周辺の環境整備をどのように考えているのかというところでございます。

こちら昨年の12月議会での質問の答弁に対して、周辺の開発があつて、住宅が張りついていかなければというような旨の答弁があつたかというふうに思います。また、その際、答弁の中では、新駅の費用に関する試算はまだできていないというような状況であつたかというふうに思います。しかし、新駅を設置したいというふうに考えるのであれば、こちら請願駅として町が費用負担するというところでございましたけれども、どのような駅をどの程度の規模の駅をつくりたいのか。そうすると、そして費用がどのぐらいかかつて、その予算はどういうふうに見込まれているといったことまで明確にしていけないと、なかなか設置に至らないのではないかなというふうにも考えるところでございます。

1年前の議会での答弁では、原水駅周辺まちづくり基本調査業務を実施しているため、まだ新駅の試算ができる状況にないということでございました。原水駅周辺から新駅付近を含めたまちづくり、基本調査業務を実施しているということでございましたけれども、できればこちらの進捗状況もあわせて、この新駅設置予定地周辺の環境整備をどのように考えているのかということでお尋ねをさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） それでは、御質問にお答えいたします。

先ほど、私が三里木駅が減っていると言つてましたということなんですけれども、三里木駅は、光の森駅ができて一時期減りました。今また、少しずつは増えている状況で、1,000人少しということで御理解いただければと思うので、3駅とも菊陽町の方は増えてはおります。ということをまず申し上げたいと思います。

御質問なんですけれども、線路の北側には、御存じのとおり、菊陽杉並木公園、それから図書館がございますし、「さんふれあ」といいました町の中核施設がございます。さらには、今般、総合体育館の計画もありまして、整備予定でございます。また、御存じのとおり、南側には、杉並木陸橋を挟んで、土地区画整理事業がほぼ進んでおりまして、商業施設がたくさん集積しておりますし、マンション等も増えまして、人口も相当増えている地域でもあろうかと思つていますので、今後も新駅予定地周辺はさらなる発展の可能性が当然高いという地域ではございます。

新駅の設置につきましては、新駅予定地の周辺の開発はもとより、杉並木公園線の延伸なども必要かと思つれますので、合わせたところで考えていかなければならないというふうに思つております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保輝君） 今、杉並木公園線延伸というところがございましたので、3項目めの方

に参ります。

杉並木公園線延伸の取組状況、こちらをお尋ねしたいかと思えますけれども、こちらも昨年12月にお尋ねした際、菊陽空港線の延伸がある程度目途が立った時点で、それ以外の路線の検討に入りたいということであったかというふうに思います。この菊陽空港線の延伸については、今、本日午前中の甲斐議員の一般質問に対する答弁を聞いておりましたけれども、まだまだどこをもって目途が立ったかというところなのか、私は分かりませんが、まだ次、ほかの路線の検討までは入っていないのかなというふうに思うところではあります。

先ほども申し上げておりますとおり、新駅の設置を希望する周辺の整備ということに関しては、少しでも早く検討に入れたいのかなというふうに思うところもございますので、道路一つ通っていくのも、先ほどの話を聞いてもなかなか大変なんだなということは感じているところではありますけれども、だからこそ、早目に調査なりということが着手できればというふうに思うわけでございますけれども、改めてこちらの状況をお尋ねするところであります。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長（小野秀幸君） お答えします。

9月議会の答弁と同じになりますけれども、杉並木公園線については、現在、新山区の新山公園の前、その交差点を起点としまして、東の町立図書館前交差点を終点としているところでございます。

町では、この路線を、さらに東の南方大人足線まで延伸することによりまして、セミコンテクノパーク周辺での交通渋滞の緩和、それからあるいは、原水東部地区から光の森方面へ利便性を向上させる幹線道路の構想を持っているところでございます。

この路線の事業時期につきましては、現在、菊陽空港線延伸事業を進めておりますので、その進捗を見ながら、検討に入りたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） まだまだ余り段階的に変わった時期でないのかなというふうに思いましたけれども、改めてお尋ねさせていただきました。

といいますのも、私自身もこの新駅の設置を、総合計画に入っているところでございます。こちらについて、非常に実現できればよいことだなというふうに思っているところであります。また、その実現をしていくためには、こちら請願駅ということでおっしゃられているぐらい、町が請願して新駅設置を希望しているというところである以上は、まず町が周辺の整備計画をきちんと示した上で、向かい入れという言葉を使っていいか分かりませんが、そのような状況をつくっていかねばいけないのではないかなというふうに思っております。その中で、ここの道路についても、早急に計画ができればなというふうに思って御質問をさせていただいたところでございました。

では、次の質問に移らせていただきます。

街路樹についてというところでございます。

私、光の森に居住しております、近所にはさまざまな種類の街路樹が植樹されております。特に、光の森周辺、街路樹結構多いのかなというふうに思っているところでもありますけども、この街路樹、景観上、非常にいいのかなと思う反面、特にこの季節になると、落葉が多くて、中には自宅の真ん前などに街路樹があつて、落葉の掃除が毎日大変というふうにおっしゃっている方もいらっしゃいます。また、この落葉が排水口に詰まって、夏場の局所的な豪雨の際などには、道路の水をあふれさせたりするような原因にもなってるのかなと思ったりしているところもございしますが、この街路樹についてお尋ねをいたします。

まずは、町で管理している街路樹の地域ごとの管理費はどのようになっているのかということでございますけども、ある程度、多くの費用がかかっているところだけで結構ですので、こちら内訳をお尋ねできればと思います。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えいたします。

現在、当町では、年間通して樹木管理業務委託の中で街路樹等を管理しており、主な業務内容としましては、高木、中木の消毒、植栽帯の低木等の剪定、消毒、除草などの業務を実施しております。議員御質問の地域ごとの管理費につきましては、白水地区1業務で約700万円、久保田地区2業務で約1,200万円、原水地区3業務で約2,500万円、光の森地区2業務で約1,200万円、武蔵ヶ丘地区1業務で約300万円、合計9業務で約5,900万円であります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保輝君） 結構それなりに費用がかかっているなというところが率直な感想でございますが、それなりの費用がかかって、街路樹でございますけど、こちらがあることによるメリットあるいはデメリット、何が考えられるかということでお尋ねさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えします。

街路樹によるメリットとしましては、道路や周辺の景観を快適にするほか、道路の安全確保や延焼を防ぐ防災機能、遮音や遮光、二酸化炭素吸収、さらには昆虫や小鳥の生息地になるなど、環境を守る機能や人間に潤いを与える重要な機能、役割だと認識しております。

デメリットとしましては、毎年、街路樹の落葉、日照障害、害虫の発生などがあります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保輝君） 景観上、非常にいいのかなというところと、あと虫などというところについて、どちらの面もあるのかなということで、今、お答えいただいたかというふうに思います。

また、二酸化炭素吸収というところにつきましては、逆に管理してる部分においては、そこ

に使っている分の二酸化炭素の排出ということも考えたときにどうなのかなというふうに思うところもあるわけでありませう。

そんな中、たまたま今朝の熊本日日新聞において、街路樹対策に本腰というような見出しで、記事が出ておりました。街路樹のことについて取り上げられておりました。それによると、街路樹により歩道を妨げたり、通行の視野を遮ったりするなどの支障も出ている。管理費は年々増加している。このような課題に向け、市は伐採や移植、撤去など、具体的な対策を盛り込む熊本市域街路樹再生計画を定めるというふうにしてあります。街路樹が大きく育っていくことに関して、いろんな弊害も出てきている部分もあるのかなということ、この記事を見て思ったところでもありました。

そこで、今後、街路樹がさらに成長していくことによって、どのような問題が考えられるのかということ、こちらについてお尋ねをさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えします。

長い時間を経て大きく育った街路樹には、日照障害や根上がりで通行の支障となることなどが考えられます。今後も専門家や樹木医の診断を仰ぎながら、景観の形成、環境の保全、防災上の安全を考慮し、適切な維持管理を行ってまいります。

今朝の熊日の朝刊でございますけれども、こちらの記事の方は私の方も見ております。現在のところ、策定する予定はありません。現段階でお答えできることは、まずは本町の街路樹の状況の確認を行い、適切で計画的な維持管理に努めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 街路樹に関しましては、景観の問題もあれば、デメリットの部分もあって、両方のさまざまな意見もあろうかというふうに思います。なかなか難しいところかと思っておりますけれども、今後の維持管理についてしっかりと行っていただければというところでございます。

続きまして、4番目のプレミアム付商品券についてでございます。

プレミアム付商品券について、こちら11月20日付の熊本日日新聞で大きく取り上げられておりました。その中には、県内低所得者の方のことだというふうに思いますけれども、申請率が3割程度ということで書いてありました。その中で、熊本県内の平均3割と伸び悩んでいるということが書いてありますけれども、その中でも、菊陽町の方は申請率が高い状況であるのかなというふうに思いますが、現在の、これ10月末時点ということでございましたので、現時点での申請状況についてお尋ねさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 福祉課長。

○福祉課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

今回のプレミアム付商品券事業につきましては、消費税及び地方消費税の10%への増税に伴い、低所得者の方及び子育て世帯の方たちの消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするために行う事業でございます。

この商品券を購入できるのは、住民税が非課税の方と3歳6か月までのお子様がおられる子育て世帯の方になっており、お一人につき最大2万5,000円の商品券が2万円で購入できるようになっております。このうち住民税非課税の方には、本商品券購入引きかえ券の申請をしていただく必要があります、11月15日時点での対象者の方の数は5,945人で、2,179の方が申請を済ませ、申請率は36.7%となっております。また、申請手続が必要ない子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券の対象者の方の数は1,470世帯の1,697人で、全対象者の方に商品券購入引きかえ券を送付しております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） そうなると、10月末と余り変わってない状況なのかなというふうに思いますけども、町としては、申請率は想定に対してはどうだったんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 福祉課長。

○福祉課長（吉本雅和君） 町の方の想定としましては、想定よりは少ないというところで考えております。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 子育て世帯の方は全部もう配付済みということでございますね。

2項目めの質問に参ります。

今後の告知をどのように行うのかというところでございますけれども、先日、私の自宅にも広報きくようが届きまして、それを見てますと、プレミアム付商品券の申請お済みですかということが告知されておりました。また、申請期限は12月27日までというふうになっておまして、余りもう時間がないのかなというふうに思いますけども、今後、想定よりは少し低いということでおっしゃられましたけども、今後、申請に対する告知とかというのは何か行うのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 福祉課長。

○福祉課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

本町のプレミアム付商品券事業の各手続期限につきましては、住民税が非課税の方の購入引きかえ券の申請手続期限を本年12月27日、商品券の販売期限を令和2年2月29日、利用期限を令和2年3月31日と定めております。プレミアム付商品券の販売につきましては、ゆめタウン、イオン、北郵便局、久保田郵便局、原水郵便局の計5か所で行っております。11月22日現在で、500円の商品券10枚を1部として、7,829部を販売しています。販売率にしますと、40.4%の販売状況であります。また、現在、商品券が利用できます店舗数は102店舗です。本

町では、これまで7月には、申請が必要となる住民税が非課税の方に、申請の案内を送付し、11月には勧奨のため、再度、まだ申請されていない約4,000人の方に申請の案内を送付しております。またあわせて、広報7月号、8月号、10月号、今月12月号への掲載やホームページへの掲載も行い、丁寧に周知を図ってきたところです。

今後の告知につきましては、商品券の購入期限を令和2年2月29日と定めていますので、町のホームページ及び広報2月号で掲載することとしています。また、商品券の利用期限を令和2年3月31日と定めていますので、町ホームページ及び広報3月号で掲載し、周知を行う予定であります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） さまざまな告知をしていただいているなというふうにしたところがございますけれども、このプレミアム付商品券につきましては、私、4年前にもこういった事業が行われた際に、平成27年9月議会で一般質問させていただいております、さまざまお尋ねをさせていただいているところでございました。

その際に、プレミアム付商品券の告知、これは告知の一つとして、のぼり旗の作成、これ使ってもらった店舗の方に、統一されたのぼり旗、他市町村でつくっているところもあったかというふうに、当時、思いますけども、こちらが町としてできなかったのかということをお尋ねをさせていただきました。その際は、経費を抑えたので作成をしなかったということでもございました。今回も、他市町をたまに車で走っていますと、前回作成したものか、私もお聞きはしておりますけども、統一されたのぼり旗が時々見かけられます。それを見ますと、ああこの店でも使えるんだなというふうなふうに思ってもらえるところもあるのではないかとこのところ、4年前もそういったものができなかったのか、あるいは次回、同じような事業があったときはそういったことを検討してもらえないかということでお話をさせていただいたところでございました。今回は、前回の事業よりも事業規模自体が大きくないので、そういったのぼり旗の作成などは、さらに難しいのかなというふうに思っておりますので、改めて御質問はいたしませんけれども、今後、またこのような事業があった際には、そのようなことも検討いただきたいなというふうに思っております。

といいますのも、このような事業は、先ほども消費の下支えというところでおっしゃっていただきましたけども、その消費の下支えを私は、菊陽町内の小規模事業者の活性化の一助にもなるものであるというふうに思っているわけでありまして。また、この事業に限らず、町内の小規模事業者の活性化ということにおいて、少しだけちょっと述べさせていただきますと、現在、熊本県議会が開催されているところであり、その中で、今年6月に改正された小規模事業者支援法によって、商工会と市町村との連携や支援についての質疑応答がなされ、県は商工団体と市町村が行う具体的な取組を十分に把握し、適切な助言等を行いながら、両団体が地域を牽引する車の両輪となって連携した取組が進むようサポートしていくというようなことをおっしゃら

れておりました。このことについては、また別の機会に質問、提案等を行ってまいりたいと思いますが、町としても、さまざまな機会において、小規模事業者の活性化に向けてのさらなる取組を期待したいというところで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時38分

再開 午後 1 時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北山正樹君。

○17番（北山正樹君） 皆様こんにちは。今日最後の一般質問になります。多少お疲れのこととは思いますが、執行部の皆様も手短かに答弁をいただきたいと思ひます。

本日取り上げる質問は、3項目です。いずれも行政執行の制度についてのあり方を質問をいたします。少し視点を先に向けた町のあり方という観点でお尋ねをしたいと思います。

まず、最初の質問で、RPAというちょっと耳なれない言葉がございますが、これは英語で Robotic Process Automationという言葉の頭文字でございまして、自動車の製造工場でラインの両脇に機械があつていろいろやつて、ぱちぱちやつて、自動的に車ができていくというあのイメージを思い浮かべていただければ結構かと思ひますが、ここはこのオートメーション、機械によるプロセスを自動化して事務効率を上げていくということで、その観点でお尋ねをしたいと思います。

言葉の概念としては、狭い意味を示す自動化というところから、デジタル革命というところを含めた広いところまでの解釈の幅がございますが、私としては、その広い意味において質問をさせていただきます。

では、早速質問に入ります。

1つ目の項目になります。デジタル機器（ICT）の活用によるRPAの導入をというところで、(1)番としてRPAを採用する企業が増加している。同手法に対する町の見解をお尋ねをいたします。

残余の質問は質問席で行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

一般的に、RPAは、従来人間がパソコン操作で行っている業務をソフトウェアを使用して自動化する仕組みでございます。設定次第で、時間や曜日に関係なく作業を実行することも可能であり、残業や休日出勤を削減することでコスト削減につなげられるメリットがあると考えられています。また、人間が作業を行うことで発生する人為的なミスを防止するという効果も

あると考えられていることから、RPAを導入する企業が増加しているものと認識しています。

行政の分野におきましても、パソコンを操作して実施する業務が多くなっています。そのため、パソコン操作を自動化することで、定型作業の効率化を図る仕組みはメリットがあると考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） 肯定的に捉えているという解釈でよろしいですね。ありがとうございます。

導入のメリットは、企業も行政も同じだと思いますけれども、生産性の向上、自治体の役場の関係で生産性の向上というのは言葉としてはちょっとなかなか使いづらい言葉ですが、一般的に使われてるので、生産性の向上という形で使わせていただきますが、要するに効率的に作業、事務ができると、そのように解釈をしていただければよくて、今、課長が言われていた人的ミスの防止とかコスト削減とか、あるいは人材不足の解消ということが上げられていて、もう皆さん方が御存じだと思いますが、メガバンクなども、将来にわたって数千人規模の人員削減の計画を相次いで表明してます。それはどういうことかということ、やはり主に窓口業務ですが、そういうところをどんどんとコンピューター化、機械化するということで、処理を機械に任せられるものはどんどん機械に任せてしまおうということで、窓口要員を少なくしていくということで人員削減をするということのようでございまして、菊陽町の役場に当てはめたときには、2番目の方に移りますが、情報の管理体制と生産性の向上、生産性というのを効率化、効率の向上ということに置きかえていただいて、どのようにやっていくのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

ここではICTという言葉を使いまして答弁させていただきたいと思います。

議員からは、ICTを活用したというような御質問でもあったかと思いますが、活用した情報の管理体制の向上と業務の生産性の向上について御質問いただきました。

まず、データを活用しやすい情報管理についてですが、現在、町が保有する多くの住民情報は、電算化の推進により各業務システムで管理しております。現行のシステムには、条件を指定してデータを抽出する仕組みはありますが、データをより活用しやすくする仕組みとしては、日々の業務で蓄積される膨大なデータを目的に応じて分析できる情報分析ツールの導入が考えられます。

次に、ICTを活用した生産性の向上についてでございますが、行政ニーズが複雑、多様化すると同時に、業務量の増加が懸念される中で、限られた人員と財源で住民サービスの向上を実現させるためには、業務の効率化を図ることが不可欠です。そして、業務の効率化の一つの

手段としてはRPAの導入が考えられます。

これらICTを活用したデータ分析やRPAなどの導入を検討するに当たっては、情報分析ツールを使いこなすための職員の育成や、RPAについては自動化に適した業務を事前に選定しておく必要があるなど、事前に把握しておかなければならない課題があります。

全国的には、自治体におけるRPA導入の動きが始まったばかりであり、ICTを活用した本格的な業務効率化とサービス向上の取組はこれからの段階と言えます。まずは、他団体における導入事例などの情報収集を行い、ICT活用について見識を深めた上で、将来の導入に向けて課題の整理等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） もう全部僕の言いたいことを言ってしまって、ありがとうございます。

情報の管理体制というところがとてもとても大事になってくると思いますが、ちょっと振り返ってみると、1970年代にオフィスオートメーションというところからデジタルの流れが始まったというふうに捉えていて、それ以前は全部手書きでしたよね。ですから、転入転出であるとか、さまざまな行政の書類も全部手書きでした。ですから、何か必要な情報をもう一回閲覧しようとか確認しようとかというと、全部昔の紙データを持ってきて引っ張り出していくというとてもとても大変な作業があつたときはあつたと思いますし、そのときに転写をするとかなんかするときに、さまざまな人的ミスが発生したというようなことが過去にあったことです。1984年に米アップルが初めてのマッキントッシュというのを世の中に出して、パーソナルコンピュータというものを世の中に出したそれ以降、今、私たちが使っているコンピューターは全部、その子孫といっていいものを今使っているわけです。皆さん方が今業務でやってらっしゃるパソコンも、あるからこそ、さまざまなものが一括で情報管理をしながらやっていただけてると思いますので、おっしゃっているように、職員のトレーニングというものはとてもとても大事なことだと思いますので、先を見てやっていただきたいと思います。

生産分野でいったり、物流の関係からすると、もうIoTというところから、最終的にはRPAを飛び越えてAI時代に入っていくのは確実でしょう。今、学校現場でも、子どもたちに言ってるのは、十四、五歳というか、中学生を対象に皆さんがやってると思いますが、将来的には今ある仕事の半分はなくなるぞと。新しい時代が来るぞと。その新しい時代をリードしていくのは、どちらかというと、今までの技術ではなくて、大体デジタル技術を背景にしたさまざまなイノベーションで生み出されていく仕事というふうに言われておりますので、行政側は、この菊陽町という中心の中で主導的な立場をとっていくということは、もうデジタル的な革命に乗り遅れてはいけないと思いますので、どうぞ職員の方々と研修を交えながら、この時代に乗遅れないように進めていただいて、生産性を上げて、町民に福祉の向上という形で還元していただきたいなど、そのように思います。

3番目ですけれども、僕は以前から、町に書類を申請する、例えば住民票であるとか転入転

出であるとか、そういうときに、ワンストップでできないかと、僕ずっと考えていました。つまり、転入転出ですと町民課でやると。おじいちゃん、おばあちゃんがいれば、ひよっとしたら健康・保険課に行く、あるいは介護保険課に行く、税金上のことがあれば税務課に行くということで、各担当課をぐるぐるぐるぐる申請者の方が回って行って、それぞれ申請窓口で同じように住所、名前とか書いて、こういう目的で来ましたということを延々と説明しなければいけないというふうになっていて、加えて、行政側からすると、その担当課、担当課に全部窓口業務をする職員がそこに張りついているという状況です。

ワンストップで、今日は転入転出、あるいは税務上、あるいは健康保険上、あるいは介護保険上、いろいろあると思いますが、そういうものを1か所で全部できれば、非常に申請者、住民側の方としてはとても便利だと思いますが、その辺についての町の考えはいかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（富田久美子君） お答えいたします。

住民異動の手続で役場に来られた際に、1か所の窓口で済ませることができるワンストップサービスに関連した御質問に対するお答えをいたします。

まず、転入転出などの住民異動に伴う事務の流れから御説明いたします。町民課で住民異動に伴う所定の手続と事務処理を行います。その後、国民健康保険や介護保険、保育所入所や学校の転校の手続などで、町民課以外の手続が必要な場合は、住民異動届書を来庁者にお渡しし、この届け書を持って来庁者が町民課以外の手続のために必要な関係課に移動し、それぞれの手続を行っていただいております。また、お体の不自由な方や御高齢の方などで支援が必要な場合は、職員が直接手続に必要な窓口まで随行して案内することや、関係課の担当職員が町民課へ来て対応することもあります。全ての手続が終わるまでは、関連する課の数や手続の内容、あるいは家族の状況によってケース・バイ・ケースであり、所要時間も変わってきます。

そこで、御質問のワンストップサービスは、来庁者が関係課へ移動することなく、全ての手続が1か所で完了することができますが、全ての手続に係る所要時間は、現在と余り変わらないものと思われま。また、手続が1か所に集中することにより、窓口のフロアが今より混み合うことが予想されます。それから、ワンストップサービスを行うためには、役場庁舎のレイアウトを大幅に変更する必要がありますので、難しい状況でございます。

このようなことから、来庁者に移動していただき手続を行う現在の方式の方が、それぞれの担当職員から専門的でより詳しい説明ができますので、住民サービスの面からも適切な対応ができるものと考えております。

今後におきましても、引き続き、親切、丁寧、迅速、確実をモットーに、住民の立場に立ったサービスの向上や利便性の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） なかなか難しいというお答えだったと思いますが、要するに、ここで先ほどの総合政策課長の答弁にあったとおり、このRPAという仕組みを使って、各申請を自動化して発行できるようなシステムをつくっていけば、申請した方が申請書を置いて、例えば帰っていただいても、夜中に全部機械が動いて必要書類をつくってやる、あるいは受理する等々は、できない話ではないと僕は思っております。今の町民課長の御答弁は、現状を踏まえたなら、なかなかそれはできない。例えばレイアウトみたいなものも当然そうでしょうけれども、ここは近視眼的に、来年度が無理だとか、できるかできないかとか、そういう話じゃなくて、方向としてそのように進んでいくということは、やはりあるべきだろうと僕は思っています。町民の方に利便性を提供するというのサービス向上につながることでございますので、それは町民の方々も望んでいらっしゃるのだと思います。

昨日の福島議員の一般質問の中で、外国人の方が25か国でしたっけ、いらっしゃるということでしょう。ですから、そういうことも一々そこでもって難しいことを対応するということじゃなくて、そういうことについても、さまざまな言語で出された部分についても、自動的な翻訳機能を使って必要な作業ができるということのシステムだけつくってしまえばいいんです。ですから、そのシステムをつくるのにはとてもそれまでは大変な事業費がかかると思いますけれども、1回つくってしまえば、それはもうずっと自動で動いていく要素もありますので、ワンストップということについて、肯定的なのか否定的なのかということについて、改めてもう一度御答弁をいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（富田久美子君） 先ほども申し上げましたとおり、今の役場庁舎のレイアウトを大幅に変更する必要がございますので、現時点では難しい状況でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） それはさっき聞いたんです。だから、将来の話として、もうそれは難しいとして、それは入れたくない、入れないという方向で進めるという解釈でよろしいですか。それとも、将来はそのことも踏まえて、ワンストップということも考えていく、時期が来れば考えていくのか。その辺のところは町民課長で難しいのかもしれませんが。ちょっと別な観点から答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（阪本章三君） 私の方から、その関連で申し上げますと、庁舎の関係で、レイアウトの関係で、非常に現実的には菊陽町の場合は厳しいというふうなことで考えているところでございます。例えば、よその庁舎とか見ますと、フロアが町民課とか健康・保険課とか、菊陽町でいう介護保険課とか税務課とか、これが対面式というか、ある程度集約されているような状況であればしやすいのかなというふうに思っております。ただ、今の庁舎を見ますと、大きな柱も課の中にはあったりして、健康・保険課とか介護保険課は全く廊下を挟んだような状況なものですから、その辺があると思います。

ただ、今、議員がおっしゃられるように、事務の改善といいますか、お客様が仕事来られて、いろんな手続きがしやすいようにするという努力はぜひ必要だと思っています。そのためには、できる限りの関係課で住民の方に負担をかけないような仕組みを考えるために、庁内で町民課だけの話ではございませんので、関係課でプロジェクトチームとかを組んだりして、いろんな対策を考えていくことは必要かと思います。

また、議員も言われるように、デジタル機器と申しますか、情報通信の発展は日進月歩といえますか、非常に進んでおりますので、この辺の情報収集につきましては、ほかの自治体に遅れをとらないように進めていく必要があるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） ありがとうございます。現在の庁舎では、スペース的なものの制約があるというのは僕も承知しているところですので、あくまでもできるときはということになるかと思うんです。僕の頭の中での概念は、今、町民課とかなんとか、担当課がいろいろ分かれています。申請課というか、申請係というか、そういうのを別に新設して、そこで一括して申請を受け付けると。そこは、別に広い空間であればよくて、あとは必要なデータというのは、情報というのは、庁舎の中だけをやりとりすればいいと、そういうようなイメージでした。

4番目の方に移ります。

職員の窓口業務、これ窓口業務というと、その窓口業務をやってらっしゃる職員さんが、大したことやってないという、そういう意味で言ってるわけじゃなくて、さっきメガバンクの例で申し上げたとおり、窓口業務で、お客さん、申請者の方々にいろいろと同じような住所であるとか、名前であるとか、目的であるとか、そういうのを一人一人お尋ねしていくというのを、重複するのをできるだけ減らした方がいいというような発想でお尋ねをしていくわけですが、窓口業務から制度設計業務というのは、将来の菊陽町のあり方、役場のあり方的にはどういふものかとか、基本的に行政の皆さん方の本質的な仕事というのは、ペーパーワークを処理することじゃなくて、考えることが僕は仕事の本質だと思ってるわけです。ですから、個々の住民の皆さん方のニーズに対して、一人一人に答えを出していくというのがとてもとても大きな労力と時間が必要です。そうなったときには、できるだけ職員を、ちょっと語弊があっても申し訳ないんですが、単純な窓口業務から制度設計という、考えて個々の住民の方々のニーズに合わせた答えを出すというお仕事をさせていただくということに、少しずつシフトしていくべきではないかということで、その窓口業務を廃止する一つのツールとしてRPAという手法を取り入れればいいのか。そこで浮いた業務、つまり先ほどのメガバンクでいくと、窓口業務を機械に任せてしまうから、人が多少要らなくなる。人員整理もするということですが、浮いた人員をどこに振り向けるかということ、例えば与信であるとかという、審査であるとかという、そういうところに向けていくという方向ですから、町の行政としても、軽んじているわけじゃありませんが、制度設計業務というものに職員を多く配置するべきだと

思っておりますが、この辺については、町はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

職員の業務関係ですので、総務課の方からお答えをさせていただきます。

総務省が設置しました自治体戦略2040構想研究会の第2次報告で、新たな自治体行政の基本的な考え方が示され、我が国は、既に2008年から縮減期に入った。2040年ごろには、団塊ジュニア世代が65歳以上となる一方、そのころには20歳代前半となる者の数は、団塊ジュニア世代の半分にとどまるとされ、我が国の社会経済に迫りくる労働力の深刻な供給制約はもはや避けがたい社会経済の条件であると言えます。また、このような環境変化に対応して、自治体が住民サービスを持続的かつ安定的に供給してゆくためには、A I——人工知能のことですが——やロボティクスによって処理することができる事務作業は全てA I、ロボティクスに任せ、職員は職員でなければできない業務に特化することが必要であるとしています。

さらに、職員は、企画立案業務や住民への直接的なサービス提供などで、職員でなければできない業務に注力するスマート自治体へと転換する必要があるとしています。

このように、労働人口が減少していく中で、自治体の業務のあり方も変革していく必要があり、本町も、将来的にはI C Tなどを活用し、少ない職員で業務の効率化、自動化、省力化を進めていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） その辺の認識はもう私と全く同じですので、どうぞその辺でできるだけ住民のお一人お一人のニーズに応えるという業務に集中していく体制をつくるようお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の行き止まり道路の解消と町道認定や町道管理基準等の設置をと、2番目の方に移りたいと思います。

まず、新成区から、行き止まり道路の解消という要望が出されました。この中で、私が今日お尋ねをしたいのは、防災広場はとりあえず横に置いていただいて、行き止まり道路の解消ということに関してのみ、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えします。

新成区からの要望内容については、町道杉並木線と町道三里木新山線がつながる道路整備についての要望でありました。ただ通り抜け道路には、近くにお住まいの方の理解が必要でありますので、今後、地元としっかり協議してまいります。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） しっかりと協議していただきたいなと思います。ここの新成区で出されている地図等を見ると、やはり行き止まりになっていて、終点といいますか、袋小路の一番奥

ですか、そこから通り抜けできないので、防災とかそういったところで非常に問題があるというところで、この要望書が出ております。せっかく要望書が出てますので、ぜひその地区の方々が困らないような道路づくりをしていただきたいと思います。これは要望という形で、こういう状況になってしまったということですが、実は、僕が前期、産業建設の常任委員長を務めているときに、委員会報告のときに、行き止まり道路が、3方向から行き止まり道路で、非常に安全管理上、よろしくないというようなことを、僕がここで申し上げた記憶があります。町も今回も、町道認定というものが出来て、いつも行き止まり道路は私は反対しているわけですが、行き止まり道路というのは、やはりいろんな面で問題があって、最終的には、出口付近のところでは火事とかが発生をして、類焼していったときには袋小路の人たちが逃げられないという問題がございますので、やはり安心・安全というのを、菊陽町は目指しているというところについても、こういうものが次々とできていくということは好ましくないと、そのように思っております。

2番目の質問なんですけども、都市計画の理念、都市計画の第1条です。国土の均衡ある発展ということで、とにかくミニ開発でもって虫食い状態になって、後で大幅、大規模な開発をしようとしたときに、既存のミニ開発されたところが邪魔といたら変ですけど、なって、大規模な開発ができなくなるのをできるだけ防止するということが目的になっているのが都市計画法の理念と僕は思っております。この後代、後代というのは次の世代ですけど、僕が基本的にいつも考えるのは、現在は次の世代の借り物と僕思ってる、よく。ですから、自分たちの世代でやったことを、子どもたちにその負担をそのまま押しつけるというのはよろしくないと思っているわけです。一般的な法律とか条例とか、例えば健康保険とか税法とかいろいろありますけれども、そういうのって、法改正とかしても、過去の法律というのは余り問題にならないじゃないですか。要するに、改正されたら改正された後でずっと運用されていきますから。ところが、都市計画法とか、あと建築基準法とか、後でいろいろとまた触れていきたいと思うんですけども、そういうものでできた道路というのは、その後何十年と、そこに残っちゃうんです。ですから、いまだに軽自動車でも離合できないような道路というのがいっぱいできています。これは、その当時はそういう道路でよかったのかもしれないけども、でも後代、つまりそこから20年、30年という時間がたって、暮らしているときに、もう両脇に家が建ち並んでしまって、幅を広げることもできない。区画整理という大きなエネルギーをかけてやることも可能ではあるでしょうけれども、基本的にはそういう後でまた開発し直すというのは大きなエネルギーがかかりますので、都市計画法の理念にのって、後代、つまり自分たちの子どもたちの世代から、何でこんなふうになってしまったんだというようなコンプレイン、クレームがないようにやっていくべきだと思いますが、この件について、2番目についてどのようにお考えかお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） お答えします。

都市計画法第2条において、都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする、以上が都市計画の基本理念であります。この理念の趣旨としましては、土地の利用を個人の恣意に委ねることなく、適正な制限を課することによって合理的な土地利用を図らなければならないことを明らかにしたものであります。

当然、県知事が行います開発行為の許可も、都市計画法による行為でありますので、都市計画の理念に従って許可されているものでありまして、同法第33条の開発許可の技術基準により、適正な制限の中で行き止まり道路が認められているところであります。しかし、議員も御承知のとおり、開発区域の条件によっては、どうしても行き止まり道路になる開発行為がありますが、そこにお住まいになる方や維持管理を行います町の将来のため、できるだけ通り抜け道路にできるよう進めているところではあります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） 理念というのはそういうものだと思います。

そこで、3番目の方に入りますけども、税の公平性の観点からの町道のあり方なんですけども、道路の修復とか維持管理には、町の財政を使いますよね。その行き止まり道路とかというのは、不特定多数の人間が使う公道ではなく、特定の人しか使わないのは公道としては認めないというのは、いろんな町、市町村のホームページ等々で道路に関することをのぞいていくと、公道として認定するしないものの中にほとんどこのことが出てくるんです。やはりその理由として、特定の人しか使わない道路に対して、自治体の財源を使うというのはやはり好ましくないというのがそこにもまた明記されているところです。ですから、行き止まり道路はやむを得ないというのはやむを得ないところもあるとは思いますが、税の公平性の観点から、行き止まり道路、つまりそこに住んでいらっしゃる方しか使わない道路に町の財源を使うことについての是非、このことについてお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えします。

町道のあり方について、できるだけ通り抜け道路にできるよう推進したいと考えておりますが、一般に開放され、住民以外も自由に利用可能な道路であれば、開発行為により設置された行き止まり道路であっても、町が帰属を受け、公共の用に供する道路として町道を認定し、維持管理に努めることが適切であると考えます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） 税の公平性というところからのお答えはなかったような気がするんですけど、もう一回ちょっと税の公平性からはどうですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長（小野秀幸君） 質問の税の公平性からということでございますけれども、例えば固定資産税とか全面に私道とか公的な道路とか、そういう関係なく、皆さんが同様にお支払いしてるわけです。そういった固定資産税の中からも、道路に伴う維持管理の費用とか出てるわけでございます。そういうことを考えますと、やはり自分たちは税を公平に負担している。その上で私道とか道が引き取れないような道路が多くなれば、それは公平性からしてどうかと私は思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） 今、部長が言われたのも一理あると僕も思ってます。つまり町民税払ってますから。自分は町民税を払ってる。だから、その税金を道路に使うのに何の支障があるのかという、その論点だと思います。それは僕もそう思う。もう片方からすると、僕が指摘したようなこともある。ですから、必ずしも両方から見て満足された税の使い道ではないということの指摘だけでとどめたいと思います。これ以上は解釈の違いということになると思いますので、4番目の防災に強い町という理念、先ほど行き止まりの道路で出口のところから、例えば火事という言い方をしましたが、そういうところで、類焼していくと逃げ道がないと。菊陽町は防災に強い町を目指していくという考え方からしても、これはちょっと好ましくないのではないかと思います。そういう危険についてはどのようなお考えを示されるかお願いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えします。

行き止まり道路では、震災などの災害時にふだん使用している道路が塞がれて、避難することが困難な状況になることも予想されます。災害時には、町民の安全の確保に備えることが大事であり、避難や救助が行える道路整備が望まれます。菊陽町内の多くの道路は、町民の安全・安心な交通を目指し、整備を進めてきたところであり、防災に強い町という理念は変わりません。引き続き、開発申請による計画道路が少しでも安心な状況であるよう申請者に働きかけ、できるだけ通り抜け道路にできるよう推進したいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） できるだけ通り抜け道路にさせていただきたいなど、そのように思います。

そこで、なぜこのような道路ができてしまうのかということに、今度は絞っていきたいなと思うんですけども、以前も反対討論のときに僕しましたけども、都市計画法の32条ってあるでしょう。先ほど、課長は33条の話をしていただきましたが、32条があるじゃないですか。これは、都市計画法開発許可申請の実務というところで、これ京都府のホームページから引っ張

り出したところですけども、32条第1項で、開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならないと規定されているんです。公共施設って何かというところの解説ですけども、同じところで、いろいろありますが、開発区域外にあっても、開発区域に接続することとなる道路として、参考として公共施設という、細かくざらざらと載ってますけれども、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路等々があって、その中に道路となってるわけです。ですから、町道に隣接する、接続するわけですから、この32条の規定にのれば、開発業者はその開発計画をもとに、町に同意をもらいに来てるはずなんです。そのときに、いや、開発、行き止まり道路はふさわしくない町が思ってるから、それは同意できませんと言えるんですか。ちょっとお答えください。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） お答えいたします。

今、北山議員がおっしゃいましたのは、都市計画法第32条の第1項で、ここにありますが、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならないということだと思います。これは、今、北山議員がおっしゃったように、開発でできる道路ではなくて、それが接続する道路の管理者としての立場としての同意でございます。同じく第2項に、工事により設置される公共施設を管理することとなる者、その他、政令で定める者と協議しなければならないということで、第2項の方が、新しく開発によってできる道路に関しての協議でございますので、開発によってできる道路に関しては、あくまでも同意ではなくて協議ということになると思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） そうなんです。僕もいろいろ調べたんです。町は、最終的には拒否権持ってるのかとくと、拒否はないというところにぶつかっていくんです。ですから、都市計画法は、国土の均衡ある発展というところでいくんですけども、道路そのものは建築基準法という別の法律でもって、ある程度の道路の幅であるとか、そういう企画をつくる。整備をする。そうなっていくと、拒否できない。そういうところで、5番目の質問の方になるんですけども、町道に関する基準と言うけども、菊陽町の歴史を見ると、技術基準はあるんですけども、町道認定基準というものはちょっとなかったです。これは、熊本県のほかの町の例規集から引っ張り出したものですけども、町道認定基準で、日付を見たら、今年、平成31年3月27日になってまして、第1の目的からただただと書いていて、第3条の中の第2号に、道路の路線は、起点及び終点が公道に接続し、系統的で網を完結するものと規定しているわけです。

これは、ほかの項にもあるんですけど、要するに、条例でも何でもありません。基準。

ですから、条例は、地方自治法とか憲法とかに規定されてるとおり、法律の範囲内でしか制定できませんので、法律を超える条例というのはつくれないわけでしょう。だから、この町で

も、基準というのを設けて、このような基準で私たちの町は道路の公道としての認定をします、町道としての認定をしますので、開発業者の方々によりしく願いますという趣旨だろうと思うんです。法的拘束力があるのかないのかというと、ちょっとそこは難しいのかなという感じは僕もします、それは。ただし、町としての考え方は明確です。ですから、菊陽町も、先ほど、建設課長の言われたとおり、行き止まり道路じゃなくて、できるだけ通り抜けをやっていくというのであれば、菊陽町の考え方というものを明文化して、単なる担当者の意見ということではなく、町の考えとして業者さんにお示しをするという姿が必要だと思えます。こういった基準書といったらいいのか、よく分かりませんが、町の考えを文章化したものをつくるとく必要があると思えますが、その件についていかがですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長（小野秀幸君） 議員がおっしゃいました基準についてでございますけれども、行き止まり道路であっても、都市計画法で造成され、検査に合格した道路は町道として認めることができるという、その判断の基準は、現在持っているところでございます。町道の管理者としては、開発道路の町への帰属を見据えた都市計画法第32条の協議を事前に行うことができるようになってるんですが、県の開発許可基準に沿ったルールの中で、通り抜け道路への最大限の配慮をお願いしている状況でございます。

御質問の町道に関する基準については、早急に対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） ぜひ基準をつくって、業者さんにお示しをするのに、うちはこういう基準がありますというのを示せば、担当窓口で働いてらっしゃる職員さんは非常にやりやすいと思います。町の考えをそういった文書で示すというのは大事だと思いますので、ぜひ早急に検討して制定していただければと思います。よろしく願いいたします。

3番目の乗り合いタクシーの導入に関する見解をというところに入ります。

1番目の日常の運行管理担当者は誰が担うのかというところで答弁をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

乗り合いタクシー事業は、町が実施主体であるため、町民の皆様からの利用に関するお問い合わせや制度の周知啓発など、運営に関することは総合政策課が行ってまいります。また、運行については、道路運送法第4条の規定による一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている者のうち、同条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者へ委託する必要があることから、町内の交通事情などに精通している町内のタクシー事業者のうち、当該許可を持つ事業者へ委託する予定でございます。

現在、町が運行している巡回バスキャロッピー号では、路線や便ごとの利用者数などを委託事業者から報告をいただいております。その報告により、利用者数や利用状況を把握しております。

す。

今般導入します乗り合いタクシーにおいても、現行の巡回バスと同様、便ごとの利用者数や利用者の乗降場所などを委託事業者から報告させる予定でございます。その報告をもとに、利用者数や利用状況を把握し、運行管理を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） 昨日の西本議員の一般質問でも大体大方分かったんですが、僕がお尋ねしたいのが、2番目も関係しますが、日々の管理をどういう形で適正に行うのかということについて、目に見えるような形で答弁をいただきたいなと思います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） (2)ではなくて。

(17番北山正樹君「(2)、ごめん」の声あり)

(2)でよろしいでしょうか。

それでは、運行便や乗客数の把握についてというような御質問だったかと思しますので、答弁させていただきます。

先ほど答弁しましたとおり、現行の巡回バスでは、路線や便ごとの利用者数などを委託事業者から報告をいただいております。その報告により、利用者数や利用状況を把握しております。今般導入する乗り合いタクシーにおいても、現行の巡回バスと同様、便ごとの利用者数や利用者の乗降場所などを委託事業者から報告をさせる予定であり、その報告をもとに、利用者数や利用状況を把握してまいります。

また、これらの報告をもとに、利用者数の推移や利用者の移動ニーズなどを分析し、本格運転に活かしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） 僕が懸念をしているところをちょっと申し上げさせていただくと、日常の運行管理担当者というのは、厳密的に言うと、相手の事業者になると。そうなっちゃうと、何便出て、そこに何人乗ってるのかというものを、町は把握はできないのではないかとことです。ですから、ちょっと嫌らしい言い方をすると、乗り合いタクシーでいうと、1人大人300円ぐらいでしたっけ。1,000円の運賃が発生した、その差額は町が補填するわけです。そうすると、架空のお客を運んだということを、誰がどうやって検証できるのかということです。管理というのは、制度上の管理として、そこところが相手方の業者から何便出しましたということを知りたくて、実際に何便出たのかということを知りたいという感じがありました。ですから、これは町の財政を使ってやる話ですので、制度設計をするときには、やはりそういう不正の温床になるようなものは芽を全部摘んでおく必要があると思います。要するに、ほかのデマンド

交通、これ乗り合いタクシーですけど、将来的にはデマンドタクシーというところになっていくんでしょうけども、いずれにしろ、先進地はみんな運行管理というのは自治体側がやってますよね。利用者は町に電話をし、そこで運行会社の方に、何便出せ、どこに行けとやるわけです。だから、管理は町というか、自治体側がやる。運営者側がやる。今回のこの乗り合いタクシーというものをずっとお話を聞いていくと、全部事業者の方に、運営も管理も委ねてしまっていて、何便出たから、その差額分、補填する分、幾ら幾らという請求が上がって、それを支払うということになるのが、制度設計としてはもう少し詰めるべきものがあるのではないかと思います、その辺についてはいかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

まず、先ほど申しましたけれども、運行状況等につきましては、委託業者の方から報告をいただくということにしてございます。その中では、運行のいつ、便に応じて何人乗ったかとか、乗降場所がどこだったかということも含めて報告をいただくような形になろうかと思えます。さらに、やはり議員が御指摘のとおり、任せるばかりではいけないということもあろうかと思えますけれども、直接、そのあたり、運行日誌等も出向いて確認するような作業も必要になろうかと思えますけれども、試験運行ということでやらせていただきますので、今後、運用のあり方についても、皆様方から御意見をいただきながら、本格運用に向けて取り組んでいきたいと思えますけれども、まずは今回、業務委託というような形で進めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） 今、課長言われたみたいに、今回初めてのケースなので、試行錯誤しながら、よりよい制度に変えていくということが必要だと思いますので、私の指摘したことが杞憂に終わったということになってくれることを、今は願うばかりなんですけれども、今後、いろんな時点時点で、制度というものを見詰め直すときには、やはりきちっと、不正の温床みたいなことになるということになると、この菊陽町に傷が入りますので、そういうようなことにならないように、日々、検討を重ねていただきたいなど、そのように思います。

その中で、交通弱者ということについての定義をもう一度明確にして、乗り合いタクシーにしろ、将来あるかもしれませんが、デマンドタクシーにしろ、そういうことにして、菊陽町の財政のバランスと利便性というものをどのようにとっていくのかということが、ここを明確にする必要があると思えますので、今、課長がお答えできる場所でよろしいですので、改めてお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

交通弱者とは、昨日の一般質問において西本議員の御質問にお答えしたとおり、自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者など、自分で運転することがで

きず、自家用の交通手段がないため、公共交通機関に頼らざるを得ない人、特に、公共交通機関が整備されていないため、買い物など、日常的な移動にも不自由を強いられている人としています。

町は、これまで、各種団体の代表により構成する交通弱者対策懇話会や協議会、地域公共交通会議での協議を重ね、公共交通体系の総合的な見直しを進めてまいりました。そして、10月には、パブリックコメントや住民説明会でいただいた町民の皆様の御意見を踏まえ、巡回バスの再編や乗り合いタクシーの導入を盛り込んだ公共交通体系見直し計画を策定いたしました。見直し計画では、利用者の多い路線は運行を継続し、町民からいただいた意見などももとに再編を行い、1便当たりの利用者が4人未満の路線を廃止し、その代替交通として乗り合いタクシーの制度を導入することとしています。

このように、町民の皆様の御意見等を踏まえ、関係事業者などとの協議を経て、交通弱者の移動手段を確保するという観点により、乗り合いタクシーの制度を導入することから、交通弱者に対する政策と整合性があると考えております。

また、令和2年1月26日から予定しております試験運行開始後も、巡回バスと乗り合いタクシーの利用状況などを把握、分析し、町民の意見や要望等を踏まえ、本格運行につなげてまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○17番（北山正樹君） 交通弱者といますか、足が悪くて、日々それでも買い物に行って、重たい荷物を持ちながら、夏の暑いとき、冬の寒いとき、歩いている方々を見かけるときには、何とかしてあげたいと思うんです。そういうみんなが喜べる制度にしていきたいなと思います。終わります。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時46分



# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和元年12月6日（金）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(令和元年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和元年12月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 廣瀬英二君   | 2番  | 矢野厚子君  |
| 3番  | 大久保輝君   | 4番  | 阪本俊浩君  |
| 5番  | 西本友春君   | 6番  | 那須真理子君 |
| 7番  | 佐々木理美子君 | 8番  | 中岡敏博君  |
| 9番  | 布田悟君    | 10番 | 福島知雄君  |
| 11番 | 坂本秀則君   | 12番 | 渡邊裕之君  |
| 13番 | 佐藤竜巳君   | 14番 | 甲斐榮治君  |
| 15番 | 岩下和高君   | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 北山正樹君   | 18番 | 上田茂政君  |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君

書記 山川真喜子君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |       |                  |       |
|----------------|-------|------------------|-------|
| 町長             | 後藤三雄君 | 副町長              | 吉野邦宏君 |
| 教育長            | 上川幸俊君 | 教育部長             | 吉永公紀君 |
| 総務部長           | 阪本浩徳君 | 福祉生活部長           | 阪本章三君 |
| 健康保険部長         | 服部誠也君 | 経済部長             | 士野公典君 |
| 土木部長           | 小野秀幸君 | 会計管理者兼<br>会計課長   | 酒井章彦君 |
| 総務課長           | 板楠健次君 | 総合政策課長           | 矢野博則君 |
| 総務部次長兼<br>財政課長 | 西本一浩君 | 税務課長             | 内藤優誠君 |
| 経済部次長兼<br>農政課長 | 古賀直之君 | 経済部次長兼<br>商工振興課長 | 川上一弘君 |
| 建設課長           | 矢野和幸君 | 都市計画課長           | 井芹渡君  |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 皆さんおはようございます。議席番号11番の坂本秀則です。

私は、町民の声、要望を町政に届けるかけ橋となるをモットーに、議員活動を行ってまいります。今回もその中で私に寄せられた声、要望の中から質問事項4つ、1、公用車の設置と職務で使用する私用車について、2、菊陽北小校区の発展と活性化について、3、会計年度任用職員制度について、4、町内不法建設について、質問者席にて質問してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） まず、質問事項の1の(1)出先施設及び各課への公用車設置の基準はあるかですが、できれば設置状況を含め、答弁を求めます。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） おはようございます。

それでは、出先施設及び各課への公用車設置の基準はあるのかについてお答えいたします。

令和元年11月末現在での本町における公用車の保有台数は合計67台となっており、そのうち町外への出張などのため共用として使用するバスなど9台や消防車両など特殊車を除いた軽乗用車43台について、出先施設及び各課へ配備しているところです。

役場内の各課へ配備している公用の軽乗用車は36台あり、8台が介護保険課、4台が健康・保険課、3台が福祉課、農政課、2台が総務課、税務課、建設課、1台がそれ以外の課になります。しかし、議会事務局、財政課、会計課の3課につきましては、使用頻度を勘案して公用車を配備しておりませんので、公用車が必要なときには共用車もしくは各課に配備しております公用車を使用することとしているところです。

それから、出先施設へ公用車を配備しているのは、東部町民センター、三里木町民センター、中央公民館、図書館、光の森町民センター、なかよし園及びみどり園の7施設で、それぞれ1台です。この7施設には正規職員を配置しており、施設内の業務に加え、役場本庁舎での会議や町外への出張などの業務がありますので、公用車を配備しているところです。

また、正規職員が配置されていない西部町民センター、ふれあいの森研修センター、武蔵ヶ丘コミュニティセンター及び南部町民センターについては、施設内での業務が多く、基本的には業務外で外出する機会が少ない施設であると考え、公用車を配備していない状況です。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 次に移ります。

(2)の公用車がない出先施設及び各課で職務で私用車を利用する場合、各補償はあるかですが、補償の内容として、例えば自損事故、他損事故を含め、また燃料代等の費用弁償等を補償として考えてあるか、答弁をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） それでは、公用車がない出先施設及び各課で職務で私用車を利用する場合、各補償はあるのかについてお答えいたします。

職員は、原則として就業時間内では公用車を使用するようにしているところです。公用車を配備していない施設では担当主管課職員が所長を兼務しておりますので、臨時職員の方は施設内での業務が多いものと考えております。また、公用車を配備していない3課、配備している公用車が使用中である各課については、共用車もしくは各課に配備しております公用車を使用することとしているところです。今後も可能な限り公用車を使用するように指導してまいります。

それから、万が一事故が発生し、これは職員が負傷した場合については、正規職員については公務上の災害として、また臨時職員については公務上の災害に対する補償として、労働者災害補償保険法による保険給付の対象となります。

それから、事故の場合の保険、いわゆる車の保険につきましては、公用車の場合には役場の共済保険の方に加入しておりますけれども、私用車を利用したという場合があれば、その場合については各自で御加入いただいております自賠責、それから任意保険での対応になるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） じゃあ、私用車を利用した場合の燃料代とかの費用弁償等はどうでしょう。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） お答えいたします。

公用車を配置してない施設では、担当主管課長等が所長を兼務してるかと思えます。臨時職員の方につきましては施設内の業務が多いかと思っておりますけれども、今の燃料費等につきましては、今のところは支給はしておりません。

今後は、そういう事実が多分あるかと思えますので、実態調査をしまして、何らかの対応を考えていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 出先機関でも私用車を利用して、例えば区長さんとの連絡とか、何か地域の講座の人のところに行ったとかいろんな場合で私用車を利用されるんですが、その実態調査をするということですが、早急に行うわけですか。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） お答えします。

臨時職員の方で、例えば公用車がない場合で遠くに、例えば県、町外に出られる場合は、共用の分か担当課の車を借りていただくというのが基本になります。

どうしても自家用車、私用車を使わなければならない場合もあるかもしれません。そういう場合は、今のところは手当はございませんけども、何らかの処置を考えておるところでございます。いつからというのは、近いうちからということで考えております。燃料代等をもし支払うにしても予算も伴ってまいりますので、できれば新年度から対応したいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 正職員がおられる出先機関は公用車を配置しているということですが、それで正職員がおられるところは公用車で役場の会議とか出られますが、例えばふれあいの森研修センターはもう本庁舎での会議はもう呼ばないということですかね。何らかの連絡事項とか会議とかある場合、出てきてくれと言った場合、もう公用車がないからもうそれは私用車を使わな仕方ないですよ。そういう場合はどうするのかな。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） お答えします。

確かにおっしゃるとおり、急に会議なんかに出らん場合もあろうかと思えます。会議ではなくて、通常にメールとかのやりとりでできる分については、できるだけその方向で持っていきたいなというふうには思えます。会議とかで本庁舎に来なきゃならないという場合は、現在でいいですと、今おっしゃったとおり多分自家用車で来られてるんだらうというふうに思います。それはそれで業務上やむを得ない場合もあるかと思えますので、それはもう現状のままお願いしたいと思います。

今後につきましては、さっきも申しましたけども、そういった燃料代等がかかってまいりますので、そういったのを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 不平等という言葉が適するか分からないんですけども、正職員がおられるところの出先機関には公用車があつて会議等ではそれを利用する、正職員がおられないところは施設内での勤務が多いだらうということで、公用車は設置してなくても会議の場合は私用車で本庁舎に出てきてもらうということですが、それで(3)の質問に移ります。

各出先施設に公用車を設置できないかについて質問いたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） それでは、各出先施設に公用車を設置できないかについてお答えいたします。

公用車を配備していない施設では、先ほど申しあげましたことでございますけども、担当主管課職員が所長を兼務しておりますので、臨時職員の方は施設内での業務が多いと考えております。また、通常の業務連絡につきましては、電話やメールでのやりとりができるのではないかと考えておりますので、当該施設にそれぞれ公用車を配備する計画は現在していないところではございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 各出先施設も、大規模災害等があれば避難所等に利用される施設もあります。もうこれから財政のもし余裕があったときか、また私は絶対出先機関には公用車は必要だと思うんですね、そういう不平等さもありますので。できれば、検討のほどをよろしく願いいたします。

次に移ります。

質問事項2、菊陽北小学校区の発展と活性化について、(1)町民センター、コミュニティセンター、研修センターの位置づけと違いは何かについて質問いたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） おはようございます。

お答えいたします。

各町民センター等の位置づけ、設置目的はそれぞれの設置条例に規定されており、例えば菊陽町町民センター設置条例では、住民福祉の増進と生活文化の向上を総合的に推進すること、菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティセンター設置条例では、生涯学習を推進し地域の活性化に資するため、菊陽町ふれあいの森研修センター設置及び管理に関する条例では、生涯学習を推進し青少年の健全な育成を図るとともに地域住民の交流活動の促進と地域活性化に資するためとされており、少しの違いはございますけれども、地域住民の交流の場というところでは共通しておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 北校区にあるふれあいの森研修センターは、唯一の宿泊型のセンターですよ。ここだけ何か特殊で違うような気がするんですが、そこはどうですか。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） お答えいたします。

現在のふれあいの森研修センターは、平成18年4月1日に開館しています。その事業が平成

16年から17年に町が取り組みましたまちづくり総合交付金事業というのがありまして、原水駅からふれあいの森公園周辺あたりの地区を整備しようという構想でございました。その中で、その事業は、当時県がまだ始まったばかりでありまして、県の方からも結構後押しがありまして、1発目から予算もつけていただいたものでございます。

時期的にも余り2年ぐらいの事業だったもんですから、やっぱり研修センターを建てるにしてもなかなか用地が見つからないというのがありまして、ふれあいの森のところはすごく景色もいい場所で、それは研修するにはいい場所じゃないかということで、建設場所はあちらの方になりました。面積が700平米弱ぐらいだと思いますけど、一応木造づくりで木を使ってまして、県の方でも表彰をもらったという例はあります。確かにちょっと斜めになってますので使い勝手が悪いところもありますけども、すごく見晴らしもよくて、少し坂道ですけども、地域の方にも利用されてるかと思います。

他の町民センターにつきましては、割と平地にありますので、割と使いやすいのかなとは思っています。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 部長がおっしゃるとおり、確かに見晴らしはよくて大変いい場所ですが、校区民からすれば、急な坂道を上っていかなければならないので大変不便なところにあると思うんですが。

そこで、(2)の質問に移ります。

菊陽北小校区には町民センターは建設しないのかについて答弁を求めます。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 菊陽北小学校の校区の町民センターにつきましては、これ矢野議員の方から昨年の第4回の議会のちょうど今と一緒ですね、12月の議会の中でも質問がありましたけれども、これ第5期の菊陽町総合計画、いわゆる後期基本計画の中の第4部の中にみんなで協働して支えるまちというのを上げておりますけど、その中で住民参画の推進を掲げまして、地域協働によるまちづくりの推進のために北部町民センターの整備を検討していくというようなことで掲げているところであります。

去年の矢野議員の一般質問でも答えましたけども、現在熊本地震からの復旧・復興関係で、また今は防災広場、あるいはこの防災センターの施設の方も計画し、これは来年からもう本格的に取り組むようにしておりますし、また一方では総合体育館の整備予定もあるということで、大型の事業が入っております。

それから、菊陽北小学校の児童数等も非常に増えておりまして、また将来学校の、いわゆる教室も足りないような状況が見えてきておりますので、今回用地取得の方にも入っていくわけですが、そういういろんな事業が上がってきておりまして、地元の菊陽北小学校区の区民の皆様は非常にこの要望が強いということで。

今議員も言われましたように、ふれあいの森研修センターは、いわゆるふれあいの森公園内にありますのでいろんな使い方をされて、特に校区選挙あたりでもいろいろ使っておられますが、一方では、あのような大きな公園がついた中でのセンターのあるところはふれあいの森研修センターだけであって、ここは北小学校の子どもたちだけやなくて、ほかの小・中学校からも、いわゆる寝泊まりができるといいますか、そういうところも備えておりますけども、ただ傾斜地に建ててあるということで、一方では使い便が悪いということでもありますので、そういうことは十分承知しておりますので、これにつきましては財政状況を十分見ながら、そして引き続き十分検討していきたいというふうには考えてるところであります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 財政的に町民センターの早期建設は大変厳しいとは思いますが、北校区での町民センター建設設置は北校区民の悲願でもあります。時期的にどのくらいになるかというのは、町長、答弁できますか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これは、これから大きな箱物もそうでありますけども、いろんなハード事業、ソフト事業もあって、そういう中で見てはおりますけども、現時点では、いつすることまでは今のところ明言できないような状況であります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 総務部長にお尋ねですが、もし北小校区に町民センターが設置できたならば、ここは正職員を置いて公用車の設置もあるということになるわけですか。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） 北部町民センターができたらしということでしょうかね。

（11番坂本秀則君「はい、できたら」の声あり）

現在、町民センターは、一番真ん中にあるのが三里木町民センター、それから西部町民センターがまずあります、東部町民センターも。西部センターは一応3つの事業がありまして、武蔵ヶ丘児童館の分、それから勤労青少年ホーム、それと地域センターという3つの複合施設です。三里木センターにつきましては、働く婦人の家と地域センターという2つの機能があります。三里木町民センターにつきましては、町民センターの機能をプラスして男女共同参画等の事業も進めておりますので、職員を配置しております。西部センターは、今は嘱託だったですかね、配置しておりません。北部センターにつきましては、もしできたとき、その業務内容に応じて配置が必要かどうかは当然考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 財政上、大変厳しいと思いますが、早期の建設を要望して、次に参ります。

質問事項の3、会計年度任用職員制度について、(1)会計年度任用職員制度導入の現臨時職



員及び町民に対して周知はどのように行うのかについて答弁を求めます。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） おはようございます。

お答えをいたします。

まず、現在勤務している臨時・非常勤職員に対しての会計年度任用職員制度についての説明は、町教育委員会所属の学校関係の臨時・非常勤職員には多岐にわたるため12月4日に説明会を開催し、周知を行いました。また、そのほかの臨時・非常勤職員に対しては、勤務条件等の説明書を12月3日に配付し、周知をしたところでございます。疑問点などの問い合わせにつきましては、総務課の人事秘書係の方で個別にお聞きし、対応しているところでございます。

次に、町民に対しての周知についてですが、会計年度任用職員の募集の記事を広報きくよう1月号及び町ホームページに掲載する予定でございます。募集の職種、業務、報酬、勤務時間などを掲載することとしております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 教育委員会の方では12月4日にもう行われたということですが、(2)から行きます。(2)の採用試験の方法はどのように行うか、試験の時期も含めて答弁を求めます。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

会計年度任用職員の採用に当たっては、客観的な能力の実証を行う必要があります、改正後の地方公務員法では、その採用方法は競争試験または選考によるとされております。本町におきましては、面接や書類等の選考により採用を決定することとしております。また、時期については2月ごろを予定しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） この試験は、もう一括して、各課ごと、それと採用人数ですね。例えば学校給食なんかはかなりの人数の方がおられると思いますが、例えば現時点で80人雇用していると、またこれも制度が変わるわけだから、もう最初から80人募集しますという町民に対しては広報を流すのか、そういう点を含めてお願いします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） まず、第1点の選考はどこですのかということですが、任用する各課においてするという事になります。

それと、人数ですが、これにつきましては会計年度任用職員ということでその会計年度内の任用期間ということになりますので、今の任用は今年度3月31日までとなっておりますので、新たに全員に申込書は、今いらっしゃる職員にも出していただくということになるし、

広報でも広く募集はするということになります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） じゃあ、町民に対しては、各課何人というのを全て周知されるんでしょうか。町民に対して、例えば農政課だったら何人ですよ、それなのか、町全部含めて事務系の臨時職員は何人求めるというのか。例えば学校給食でも一緒ですよ、かなりの人数おられる。学校給食の臨時職員さんが一番多いんじゃないかと思うんですけど、それも初めからもう80人なら80人で記載して周知されるんですか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 職種ごとに、学校給食でしたら学校給食調理員が何人、事務補助はどこどこ課の事務補助が何人ということで募集をいたします。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それで、試験は同じ日に各課一斉にやるということですか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 先ほど言いました特に学校関係は人数が多うございますので、一日で一斉にということはできないと思いますので、何日かに分けてやる形にはなるかと思いますが、多い人数のところはですね。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） そこで、新規採用される方と、今までもう何十年って学校給食なんかは勤められてる方もおられますが、そこの試験の差というのはあるんですかね。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 今いらっしゃる方と新しい方との差をつける。

○11番（坂本秀則君） いや、例えば履歴書だけ、試験方法がですよ、全く見えないもんだから。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 今来ていらっしゃる方はある程度どういう方というのは分かります。それと、新たな方はもう初めてなので面接をしていきます。だから、その状況に応じて、どのような面接をやるのかということは考えたいと思います。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それで、書類と面接のみの試験になるということですか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 今考えているのは、面接、書類選考ということで考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） じゃあ、次に移ります。

(3)職歴、学歴等の確認後、給与額決定とあるが、各種資格等を含まれるのか。例えば調理

師、看護師等の職務上の専門知識がある資格が給与額決定に含まれるのか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

会計年度任用職員は、保健師や保育士など資格を有することを条件とする職種と資格を有することを条件としない職種があります。資格を有することを条件としない職種の場合は、資格の有無で給与額に影響することはありません。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 学校給食の臨時職員さんについては、調理師免許を持っていても持っていないけれども臨時職員に対しては変わらないのか、質問します。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

給食の調理員の場合は、資格を採用の条件としておりませんので、調理師免許や栄養士資格などを持っていることで給与額が変わるということはありません。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） できれば、面接のときでも、書類選考で記載されてあると思いますが、調理師資格というのはやっぱり学校給食では専門的知識を持っておられるので、その辺の優遇とかはできませんかね。町長、どうですか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 学校給食につきましては、それぞれ栄養士、その専門の職がおって、実際調理するときには給食をつくり上げるというのが、時間内につくり上げるのが一番重要でありますので、その辺は資格がなくとも同等の処遇の中で取り扱っということとあります。

だから、学校、保育所もそうありますけども、給食調理については資格はなくても、ぜひ働きたいという方におかれましては、面接と書類選考という中でやっていきますので、応募していただきたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 教育委員会にちょっとお尋ねしますが、12月4日にこの制度の説明会を行われたということですが、手応えというか反応というのはどうだったですか。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） お答えをいたします。

まず、給食調理員のことでお尋ねがございましたが、給食調理員の皆様方には、子どもたちに温かくて栄養価の高い食事をつくらうということで、全ての調理員の方が日々大変御苦勞をいただきながらやっていただいております。もういつも感謝を申し上げながらいるところでございます。

その職務内容につきましても、同じような仕事をみんなで一緒になって協力してやっておら

れます。特に条件に調理師という資格は入れておりませんので、同じ仕事をされておりますので、給与上の差はつけてないのだろうというふうに理解をしております。また、なかなか今人材不足のときで、やっていただける方をお願いを一生懸命しているところでございます。そういうこともまた御理解をいただければなというふうに思います。

それから、先日説明会をいたしました、12月4日にですね。それぞれ幾つか御質問もありました、新しい制度でございますので。私どもとしても、今教育委員会の学校現場で働いていただいている方々については、1回御説明を申し上げましたが、なかなか難しい制度でございますので、今後また御相談会なども開きながらやっていきたいなというふうに今思っているところでございます。手応えといいますか、今回は説明会ですので、こちらの方から御説明を申し上げたということでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今教育長がおっしゃったとおり、職歴と学歴との確認後、給与額を決定とあるんで、多分不安がとんなる部分もあると思うんですよね、現臨時職員さんは。その辺の説明を、どの程度の差が出るのか、最後にこの職歴、学歴等の確認後、給与額の決定というのは、そこをよろしいですか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 先ほど調理師の資格を持っていらっしゃる場合は、そこは条件としていないので見ないということですが、先ほど教育長もおっしゃいましたとおり、学校給食は子どもたちに給食を提供して、健やかな成長をしていただくという非常に重要な職であるというふうに考えております。

近年非常に人材不足ということもございまして、給食調理員の給与額については、そういった人材不足の状況、それから職場の状況等も含めて給与額を決定していくと、水準を決定していくということになるかと思っておりますので、今現在の水準よりかは少し高目に水準を見たいというふうには考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） この採用を希望される方のこの新制度の導入に対しての不安を一つでも解消できるような説明を、来られた場合はよろしく願いいたします。

次に移ります。

質問事項4、町内不法建設についてですが、この質問は2回目になります。1回目の質問後から今現在も、該当地区では不法建築と思われる住居や事務所の建設が増加しております。周辺地域では、住居、事務所から出るごみ、並び砂利のまじった雨水での被害、及び下水処理など、さまざまな環境悪化や被害に悩まされております。

まずは、(1)の質問、不法建築の住居や事務所等が建設準備または建設中に発覚した場合、町はどのように対応するか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） おはようございます。

(1) 番の問いにお答えいたします。

まずは、本町で建築物を建てる際のルールを説明いたします。

建築物を建てる際には、県へ建築確認申請を行い、許可を得た上で建築しなければなりません。これは、建築基準法による生命、健康及び財産の保護や周辺的生活環境を守るために行われるものです。また、議員が言われる不法建築物は、建物を建てられない土地に無許可で住宅や事務所を建てているケースだと思われそうですが、本町は熊本都市計画区域であり、市街化調整区域に建築物を建てる際には、原則として県への開発許可も必要となってきます。その場合の町の対応として、一般的には周辺住民の方や区長さんからの情報提供により違法建築物が発覚するケースがほとんどであり、連絡を受けた後、町は現地確認を行い、建築基準法による工事の停止命令の権限を有する県に報告を行っているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 次に、(2)不法建築完成後の町の対応はどうか、都市計画課と税務課に質問いたします。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） (2) 番にお答えいたします。

無許可での建築物の場合、当然開発許可を受けていないことが多いと思われるので、先ほど議員がおっしゃられました雨水処理等の問題で周囲へ悪影響を及ぼすおそれが考えられます。このような場合でも、移転命令等の権限を有する県へ報告しております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 税務課長。

○税務課長（内藤優誠君） おはようございます。

御質問についてお答えします。

不法建築物が完成し、町が建築物の情報を把握した場合は、速やかに所有者に連絡をとり、現地確認を行います。建物調査については、木造建築物の場合は主に町が、非木造建築物の場合は主に県が家屋評価を行い、固定資産税の課税を行ってまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 完成したら固定資産をかける、それは建物も土地も。土地は山林で登記されていますが、山林に建物が建つ、それで下は山林のままか、宅地なのか。

○議長（上田茂政君） 税務課長。

○税務課長（内藤優誠君） 現況評価ですので、宅地で課税させていただきます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 税務課としては、じゃあもう完成して固定資産税をかけるということは、もうそれは不法建築じゃないってみなすんですか。

○議長（上田茂政君） 税務課長。

○税務課長（内藤優誠君） 建物につきましては現況で課税させていただきますので、固定資産税の課税客体となると判断された場合には、課税の方を公平性の立場からさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 私、ちょっと分かりにくいんですが、建てようとしたときとか建ってるときは、もう県に停止命令してくれて町からお願いしに行く。都市計画課としては建ったら移転命令を出してくれと県にお願いするけど、税務課としては建ったら固定資産を取ると。ということは、どういうことかな、分かる方。もう菊陽の町民としてみなすわけでしょう。どういことですか。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） 固定資産の方でお答えいたします。

家屋がなければ、当然そこは山林のままだと思います。実際やっぱ家ができた。実際そこに住んでなくても、空き家でも一応課税はされます。実際建って、家屋として課税客体とみなされれば、当然税の方はかけさせていただく。その住民票とかは特に関係ありませんで、建物で税務課の方は判断してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 実際そこに居住されてる方に住民票は発行されるわけでしょう。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（阪本章三君） 住民票の話ということで私の方からお答えさせていただきますけども、住民票を置くか置かないかというのは、民法による定めがあります生活の本拠があるかどうか、これが大原則になっていますので、これに基づいて住民基本台帳法で、そういう場合には転入届をしていただく必要があるという決まりがございます。ですので、議員がおっしゃられるように、住民票は置くという形になります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 都市計画課では、建った後、移転命令を県にお願いします。県は移転命令を出すけど、町としてはそこに住居されてる方にはもう住民票も発行するというので、どう考えたらいいんですか。

だけん、もう住んでる方は、もう私はここに住んでる、税金も払ってるから別に移転命令が来ても、それ移転命令の方がおかしいじゃないかというのが普通じゃないですかね。住んでる方にはそう思われるんじゃないですかね。そこんところ、どうなんですか。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 今議員がおっしゃるような問題があります。

まずは、建ってしまった場合は、憲法29条に財産権はこれを侵してはならないという、このような形で財産権の侵害や、今部長が答弁しましたように生活する権利等の問題が出てまいりますので、できるだけ未然に防ぐというのが一番いい方法だと思っておりますので、その辺で県と協力しながら未然に防ぎたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 大変申し訳ないんですけど、県は動いてくれてるんですか。どうですか。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） すいません。県は、まずはこれが発覚した場合は、その所有者なり占有者に連絡をとって、まずは話し合いをすると、その後通知を行ってるということでございます。

それと、今申し上げましたように、あくまでもほかに移転命令ということで、先ほど申し上げましたけれども、本来であれば除去命令とかそういった権限も有してはおりますけれども、先ほど申し上げました財産権の問題とか、この辺で現実にはなかなか動けないというのが状況ということでお聞きしております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） すいません、もう一点。

じゃあ、県の建ってるときの停止命令、建った後の移転命令と除去命令ですか、先ほどおっしゃった、この効力というのはどのくらいのもんなんですか。すいません、じゃあ後でもいいです。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 繰り返しになりますけれども、建築基準法で除去命令等を出す場合には、著しく保安上が危険であり、または著しく衛生上有害であるとかそういう場合に限られまして、ただし先ほどの個人の財産権、この辺が出てまいりますので、簡単に効力を発することはできないというふうに伺っております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） ということは、もう山林で住居ないし事務所を建てたら、もうどうしようもないということですかね。どうですか、今副町長が見られてるんですけど。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） それぞれの法の中でのいろんな権限がございます。その中でそれぞれ処理をやっておると。違法建築物に住まわれている方がいらっしやると。その方が、実際住まれて住基登録をされるというときに、それは住基登録の場では拒めない。ただし、違法建築物

は違法建築物として、許可権者である県が、それはだめですよということはちゃんと伝えていくというような形で、それぞれ処理をやっておるといようなこととさせていただきます。

ただ、それで従わない方がいらっしゃるというようなことは、そういう事実もさせていただきますけれども、そういうようなことです。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） どうも納得いかんのですが、次に移ります。

(3)の不法建築防止のためのパトロールや啓発等取り組めないかについて質問いたします。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） (3)番にお答えいたします。

現在、県では住民や自治体からの情報提供だけではなく、管内の見守りや、10月の違法建築防止週間には県内一斉公開建築パトロールというものを実施されております。

本町においても、違法建築を未然に防ぐためにも、県と連携をとりながらホームページや広報紙等に掲載するなどの啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 具体的に、もう当該地区では立て看板とかそういうのを設置とかはできないんですか。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） いろいろ問題もあるかと思しますので検討したいと思います。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 最後に、この当該地域の皆さんは、不法建築物が増えそのままならば、もういっそのことその地域は、原水の場合は小平ノ上からずっと古閑原の丘陵地域ぐらいは、もう宅地開発ができるようにすればいいじゃないかと、この一帯が住宅地になれば、原水工業団地にもすぐ近く、交通渋滞緩和にもなるし、南向きの丘陵地なので住宅地には最適じゃないかという思いです。私もそう感じております。

町内に勤務される方で、町内に家を建てたいが、町内は土地が高くて断念し、やむを得ず町外に家を建てる方も多く、とても残念に思います。この辺は地価も安く、宅地開発等ができれば、この方々も多分家を建てるときに、その地域だったらという思いも出てくると思います。

できれば、この地域の思いを含め不法建設について、最後に町長の考えを答弁お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 坂本議員が言われるように、この不法建築で、でき上がってしまった後に、住まいを建てて生活をされるようになると、やはり建築基準法の方では違反しとるということで、これはもう県の方で本当にしっかりともう少し厳しいような対応をしていただきたいと思っておりますけれども、一方では、もうそこに住んでしまえば、違反しとるから固定資産税もかけ



ないというのじゃなくて、固定資産税は現況でかけて課税をしますし、住んでおられればやはり住民基本台帳の方に登録をされるということで対応しなければなりませんけども、まずはそういう違反が出ないようにパトロールに当たり、そしてそういう動きがあったときに、できるだけやっぱり気づかれた方が事前に役場の方にも連絡してもらえれば、もうでき上がってしまえばいろんな都市計画課長が言ったような問題も出ますので、そういうことが出ないようにするのが一番大事であると思います。

それと、最後に言われた開発関係でありますけども、これにつきましては市街化調整区域の中でも集落内開発制度、それから地区計画あたりに持っていけばいろいろできる方法ができてきましたので、ただそこがいろんな上水道が来とるか、下水道の状況はどうなっとなるかという課題はありますけども、そういう面でもできるようなところについてはいろいろまた研究をさせて、どうしたらいいかということについては、またしっかりと将来のことも見据えながらいろいろ検討した上で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 本日は、早朝より傍聴、誠にありがとうございます。

これからも町民の声、要望を町政に届けるかけ橋となり、それをモットーに議員活動を行ってまいりますので、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

これにて私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 皆さんおはようございます。

それから、傍聴席の皆様、今日はありがとうございます。役場の下の津留区在住の阪本俊浩と申します。よろしくお願いいたします。

今日の質問はいつもと違いまして、防災、農政は余りございません。まず最初に、渋滞対策について、それから道路整備、最後に久保田台地、菊陽バイパス周辺の将来像についてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

それから、廣瀬英二議員、佐々木理美子議員、那須真理子議員と4名で私ども令志会という会派をつくりまして、11月1日より活動しております。どうぞお見知りおきをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） ちょっと私、体調不十分でございますので、着座のまま質問よろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） はい。

○4番（阪本俊浩君） それでは、質問に入らせていただきます。

まず、最初の質問でございます。

現在、菊陽町ではあらゆる地域で朝の交通渋滞が発生しております。今日は具体的な例として、大津町の本田技研などの企業の関連もございしますが、セミコンテクノパーク方面に向かう車両の渋滞状況について質問いたします。

私が質問いたしますのは、ちょうど菊陽空港線の菊陽交差点と県道曲手原水線の下原交差点についてでございます。2つの道路とも7時半ごろから8時半ごろが渋滞のピークで、雨の日ともなれば最悪でございます。特に曲手原水線は、多いときには信号を5回待ち以上をすることもございます。JAの横から菊陽台病院の上まで車両が連なったこともございます。

JAの南側の町道下原中代線は、すれ違うのもぎりぎりの狭隘道路でございましたが、地元住民やJAの協力もあり、今年夏に道路拡張工事が行われ、随分通りやすくなりました。また、拡張工事に伴い、朝の7時から8時までの進入禁止規制が解除され、東に右折する車もあり、少しは渋滞解消につながっているような気もいたします。

しかし、車の量は依然として多く、休日を除けば永遠に続く課題でございます。また、車両のほとんどが2つの交差点を右折し、セミコンテクノパーク方面に向かう車がほとんどでございます。さらに、菊陽バイパスには熊本市内方面から通勤する車両がつながっており、なかなか前へは進めません。菊陽バイパス、菊陽空港線、曲手原水線が菊陽バイパスと交わる地点の交通状況を現時点でどのように把握し捉えているのか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

町道菊陽空港線で菊陽バイパスとの交差点から県道瀬田竜田線までの区間と菊陽台病院の通りである県道曲手原水線で、菊陽バイパスとの交差点から県道瀬田竜田線までの区間を平日の朝の通勤時間帯7時半ごろに数回交通状況を確認いたしました。

その結果、町道菊陽空港線では、菊陽バイパスとの交差点から役場東側、久保田郵便局交差点付近まで約400メートル、県道曲手原水線では、菊陽バイパスとの交差点から農協中央支所付近まで約200メートルの渋滞が確認できたところであり、また、菊陽バイパスでは、熊本市内方面から通勤する車両で、町道南方大人足線の交差点から町道菊陽空港線の交差点まで約700メートルの渋滞が確認できたところであり、このような交通渋滞は慢性的に発生している状況にあると認識しております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 分かりました。しっかりと確認はされとるようですね。私が確認したのと状況は全く一緒です。

では、次に入ります。

なぜ、今ごろこの問題を提起したのか。それは、新しい原水工業団地が整備され企業が進出すれば、交通渋滞が今以上に深刻な問題になると考えられるからです。このような問題も頭に入れてまちづくりをしていかないと、地域の皆様方の不満も噴出してくるのではないのでしょうか。

現在、セミコンテクノパーク、原水工業団地の従業員数は、総数で約1万人であると聞いております。セミコン通勤バスを1日約550人の方々が利用されており、一定の効果は上がっておりますが、残りの方は車両による通勤だと考えられます。これだけの人々がマイカーで通勤すれば、交通渋滞が発生するのも必然のことだと思います。しかし、合志方面からの渋滞はありません。

私は、週3回菊池市に農産物出荷のためにこの道路を利用します。大体7時半から8時半ごろ帰るころには、東京エレクトロンから柳南橋、菊陽バイパス、下原交差点まで車の列が数珠つなぎでございます。この状況から考えれば、菊陽町方面の道路を使い通勤される方が大多数ではないかと察せられます。

それから、先ほど申しましたように、従業員数についてはおおよそ把握できましたが、各会社の従業員がどの時間帯にどのコースの道路から通勤するのかは存じておりません。今後、通勤の時間帯やコースについて企業の方に問い合わせ、統計をとり、データを集積し、新しい工業団地完成時の対策に役立てていくべきだと思います。

交通量調査も含め、そのような調査を現在行っているのか、今後行っていく考えは持っておられるのか、また新原水工業団地完成後の交通量をどのように試算されているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） 御質問にお答えする前に、ちょっとお断りをいたします。

議員の御質問の中では新原水工業団地ということでありますけども、答弁の中では（仮称）第二原水工業団地ということで答弁をさせていただきます。

それでは、お答えします。

セミコンテクノパークを含む菊池南部地域は、県内でも有数の工場が集積しており、熊本県の経済を牽引してる地域ではありますが、一方では通勤時間帯の交通渋滞箇所が多い地域でもあります。現在の通勤状況につきましては、（仮称）第二原水工業団地における道路計画の基礎資料とするため、県道大津植木線の交差点など5か所で平成31年2月20日に交通量調査を実施して、その調査結果は、県道大津植木線のセミコン東口交差点では、熊本市方面からの

9,600台と大津方面からの6,300台で、計1万5,900台となっております。セミコン西口の交差点の町道南方大人足線は、(仮称)第二原水工業団地に向かう右折車両が4,300台と合志市方面に向かう直進車両が6,700台で、計1万1,000台となっております。

(仮称)第二原水工業団地完成後の交通量の試算につきましては、現在の原水工業団地の従業員数と販売面積から従業員数を約1,000人と想定し、自動車の利用を1人1台として、1日の交通量を約2,000台増加すると試算しております。

以上でございます。

○議長(上田茂政君) 阪本俊浩君。

○4番(阪本俊浩君) 1万5,900台と1万1,000台ですね。それに加え、また1,000台増えるということですかね。そういうことでしょうか。

(経済部次長兼商工振興課長川上一弘君「いえ、2,000台にしてます」の声あり)

2,000台か。今でも多いのに、2,000台も増える。大変な数で、渋滞解消にはつながるかなと心配はしております。

それで、具体的な解決策を次の質問でやっていきたいと思います。

何事も一緒ですが、できるできないはともかく、どんな難題にも前向きにアプローチしていく姿勢は大切であると思います。ソフト、ハード両面から考えてみますと、ソフト事業としては、社員同士の乗り合い通勤とか、佐藤議員からも昨日御指摘がございましたけども、セミコン通勤バス、この利用促進に向けた協議や地球温暖化対策も踏まえ、世界のソニー、東京エレクトロン、またセミコン交通対策協議会の中でも十分に協議をしていく必要があるのではないのでしょうか。

また、先が進まない限り、下原地区周辺の渋滞緩和は解消できません。柳水の信号から以北は近年片側2車線化されましたが、信号から南は1車線であり、なかなか車が進みません。6月の町道杉並木公園線と新町北受地区の基盤整備事業との兼ね合いについて質問したときは、町道菊陽空港線の延伸が最優先という回答でございました。

どこの道路をどのように改良するのか、道路名、そして新設あるいは改良、具体的な解決方法をどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。また、その解決法による効果をどのように見込んでおられるのか、一緒に質問いたします。

○議長(上田茂政君) 土木部長。

○土木部長(小野秀幸君) お答えいたします。

セミコンテクノパーク南側の東西の道路、県道大津植木線につきましては、県により左折レーン設置などさまざまな対策をしていただき、交通渋滞緩和の効果を上げている状態でございます。一方、セミコンテクノパーク周辺地域の交通状況については、国道57号菊陽バイパスから県道大津植木線に向かう南北の道路が少なく、熊本方面からセミコンテクノパーク方面に向かう町道南方大人足線に交通が集中していることが大きな交通渋滞の原因と考えておりまし

て、南北の道路を強化させ交通量を分散させることが交通渋滞の解決策と考えているところがございます。

ハード面の具体的な対策としましては、菊陽空港線延伸を整備することであるというふうを考えております。その効果につきましては、平成31年の現況交通量調査による結果と、町道菊陽空港線延伸道路を整備した場合の令和12年の将来交通量の予測との比較で御説明いたします。

平成31年の現況交通量調査結果によりますと、国道57号菊陽バイパスからセミコンテクノパークへ向かう渋滞が著しい町道南方大人足線では、1日当たり交通量は、先ほど申しましたけれども、1万1,000台で、令和12年の将来交通量の予測値では、同路線の1日当たり交通量は約6,400台となり、40%程度減少する見込みとなりました。したがって、菊陽空港線延伸道路を整備することで、交通の流れが変わり、交通量を分散化する効果があると見込んでいるところがございます。

また、県道大津植木線につきましては、(仮称)第二原水工業団地完成後、2,000台の交通量の増加が想定されておりますが、そのことに伴う交差点改良の検討も必要でありますし、交通量については当然4車線化にしなければならない交通量でありますので、町としては4車線化について県に対してしっかり要望をしまいたいと考えております。

交通渋滞対策に向けての道路整備については、相当な時間を要することからソフト面の対策が必要と考えられますが、具体的な交通渋滞の緩和対策につきましては、セミコン協議会、セミコン交通対策協議会、交通管理者、道路管理者等に御意見をいただき、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(上田茂政君) 阪本俊浩君。

○4番(阪本俊浩君) 今の部長の答弁で、南北の道路の整備が大切だ、特に空港線だということですかね。先ほどの答弁で、県道大津植木線の4車線化の話もございましたですね。空港から上の空港線から入り、右折しセミコンに向かうということでしょう。空港線を真っすぐ北に行って、大津植木線から右折してセミコンに向かうということでしょう。そのように捉えていいですか。

(土木部長小野秀幸君「はい」の声あり)

空港線を通るということであれば、現在空港線は4車線ですよ。今度空港線の延伸について、高架橋はもちろんですけれども、2車線化、4車線化、私ははっきりは存じておりませんが、やはり最大のネックになりますのは、例えば高架橋が2車線になった場合は、4車線が2車線に狭まることで、そこで一つ渋滞が発生しないかが考えられます。

それから、それからずっと北上しても、大津植木線ですか、これについては前回佐々木議員がたしか質問しとるはずですが、4車線化。こっちから向かう車ももちろんですけども、大津植木線に、本線に大体通ってる車と合流しますよね。だから、やはり4車線化を先にやっ

てなければ、この渋滞ははけないんじゃないかならうかと思えますけども、その辺はどのように考えておられますか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長（小野秀幸君） お答えいたします。

議員御質問の4車線化の件でございますけれども、基本的に2車線、4車線というのは交通量によって決められるものでございます。菊陽空港線延伸については現在2車線の方向で進めておりますけれども、将来の計画交通量次第では4車線に見直すことも考えられます。そうなりますと、現在2車線であります菊陽バイパスから北側の県道熊本菊陽線までの区間、そちらでも4車線化にする必要があるというふうに考えております。

なお、北の方の県道大津植木線につきましては、先ほど答弁いたしましたけれども、現在の交通量が4車線が必要な交通量でありますので、県に対して4車線化をしっかりと要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 大津植木線の4車線化はもちろんのことですが、やはり高架橋というのは一遍2車線で作ったら永久的にこれ継ぎ足しできませんですね。やはりもう当初から4車線で。

空港からずっとこっちにつながつとるでしょう。大体こっちが4車線でなければいかんとすよ。4車線だから今ゆるっと、ゆるっとというか余裕を持って車が来てますけども、途中で2車線になったら絶対渋滞は発生すると思います。そちらの方も要望として、今日は通告しておりませんので、要望として捉えていただきたいと思います。

それから、現在菊陽町では、交通弱者対策懇話会を立ち上げて公共交通体系の見直しを計画されております。今回もこの件につきましては、西本議員、北山議員から質問がありましたように、皆さんも注目されております。同じ道路関連で考えれば、今回のような新原水工業団地整備計画などの大きな事業の場合、企業誘致ありきでなく、同時進行でそれに付随する道路整備などの町の総合計画として、あらゆる観点から物事を考え、政策を展開していただきたいと思えます。

その意味でも、現在の渋滞対策と企業誘致の関連も含め、交通渋滞対策懇話会を立ち上げ、将来を見据えた対策を考えられてはいかがでしょうか。例えば、ソニーや東京エレクトロンの代表の方々に入ってもらい、渋滞状況、自分の会社の社員の通勤状況などを実際に自分の目で見ていただくのも大事なことでないでしょうか。今後は、こういうことにも目を向けていくべきではないかと思います。今日は交通渋滞対策懇話会の立ち上げについては通告しておりませんので、一つの案として、要望として上げさせていただきたいと思えます。

次の質問に入ります。

久保田台地の将来像を考えたとき、最初に取り組まなければならないのは、道路を中心とし

たインフラ整備だと思えます。質問する道路は、町道川久保南方線についてでございます。

県道瀬田竜田線の川久保バス停付近から下井手の佐渡原橋までの久保田工区約400メートルは、平成24年度から社会資本整備総合交付金事業の採択を受け、事業を着手して、今年3月には改修工事が完了しております。改修された佐渡原橋付近から菊陽バイパス方面に向かう道路は、3メートルもない狭隘区間が多く、夏場は雑草が道路にはみ出し、離合にも気を使います。朝の通勤時は、車の車両が多く、農作業の通り道としても地域の方々が常時利用されております。毎年50メートルぐらいしか整備されず、工事期間中の数か月は通行止めになり、地域の方々の苦情も少なくはありません。また、原水地区東部には21ヘクタールが新しい工業団地誘致へ向け整備されることになり、将来的には今まで以上の交通量増加が予想されます。企業誘致も大事ですが、それに伴う道づくりも並行して行うべきではないかと思えます。

現在は、各地域の通学路、農道などの狭隘道路にも朝の通勤帯は車両が入り込んでくる状況が続いております。4年前にこの道路改修については質問しております。そのときは下井手より以北の延長約400メートルについては第2工区と位置づけており、久保田工区事業完了の目途がついたことから、平成28年度に実施設計、平成29年度より用地買収、事業着手を予定している。町としては積極的に取り組む路線であり、早期完成を目指しているという答弁でございました。この事業の実施計画、用地買収など、工事着工に向け準備は整っているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 御質問にお答えいたします。

町道川久保南方線の改良事業は、県道瀬田竜田線の川久保バス停付近を起点として、北側の国道57号菊陽バイパス南方交差点を終点とした道路幅員5メートルの1車線道路として計画した道路延長870メートルの事業であります。

現在は、県道瀬田竜田線の起点部から下井手の佐渡原橋までの区間を1工区として、平成25年度から平成29年度の5か年により、県道拡幅延長380メートルの整備が完了しております。この事業の2工区は、来年度以降に橋梁佐渡原橋の測量設計等を行い、橋梁の改修工事に入る予定で準備いたしております。その後の区間につきましては、次の御質問でお答えさせていただきます。

以上です。

○4番（阪本俊浩君） それでは、次の質問に入ります。

また、この道路は、菊陽バイパスの南方地区、南方の信号機に通じています。しかし、セミコンテクノパークなどへの朝夕の通勤を主とした道路事情や久保田台地の将来像を考えたとき、現在のセミコン方面から途切れた状態の柳南橋南の南方交差点に延伸するのがベストだと思います。将来的にそのようなことも想定されているのか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 御質問にお答えいたします。

議員御質問の計画案については、構想は持っております。しかしながら、この構想を進めるには、1車線道路にするのか、2車線道路にするのかなどのさまざまな問題がございます。今後については、現道の川久保南方線の改良計画を含め、構想実現のための検討を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君に通告します。

発言するときや質問するときは挙手してからお願いをいたします。

（4番阪本俊浩君「すみません、はい」の声あり）

阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 状況は分かりましたので、前向きに考えていただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 次の質問に入ります。

県道443号線の改修工事は、白水地区から上中代を経て大津方面に向かうルートの改修は用地買収も進んでおり、着工へ向け準備も整ってきました。その443号線への延伸についての質問です。

場所は、熊本市に入りますが、益城方面からナイスゴルフ練習場を通過してすぐの道明西交差点でございます。443号線は、第一空港線でぶつりと途切れております。県道辛川鹿本線と町道曲手小山線が交わる辛川交差点からこの地点への延伸についてでございます。

以前の菊陽町と益城方面の交通アクセスは、大型ダンプなど全ての車が道明地区の集落内を往来しておりました。443号線へのナイスゴルフ練習場から北へ、道路新設により非常に交通の便がよくなったように感じます。この443号線の白水久保田地区から大津町への道路が開通し、道明西交差点から道路が曲手小山線に接合すれば、西部、南部からの交通アクセスがかなり改善されると思います。道路の規模がどの程度なのかを含め、改良計画の進捗状況について質問いたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 御質問にお答えいたします。

県道辛川鹿本線の道路改良整備につきましては、熊本県と熊本市の2者で行う事業であり、双方に進捗状況を確認いたしました。

熊本市の施工区間は、国道443号から本町辛川地区までの南北約750メートルの区間になり、現在予備設計まで完了しているとのことであります。熊本県の施工区間は、熊本市施工区間終点から町道曲手小山線交差点までの南北約700メートルの区間になるとのことであります。現在、現道拡幅部は詳細設計まで、一部の道路新設部は予備設計まで完了しているとのことであります。今後、熊本県と熊本市は連携しながら、道路新設部の詳細な設計をそれぞれ進めていくと伺っております。

以上です。



○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 分かりました。市の道路も750メートル、県が700メートルですかね。

ということは、やはりこれは熊本県、市も関連する事業でありますから、特に熊本市とは連携をとりながら事業を進めていくべきだとは思いますが。

熊本市からすれば、この地域は中心部からはほど遠く、東の果てに当たる場所ではございますが、しかし近隣にはえがお健康スタジアムや運動公園のスポーツ施設、免許センターも隣接しております。また、蒲島知事が表明されましたJRアクセス改善事業も、この地域には絡んでくるとおられます。こういうときこそ、やはり県、市と連携をとり、早期の着工を目指していくべきだと思いますが、どのように考えておられますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

この道路はもともと県の方で全てするような予定になっただけなんですけども、熊本市が政令都市になって、熊本市の部分については市の管轄になったということで、止まったような状態でありました。

ただ、今建設課長が申しあげましたように、かなり市の方もいろいろ、市長と会ったときはそういう要望もしただけなんですけども、取組をしていただくというようなことになりまして、これは町にとりましても県道辛川鹿本線の道路改良整備というのは、この縦軸のいわゆる防災、それから経済道路として整備が必要なこの重要路線と考えているところであります。

したがって、町と熊本県及び熊本市が情報を共有して、県と市が十分協議されまして、また双方で予算確保をしていただいて、早期工事完了に向けて取り組んでいただけるよう、また熊本県、そして熊本市の方にも私の方からも強く要望していきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） ありがとうございます。

空港アクセス整備もちょうどいい時期に来ましたので、関連でよろしくお願ひいたしたいと思っております。

それから、平成4年4月14日に菊陽バイパス6,700メートルが全線開通、平成4年12月に空港大橋、9年12月に鼻ぐり大橋、11年3月にみらい大橋が開通し、白川を渡る3本の大橋が完成しました。平成5年10月に原水柳南橋、16年4月に三里木高架橋、25年3月に杉並木陸橋が豊肥線の上に開通し、町内の交通アクセスが大幅に改善しました。これらの道路新設改良工事がなければ、現在の菊陽町の発展は語れません。道路整備とともに菊陽町は発展し、歴史もつくられてきました。

このような経緯も踏まえ、さらなる道路整備の充実をお願いいたしまして、次の質問に入ります。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 今年の5月に私の知り合いの方が農業関係の話を聞いてもらえないかという相談がございましたので、その方の紹介で東京から農業コンサルタント会社の代表の方と熊本市の不動産の方が一緒に来られました。農業形態やこのあたりの土地の価格や売買の話もありました。そういう状況も踏まえた質問でございます。

私の地区の方々の多くは、久保田台地の開発に期待を寄せておられます。今回の工業団地整備計画や町民体育館建設予定地が久保田地区に決定するように待ち望んでおられました。私自身も、町民体育館建設は久保田地区にと願っておりました。しかし、2つの大きな事業は、原水地区に決定しました。特に、町民体育館建設には大きな期待を寄せておられました。なぜ反対しなかったのか、どのような理由で原水地区に決定したのか、質問も数人の方から受けました。そのような方々には、敷地面積や国の補助金についての説明をして納得していただきました。このように町民の方々は、理由について詳しい内容を知らない方がほとんどではないでしょうか。

4年前に質問したときは、菊陽バイパス、菊陽空港線にも近く、開発に向けたポテンシャルが非常に高いエリアだと考えているという答弁でした。それに加え、西側には下原区が隣接しており、全てのインフラ延伸はやろうと思えばそう難しい問題ではないと思われまます。問題なのは、久保田台地が広大な農業振興地域であり、農地法などのソフト事業の面だと思えます。

現在、菊陽町を見回しても、西部地区には御覧のとおり家々や商業地が立ち並んでおります。白水台地には鼻ぐり井手公園が整備され、タキイ種苗も進出してきました。原水地区は新工業団地整備と町民体育館建設が決定されております。また、原水駅前、光団地周辺を中心に、鉄砲小路、馬場地区11件など、既存集落でも集落内開発が盛んに行われ、以前の景色が一変しました。

ただ、1か所だけ昔からの風景が変わらないのは、久保田台地だけでございます。大津町まで田畑が続くだけで、何もございません。ただ、困ったことに、交通量増加もあり、空き缶やごみだけは増え続けております。久保田台地の開発については、第5期総合計画にも盛り込んであります。前回の質問から4年経過しています。その後、協議はされたのか、進展はあったのか、その方向性と位置づけを示していただきたいと思えます。開発の可能性についてお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 1番の、久保田台地開発の可能性はあるかについてお答えいたします。

菊陽町は、昭和46年5月に熊本都市計画区域に編入され、同時に優先的かつ計画的に市街化を図る市街化区域と、当分の間、できる限り市街化を抑制する市街化調整区域に分けられました。この線引きにより、市街化区域では役場周辺の菊陽第一、現在の光の森地区になります武蔵ヶ丘東ニュータウン、事業完了を間近に控えました菊陽第二の3地区の土地区画整理事業や、民間開発等により、人口が飛躍的に増加したところでございます。一方、市街化調整区域

においては、既存集落を活性化させる集落内開発制度や地区計画制度による宅地開発や原水工業団地等の工場開発を進めてまいりました。

御質問の久保田台地の開発についてお答えします。

4年前の議員の御質問の際にお答えしたとおり、このエリアは市街化調整区域ではありますが、国道57号、熊本インターチェンジ、阿蘇くまもと空港、JR豊肥本線などの交通インフラが整っており、利便性にすぐれた地域でありますので、開発に向けたポテンシャルは高いエリアと考えております。また、現在町の第5期総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、都市計画マスタープランにも産業ゾーンと位置づけされているところでございます。具体的に開発を行うには、都市計画法に基づく地区計画制度の活用によって、製造業等の開発が可能であると考えられます。

その要件としましては、財政的な問題もありますが、ハード面の課題としては、国道57号へアクセスする幹線道路の整備や下水道等の整備が必要になります。他方、ソフト面の課題は、基盤整備されてない優位性がありますが、やはり優良農地でありますので、農振法や農地法の農業サイドの法律をクリアする必要があります。

最後になりますが、本年度と来年度の2か年で策定を予定しております新たな都市計画マスタープラン、この中で菊陽町全域の均衡ある発展のため、久保田台地の将来像を示したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 前回の質問と一緒にございますけども、交通インフラも含め、開発に向けたポテンシャルは非常に高いと考えておられますようです。今後とも協議を続けていただいて、早い時期になるだけよい結果が出るように頑張っていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

この問題につきましては、地域の方々から常々お叱りを受けたり、質問をされたりする案件です。私も、決定的な事実がない限り答えることはできません。

菊陽バイパスは、開通以来、県道曲手原水線を境として、それより西側の道路両脇には商業施設が建ち並んでおります。少し入り込んだ地域にも商業施設はもちろんのこと、マンションや民家が密集しております。土地の評価は、曲手原水線から東のバイパス周辺とは数倍も違います。このままの状態でもいいのだろうかと常々考えておりました。

また、中尾地区から東側の大津町もバイパス両脇の開発が進んでいます。大津町は土地利用に関する条件が緩やかで、熊本都市圏の菊陽町と同等の考えをすることはできませんが、下原地区から中尾地区までの区間が取り残されているのは明らかです。

菊陽バイパスが平成4年に開通して、もう27年にもなります。曲手原水線の西と東、この道路1本で雲泥の差でございます。これが現実で仕方はありませんが、津久礼地区とは歴然の差があり、残念でなりません。これも農地法や基盤整備などの関係もありますが、JA菊池菊陽

中央支所の北側から300メートルくらいは基盤整備未整地の農地もございます。まず、その辺から考えていくのも一つの手段だと思います。また、一番大事な電気、下水道などのあらゆるインフラ整備延伸も、下原地区に隣接していることもあり、条件的には恵まれております。まず最初に、バイパス両脇に商業施設が建ち並べば、西側の津久礼地区などのように、それを足がかりに発展していく可能性も出てきます。

どうしてこの地域だけがいまだに手つかずの状態なのか、理由を示していただきたい。また、この地域の開発を進めていく考えはあるのかなのか、はっきりとお答えいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） (2) 番についてお答えいたします。

開発の可能性についての御質問でございますので、都市計画サイドからお答えさせていただきます。先ほどの久保田台地と同様、この地域も都市計画法上の市街化調整区域であります。この地域を2つに分けてお答えいたします。

まず、J A 菊池菊陽中央支所の北側で、県道曲手原水線から東へ約300メートルの菊陽バイパス沿線についてです。この地域は、市街化区域と隣接しておりますので商業施設やマンションは建てられませんが、一定の要件を満たせば、都市計画法に基づく地区計画制度を活用することによって住居系の開発を行うことは可能だと考えております。

次に、その東から中尾地区までの約1,100メートルの地域であります。菊陽バイパス沿線につきましては一定の要件を必要としますが、都市計画法上では、運転者のための休憩施設やガソリンスタンド等を建てることは可能であると考えます。この地域全体が原水地区県営ほ場整備事業による基盤整備を行った特に優良な農地でありますので、農振法や農地法の農業サイドの法律のクリアは非常に難しいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 2つに分けて詳しく説明してもらいましたが、課長がおっしゃいましたとおり、基盤整備につきましては国の補助金も入っておりますので、なかなか難しいかとは思いますが、J Aの裏の未整地につきましては、その辺を中心に一步でも足を入れて前向きに考えていただきたいと思います。何事をするにも、2年、3年で事業が進むわけではございませんので、早期に考えていただきたいと思います。

続けていいですか。

それでは、具体的な場所を指定しまして質問いたしたいと思います。

菊陽バイパスの北側にJ Aカントリーの跡地がございます。熊本地震で被災を受け、解体され、現在は更地のままになっております。東側一部がきくようアグリ倉庫や機械置き場に利用されているだけで、年2回の廃ポリビニール処理時の集積場として利用されている程度です。非常にもったいない気がいたします。

跡地の面積は1万1,070平方メートル、分かりやすく言えば、100メートル掛ける110メートルぐらいの広さでございます。この跡地について、1人の青年からビーチサッカー場をつくりたいのでカントリー跡地を貸していただけないだろうかという趣旨の相談がございました。JAの三角組合長に相談しましたところ、JA菊池の理事会、菊陽中央支所の支所運営委員会の承認なしには、自分一人の判断では何事もできない、今のところ何の計画も上がっていない、白紙ですという返事でした。菊陽中央支所の山川支所長にも尋ねましたが、同様の返事でした。ただ、条件はありますということでした。売ることはできるが、企業の建物は建てられない、農業関連の施設ならオーケーですという答えでした。言われるように、土地利用に関する問題は確かにございます。

それから、ちなみに大津町の道の駅はかなりにぎわっております。例えば、きくちのまんまとか道の駅のような施設をつくり、菊陽町の農産物や加工品、特産物等をJAと提携してアピールすれば、町の宣伝にもなると思います。あるいは、原水駅前のJA車両センターのカントリー跡地への移転を促し、そのセンター跡地を利用し、原水駅前の開発を推し進める。このような手だても考えられると思います。町の中央に位置し、菊陽バイパス周辺でもあり、何よりもこの広い空間が何の利益も生まないのは、町の不利益につながるものだと考えられます。

しかし、何といたっても、現にJAの所有物であり、町が勝手に口出しすることはできません。この土地の用途について、とりあえずJAと話し合いの場ぐらいは設けて協議を進め、菊陽町にもJAにもお互いに利益になる将来について考えてはいかがでしょうか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

JA菊池カントリーエレベーター跡地につきましては、御承知のとおり、平成28年熊本地震で被災し、建物解体後、更地の状態になっております。議員も申されましたとおり、跡地の一部利用として、JA菊池組合長が代表取締役であります株式会社きくようアグリのカントリー倉庫及び機械車両等の駐車場、そして農業用廃プラスチックの回収場所として利用されている状況でございます。

今後の活用につきまして、JA菊池本所及び菊陽中央支所にお尋ねしたところ、JA菊池が所有するカントリー跡地の再編整備については、菊陽中央支所で活用案を作成し、本所で検討協議を行い決定していくとの回答でございました。

これまで菊陽中央支所では、組合員から新たな活用法についてアンケート調査等を行っております。その中で新たな選果場建設用地や現在の菊陽中央支所をカントリー跡地に移転するなどの意見が出されているとのことですが、具体的な活用案には至っていない状況でございます。また、議員御提案の原水駅前の車両センターの移転なども活用法として承知していると思われま。現在、JA菊池では、JA菊池全体の組織と施設の再編整備検討委員会を月1回ペースで開催し、菊陽町のカントリー跡地の活用法を含め、全ての施設の再編整備を検討

しているとのことですが。

議員も申されましたとおり、この跡地はJ A菊池の所有物件であり、カントリーエレベーターを過去に建設した際に農業用施設用地として農地転用された物件であることから、土地利用計画についても法令上の制限を踏まえ、再編整備の検討がなされていると認識しております。町としましては、J A菊池及び組合員の合意に基づく新たな再編整備案を尊重したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） いろいろあるかと思えますけども、いいも悪いも、たまには協議でもして、話は進めていただきたいと思えます。土地がもったいないと思えます。

まだちょっと時間がありますので、今日は道路関係の案件を中心にしましたが、戦国時代から現在まで一緒に、道づくりはまちづくりの基本だと私は考えております。道がなければ事業はおろか、その場にもたどり着くこともできません。執行部におかれましては、質問の内容を精査し、まちづくりに生かしていただきたいと思えます。

私も今まで7回一般質問をしてきましたが、ただ質問しただけでその後の確固たる検証も余りできておりません。その反省の意味も込めて、今後は令志会4名おりますので、答弁の内容を協議し、町政に反映できるように取り組んでいきたいと考えております。微力ではございますが、我々令志会会派一同、力を合わせ頑張っていきたいと考えております。よろしく願いいたしまして、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時59分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

令和元年12月9日（月）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和元年12月12日（木）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（5日目）

（令和元年第4回菊陽町議会12月定例会）

令和元年12月12日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第57号 菊陽町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第2 議案第58号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第59号 令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第60号 令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第61号 令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第62号 令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第63号 令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第64号 令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第65号 令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第66号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第11 議案第67号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第68号 町道路線の変更について
- 日程第13 同意第5号～同意第6号 菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 諮問第2号～諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第15 発議第6号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書
（案）
- 日程第16 開かれた議会に関する調査特別委員会の設置及び委員の選任について
- 日程第17 議員派遣について
- 日程第18 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

- 日程第1 議案第69号～議案第79号 財産の取得について

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 廣瀬英二君 | 2番 | 矢野厚子君 |
| 3番 | 大久保輝君 | 4番 | 阪本俊浩君 |
| 5番 | 西本友春君 | 6番 | 那須真理子君 |
| 7番 | 佐々木理美子君 | 8番 | 中岡敏博君 |
| 9番 | 布田悟君 | 10番 | 福島知雄君 |

11番 坂本秀則君
13番 佐藤竜巳君
15番 岩下和高君
17番 北山正樹君

12番 渡邊裕之君
14番 甲斐榮治君
16番 小林久美子君
18番 上田茂政君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君
書記 益満基君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君
教育長 上川幸俊君
総務部長 阪本浩徳君
健康保険部長 服部誠也君
土木部長 小野秀幸君
総務課長 板楠健次君
人権教育・啓発課長 村上健司君
健康・保険課長 東桂一郎君
経済部次長兼農政課長 古賀直之君
建設課長 矢野和幸君
総務課総務法制係長 小泉秀和君
施設整備課長 山川和徳君

副町長 吉野邦宏君
教育部長 吉永公紀君
福祉生活部長 阪本章三君
経済部長 士野公典君
会計管理者兼会計課長 酒井章彦君
総務部次長兼財政課長 西本一浩君
福祉課長 吉本雅和君
介護保険課長 宮川照之君
経済部次長兼商工振興課長 川上一弘君
下水道課長 丸山直樹君
学務課長 矢野信哉君
図書館長 川端慎一君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

甲斐榮治君から、12月5日の会議における発言について、正確さに欠ける内容の発言があり、会議規則第64条の規定によって、議席に配付しました発言取り消しの申し出に記載した部分を取り消したいという申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、甲斐榮治君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第57号 菊陽町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第1、議案第57号菊陽町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

農政課長、説明を求めます。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） おはようございます。

議案第57号菊陽町森林環境譲与税基金条例の制定について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。平成31年4月1日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、本年度から市町村に森林環境譲与税が交付されます。そこで、法に基づき適正に当該譲与税を管理し、森林の整備に関する施策の財源に充てるため、菊陽町森林環境譲与税基金条例を定める必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、1枚めくってください。条例の内容を説明します。

第1条は、この基金の設置目的として、本年度から新たに交付される森林環境譲与税を、菊陽町における間伐や木材利用の促進、森林整備に要する経費の財源に充てるために、基金条例を制定するものでございます。

第2条は基金の積立てに関してですが、第1号で、基金の原資は森林環境譲与税をもって充てるとしております。第2号では、基金を積み立てる額を一般会計予算で定める額としております。

第3条は、基金の管理を金融機関への預金等で保管するとしています。

第4条は運用基金に関してですが、基金の運用から生じる収益等を一般会計予算に計上して基金に繰り入れ、必要な事業の実施に要する経費の財源に充てるとしております。

第5条は、第1条の設置目的を達成するために必要な経費を実行するときに使用することが

できるとしております。

第6条は町長への委任で、本条例に定めがなく、基金の管理に必要な事項は町長が別に定めるとしております。

最後に、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第58号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、議案第58号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

福祉課長、説明を求めます。

○福祉課長（吉本雅和君） 議案第58号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正の主な内容は、同法及び同法施行令に規定されている災害援護資金の貸し付けを受けた方または保証人が、新たな災害に被災したなどの理由により償還金を支払うことが困難になった場合の償還金の支払い猶予及び免除等の規定について整理されたため、同法及び同法施行令の条文を引用する本条例の一部を改正するものです。

2枚めくっていただきまして、参考資料の新旧対照表で御説明申し上げます。

第15条第3項について、現行の条例の「償還免除、一時償還、違約金及び償還金猶予につい

ては」に、改正後の条例には「報告等」を加え、あわせて、引用する改正後の災害弔慰金の支給に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の各条番号に一致するように改めるものです。

最初のページに戻っていただきまして、改正文を御覧ください。下から5行目の附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第59号 令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議案第59号令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 議案第59号令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和元年度も残り4か月となりましたが、歳入予算の区分ごとの増減や、歳出予算に不足額が生じるものなど、状況の変化等により支出すべき事案が発生したため、補正をお願いするものです。

内容につきましては主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に1億6,765万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億7,318万1,000円と定めるものであります。

次に、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為の補正をそれぞれ計上しているところ
であります。

次の2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降の補正予算に関
する説明書の中で説明いたします。

6ページをお開きください。第2表の繰越明許費は、今回の補正予算による予算計上によ
り、施行期間が足りない事業、協議等に日数を要した事業で年度内に完了が見込めない2件に
ついて繰越明許費とするものであります。

下の7ページを御覧ください。第3表の債務負担行為補正は、1の追加が1件ございます。
広報紙等配付業務委託で、期間が令和2年度まで、限度額が2,200万円であります。

9ページからは補正予算に関する説明書になります。

12ページをお開きください。2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上
げます。

款の1町税、項の1町民税、目の1個人の現年課税分は5,793万円増額しています。内訳
は、説明欄に記載のとおりです。

下の13ページを御覧ください。款の17国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負
担金は、サービス事業費の増加により、節区分の1社会福祉負担金で障害児支援給付費等負担
金を1,213万6,000円増額しています。

次に、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金は、マイナンバーカードを活用した消費
活性化の実施に向けた環境整備事務に対する補助のため、説明欄の個人番号カード利用環境整
備費補助金を242万3,000円計上し、目の2民生費国庫補助金は、放課後児童健全育成、ファミ
リ－・サポート・センター事業のため、説明欄の子ども・子育て支援交付金を377万1,000円増
額しています。

14ページをお開きください。款の18県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金、節
区分の1社会福祉費負担金は、サービス事業費の増加により、説明欄の障害児支援給付費等負
担金を606万8,000円増額しています。

下の項の2県補助金、目の2民生費県補助金、節区分の2老人福祉費補助金は、地域密着型
特別養護老人ホーム整備の補助金単価の増により、説明欄の介護基盤緊急整備特別対策事業補
助金を722万1,000円、節区分の3児童福祉費補助金は、ファミリー・サポート・センター事業
のため、説明欄の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を58万
6,000円、下の15ページを御覧いただき、放課後児童健全育成事業のため、説明欄の放課後児
童健全育成事業等補助金を318万5,000円、それぞれ増額しています。

次に、目の8教育費県補助金は、説明欄の中学校英語検定チャレンジ事業補助金を60万
4,000円計上し、目の9災害復旧費県補助金は、被災宅地復旧支援事業のため、説明欄の平成
28年熊本地震復興基金交付金を944万円増額しています。

16ページをお開きください。款の20寄附金、項の1寄附金、目の2指定寄附金は、中尾付近

の国道交差点改良工事に係る寄附金として、説明欄の道路指定寄附金を3,300万円計上しています。

次に、款の21繰入金、項の1特別会計繰入金、目の1特別会計繰入金は、外国人被保険者在留資格オンライン資格確認のシステム改修や、データ標準レイアウトのシステム改修のため、説明欄の国民健康保険特別会計繰入金を665万8,000円増額しています。

下の17ページを御覧ください。項の2基金繰入金、目の14平成28年熊本地震復興基金繰入金は、地区公民館耐震化事業の事業費増加により117万4,000円増額しています。

次に、款の23諸収入、項の5雑入、目の4雑入は、説明欄の後期高齢者医療市町村療養給付費負担金返還金を770万円、多面的機能支払交付金事業返還金を1,000万円、それぞれ計上しています。

18ページをお開きください。次は、3の歳出になります。補正額の大きいものを中心に御説明いたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の11電子計算費は、国民健康保険関連の資格管理システム改修、オンライン資格確認等対応に伴うシステム改修や、国民年金関連の様式変更に係るシステム改修のため、説明欄の総合行政情報システム変更業務委託料を739万2,000円増額し、目の12自治振興費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、設計単価の変更により、説明欄の地区公民館耐震診断補助金（復興基金創意工夫分）を176万2,000円増額しています。

21ページをお開きください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の2高齢者福祉費は、地域密着型特別養護老人ホーム整備に係る補助のため、説明欄の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を722万1,000円、目の3障害者福祉費、節区分の20扶助費は、事業費の増加により、説明欄の障害児通所支援サービス費を2,427万3,000円、それぞれ増額しています。

22ページをお開きください。項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費は、節区分の13委託料で、非常勤職員の雇用、勤務時間増のため、説明欄のファミリー・サポート・センター事業委託料を176万円増額し、節区分の18備品購入費は、菊陽南小学校放課後児童クラブ開設準備のため、説明欄の学童保育用備品を200万円計上し、節区分の19負担金、補助及び交付金は、NPO法人子育てサポート学童クラブきくよの指導員処遇改善分として、説明欄の放課後児童支援員処遇改善事業補助金を782万5,000円計上しています。

24ページをお開きください。款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の4健康増進費は、きくよ健康倶楽部事業のため、説明欄の報償品を202万8,000円増額しています。

下の25ページを御覧ください。款の6農林水産業費、項の1農業費、目の4畜産振興費は、アフリカ豚コレラの侵入防止のための防護柵設置補助として、説明欄の家畜伝染病対策補助金を2経営体分237万4,000円計上しております。

次に、目の8土地改良費、節区分の23償還金利子及び割引料は、多面的機能支払交付金の返還のため、説明欄の前年度分県補助金返還金を750万1,000円計上しております。

26ページをお開きください。款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の1道路橋梁総務費、節

区分の19負担金、補助及び交付金は、中尾付近の国道交差点改良工事に係る国への負担金として、説明欄の国道改良工事負担金を3,300万円計上しています。

下の段の目の2道路橋梁維持費、節区分の12役務費は、側溝清掃、除草、道路クラック補修等、軽作業のため、説明欄、道路清掃等手数料を450万円増額しています。

次に、下の段、目の3道路新設改良費は、節区分の13委託料、15工事請負費、22補償補填及び賠償金について、町道戸次上村線、古閑原上堀川線の道路改良に伴う予算の組み替えを行っております。

下の27ページを御覧ください。項の3都市計画費、目の1都市計画総務費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、被災宅地復旧支援事業に伴う補助のため、説明欄の被災宅地復旧支援事業補助金（復興基金）を944万円増額しています。

29ページをお開きください。款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費は、制度改正により、学校評議員、学校運営協議会委員の節区分の8報償費から節区分の1報酬及び旅費へ、それぞれ予算を組み替えたものです。

30ページをお開きください。目の5学校建設費は、児童数が増加し、教室数の不足が見込まれる菊陽北小学校の基本計画策定のため、説明欄の基本計画策定委託料を340万円計上しています。

次に、項の3中学校費、目の1学校管理費は、小学校と同様に、制度改正により、学校評議員、学校運営協議会委員の節区分の8報償費から節区分の1報酬及び9旅費へ、それぞれ予算を組み替え、下の31ページを御覧いただき、節区分の13委託料は、武蔵ヶ丘中学校の駐輪場整備のため、設計委託料を106万円増額しています。

次に、項の4幼稚園費、目の1私立幼稚園費、節区分の20扶助費は、幼児教育無償化事業のため、私立幼稚園給付費を308万5,000円増額しています。

最後に、34ページをお開きください。款の14予備費は、予算調整のため、770万4,000円減額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第59号のページ17ページの23の諸収入の中で、多面的機能支払交付金事業返還金というのが説明はなかったんですけど、1,000万円というのがどういう内容かをお尋ねします。

それから、ページ21ページの障害者福祉費の中で、扶助費の障害児通所支援サービス費が事業費の増で2,427万3,000円ということで説明がありましたが、かなり額も大きいので、特に特徴的なことがあるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、ページ22ページの1の児童福祉総務費の中で、節の19の負担金、補助及び交付金の中で放課後児童支援員の処遇改善事業補助金が782万5,000円ありましたが、どのような処遇改善が行われるのか。その3点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） それでは、ページ17の23諸収入のその他の雑入の多面的機能支払交付金事業返還金について御説明いたします。

多面的機能支払交付金は、通称農地・水と以前から申しております事業でございます。今回の1,000万円の歳入につきましては、平成26年度から平成30年度までの5か年間の事業スパンで国の方に清算をするというふうな形になっております。5年間で1,000万円ほど使い切れなかった、補助金を毎年度交付しておりますが、農地・水の町全体の事業の中で1,000万円ほど使い切れなかった分があるということで、国に500万円、それから県と町に250万円ずつ今回返還をお願いするというふうな内容になります。歳出の方で組んでおりますが、国、県の補助金につきましては町を通しまして3月までに返還をする予定となっておりますので、今回、補正予算として計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福祉課長。

○福祉課長（吉本雅和君） 21ページの民生費の節、扶助費2,427万3,000円の件につきまして御説明いたします。

増えた理由としましては、児童福祉法による障害児通所支援サービスの増加によるものです。その増えた原因としまして考えられますのは、事業所数の増加によりまして利用回数が増えている、それと利用者数が増えているということになります。主に、サービスの増えるものとして、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援の4つが増加しているというところになります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（阪本章三君） 22ページの、款が民生費で項が児童福祉費の児童福祉総務費の中の19節の負担金、補助金及び交付金の放課後児童支援員処遇改善事業補助金の内容につきましては、これは放課後児童支援員の処遇改善が最終的には目的でございますけれども、事業をするに当たって、具体的に言いますと18時半を超えて開設する放課後児童クラブ、ですので時間を延長して開設されるクラブにおきまして、支援員さんが時間外と申しますか、それだけ働く時間も増えて、さらにその内容につきまして、家庭、学校との連絡、情報交換とか、あるいは地域との連携、協力等とか、そういったものを強化するような事業を行う場合にこの補助金がつくものでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第60号 令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第3号）について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議案第60号令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 議案第60号令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、菊陽北小学校施設拡張整備のための用地取得を、土地取得特別会計において先行取得し、その後に一般会計において当該用地を購入する計画であり、そのため土地取得特別会計の補正をお願いするものであります。

内容につきましては主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしくお願いたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第3号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出の総額に5,545万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,772万6,000円と定めるものです。

次に、第2条で地方債の補正を計上しているところです。

2ページをお開きください。2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

4ページをお開きください。第2表の地方債補正は、1の変更で、菊陽北小学校施設拡張用地取得のため、公共用地先行取得事業の限度額を5,540万円増額し、3億4,580万円に変更するものです。

5ページからは補正予算に関する説明書になります。

8ページをお開きください。まず、2の歳入ですが、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金は5万4,000円増額し、計を191万4,000円としています。

次に、款の4町債、項の1町債、目の1総務債は、菊陽北小学校施設拡張用地取得のため、

5,540万円を計上しています。

下の9ページを御覧ください。次は、3の歳出です。款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の1土地取得費は5,545万4,000円計上しており、内容は、菊陽北小学校施設拡張用地取得のための節区分の12役務費、13委託料及び17公有財産購入費です。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 拡張予定地の取得地と面積、説明できる範囲でいいですから答弁お願いします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 質問にお答えします。

御承知のとおり、菊陽北小学校の用地を見ますと非常に狭隘でございまして、拡張用地がございません。それで、西側及び東側、合わせまして約5,000平米程度を予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第61号 令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第5、議案第61号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） 議案第61号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別

会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1枚ページをめくっていただき、令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）をお開きください。

歳入歳出の補正は、第1条で歳入歳出の予算の総額に4,050万円を追加し、歳入歳出予算総額を3億1,541万2,000円と定めるものです。

第2条の繰越明許費は、第2表の繰越明許費で定めています。

第3条で地方債の補正を計上しております。

4ページをお開きください。第2表の繰越明許費であります。内容は、地権者交渉や関係機関との協議に日数を要しているため、今年度に発注を予定しております測量と実施設計などの業務が年度をまたいでの業務発注ということになりますので、工業団地造成事業費1億1,510万円を繰越明許費として計上するものです。

下の5ページを御覧ください。第3表地方債補正は、工業団地整備事業の限度額を4,050万円増額し、1億4,500万円に変更するものです。

10ページをお開きください。2の歳入につきまして御説明申し上げます。

款の4町債、項の1町債、目の1土木債、節の区分で工業団地造成事業債は、追加補正額と同額の4,050万円を増額し、計を1億4,500万円とするものです。

下の11ページを御覧ください。3の歳出につきまして御説明申し上げます。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業費は、節区分22補償補填及び賠償金で用地取得に伴う建物等補償費として4,000万円を計上しております。増額の理由につきましては、補償調査の結果により本年度の調査費が確定したことによるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第62号 令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議案第62号令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 議案第62号令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に875万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,765万3,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。2の歳入について、主なものを御説明いたします。

款の5国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2システム改修費補助金は、国民健康保険制度関係のシステム改修費補助金を665万8,000円計上しています。

款の10繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分を86万9,000円、保険者支援分を69万1,000円、事務費繰入金を47万2,000円増額しています。

10ページをお開きください。3の歳出について、主なものを御説明いたします。

款の9諸支出金、項の3繰出金、目の1一般会計繰出金は、国民健康保険制度関係のシステム改修費分として、歳入の国庫補助金と同額の665万8,000円を計上しています。

次に、款の10予備費は、調整のため、156万円増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第63号 令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第63号令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 議案第63号令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額から76万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億8,913万円と定めるものです。

8ページをお開きください。2の歳入について、主なものを御説明申し上げます。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の2保険基盤安定繰入金を84万8,000円減額し、計を6,755万9,000円としております。

下の9ページを御覧ください。3の歳出について、主なものを御説明いたします。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1後期高齢者医療広域連合納付金、目の1後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金分の納付金を84万8,000円減額し、計を3億7,126万3,000円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第64号 令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第64号令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 議案第64号令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

まず、予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳出予算の補正で、既定の歳出予算の総額に変更はございません。

次に、2ページを御覧ください。歳出で、地域支援事業費及び拠出金を増額し、予備費を減額するものです。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

5ページを御覧ください。款の4地域支援事業費、項の3包括的支援事業・任意事業費、目の4任意事業費を360万円増額しております。

次に、6ページを御覧ください。款の8諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の1第1号被保険者保険料還付金を100万円増額しております。

ただいま説明しました2つとも、10月末の予算の執行状況から見て、年度末に不足することが見込まれるためのものです。

款の9予備費は、調整のため、472万円減額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第65号 令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第65号令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 議案第65号令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）に

ついて御説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。詳細につきましては、この後の補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款事業収益を1,543万2,000円増額し、13億7,253万8,000円としております。

また、下段の支出の第1款事業費用を1,543万2,000円増額し、13億1,842万6,000円としております。

次に、4ページの補正予算実施計画をお開きください。ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料につきましては、直接徴収分で事業所からの汚水量が増加しており、1,543万2,000円を増額し、次の5ページの支出で、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費の1,543万2,000円の増額に充てるものです。

また、支出の管渠費のうち、備考欄の熊本北部流域下水道維持管理負担金934万2,000円につきましては、昨年度、平成30年度の負担金が昨年の実績汚水量に応じて今年度精算されますので、その精算額を増額しております。

修繕費539万円につきましては、古閑原地内の町道古閑原上堀川線で、汚水管の埋設箇所の路面状況が悪いため、約150メートル区間で舗装修繕を行うものです。

次の6ページからは、補正予算後の令和元年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~



日程第10 議案第66号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第66号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） 議案第66号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明いたします。

提案理由ですが、地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第290条の規定により、同組合の構成団体において同文での議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。

2枚めくっていただきたいと思えます。参考資料として、規約の新旧対照表をおつけしております。別表第2は組合の共同処理する事務で、第3条第1号に関する事務は職員の退職手当に関する事務ですが、左側の現行の一番最後の「天草広域連合」の次に、改正後は「熊本県後期高齢者医療広域連合」を加えるものでございます。

すいませんが、1枚目にお戻りいただきまして、附則で、この規約は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第67号 町道路線の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第11、議案第67号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） 議案第67号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

全体で3路線の内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。1の路線は、原水駅前8号線であります。場所は、駅前区の県道曲手原水線と町営光団地の間に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

2 ページを御覧ください。2の路線は前田1号線で、3の路線は前田2号線であります。場所は、中代区の東部町民センター西側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。3の路線については、歩道として道路認定を行うものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第68号 町道路線の変更について

○議長（上田茂政君） 日程第12、議案第68号町道路線の変更についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） 議案第68号町道路線の変更について御説明いたします。

提案理由であります。新成区内、県道辛川鹿本線の三里木高架橋東側において、開発行為により町道を延伸したため、町道新成3号線の終点位置が変わりましたので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

図面1 ページを御覧ください。赤色の波線の路線が町道新成3号線であります。図面中央左

の詳細図を御覧ください。町道新成3号線の赤色の実線部が民間住宅開発により新設延伸され、町が道路の帰属を受けたものであり、旧終点が北側の新終点に移動したものであります。このことにより、延長が202.89メートルから218.92メートルとなります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時4分

再開 午前11時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 同意第5号～同意第6号 菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（上田茂政君） 日程第13、同意第5号、同意第6号、菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任について、2件を議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（阪本浩徳君） こんにちは。

それでは、説明いたします。

同意第5号と同意第6号の菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任について説明いたします。

現在の固定資産評価審査委員会委員の吉岡光憲様と西塔正弘様の任期が来る12月18日をもって満了となります。つきましては、引き続きお二人を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定によりまして議会の同意を求めますのでございます。

なお、任期は3年でございます。

それでは、説明いたします。

同意第5号の吉岡光憲様は、住所が菊陽町大字原水1643番地、生年月日が昭和21年9月7日で73歳でございます。経歴につきましては、お配りしております関連資料に記載しておりますけども、昭和40年に熊本国税局に入局されまして、昭和46年からは東京国税局の専門官として歴任をされております。その後、昭和61年に退職をされておられます。退職後は、同年6月に税理士事務所を開設されておまして、現在に至っておられます。また、平成19年12月からは本町の固定資産評価審査委員会の委員に就任していただいております。現在は4期目でございます。

次に、同意第6号の西塔正弘様は、住所が菊陽町大字原水1564番地、生年月日が昭和31年2月12日の63歳でございます。経歴につきましては、お配りしております関連資料に記載しておりますけども、昭和55年に熊本県経済農業協同組合連合会に入会されまして、平成14年6月に同連合会を退職されております。その後、翌平成15年3月に行政書士事務所を開設されておまして、現在に至っておられます。また、平成19年12月からは本町の固定資産評価審査委員会委員に就任していただいております。同じく現在4期目でございます。

吉岡様、西塔様、お二人とも固定資産に関して高い見識をお持ちであり、その豊富な御経験と高潔なお人柄は委員として適任であると思われまますので、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

同意第5号及び第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

同意第5号及び第6号について討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから1議案ずつ採決を行います。

同意第5号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

採決を行います。

同意第6号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 諮問第2号～諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（上田茂政君） 日程第14、諮問第2号から諮問第4号の人権擁護委員候補者の推薦について、3件を議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（村上健司君） 諮問第2号から第4号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員は、人権擁護委員法で任期が3年と定められております。よって、任期が満了する前に議会にお諮りする必要がございます。

御説明をいたします。

諮問第2号から諮問第4号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号は鬼塚成子様を再任の候補者として、諮問第3号は菊陽町大字原水にお住まいの村本信幸様を新たな候補者として、諮問第4号は菊陽町大字辛川にお住まいの實取智子様を新たな候補者として推薦するものです。

鬼塚様は、現在、平成26年4月から人権擁護委員として積極的に活動され、誠実な人柄で、人格及び識見とも高く、再任の候補者として推薦するものです。

新たな候補者としてお願いいたします村本様は、小・中学校の教職員として勤務され、人権教育に深く携わってこられました。

同じく新たな候補者としてお願いいたします實取様は、菊陽町町立保育園の保育士として勤務され、人権を大切に作る保育に深く携わってこられました。

3人の方々は、いずれも広く社会の実情に通じておられ、人格、識見とも高く、人権相談を通して町民の利益を守る人権擁護委員として適任であると考え、推薦の同意をお願いするものです。

候補者の略歴につきましては、配付しております関連資料を御確認いただければと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

諮問第2号から第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

諮問第2号から第4号について討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから1議案ずつ採決を行います。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、鬼塚成子君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は鬼塚成子君を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、村本信幸君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は村本信幸君を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について、實取智子君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は實取智子君を適任とすることに決定をしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 発議第6号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）

○議長（上田茂政君） 日程第15、発議第6号「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外2名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表しまして、西本友春君より趣旨の説明をお願いします。

○5番（西本友春君） 皆さんこんにちは。

発議第6号「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由。本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生しました。また、平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件、事故が相次ぐ中、あおり運転をはじめとした極めて危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっています。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して厳正な取り締まりに取り組んでいるが、いわゆるあおり運転に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。

今や社会問題化しているあおり運転の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築する必要があるため、提案いたします。

各議員の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 開かれた議会に関する調査特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（上田茂政君） 日程第16、開かれた議会に関する調査特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

議会モニター制度及び町民と議会の語る会等の検討を行うため、8人の委員で構成する開かれた議会に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることしたいと思います。期間は、調査が終了するまでです。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、本件については8人の委員で構成する開かれた議会に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま設置されました開かれた議会に関する調査特別委員会委員の選任について、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり8人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、開かれた議会に関する調査特別委員会

の委員は、議席に配付しました名簿のとおり指名することに決定しました。

これから委員会条例第8条第2項の規定により委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

決定しましたら議長まで報告を願います。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時27分

再開 午前11時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

開かれた議会に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に福島知雄君、副委員長に中岡敏博君、それぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議員派遣について

○議長（上田茂政君） 日程第17、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議席に配付のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

1月から3月にかけて議員派遣が生じたときや議員派遣する場合において、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員などの変更が生じる場合は、その変更にあたっては議長に一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。お諮りしたとおりと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（上田茂政君） 日程第18、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、議会会議規則75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案11件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。以上11件を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には、12月3日から本日までの10日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、可決いただきまして、厚くお礼申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

追加提案させていただきますのは、財産の取得に係る議案11件であります。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第69号から議案第79号は、（仮称）第二原水工業団地整備事業に係る財産の取得についてであります。

現原水工業団地がほぼ完売の状況となり、積極的な企業誘致を進めるため、新たな工業団地として（仮称）第二原水工業団地整備事業に着手し、現在、用地交渉を進めているところであります。

このうち、議会の議決事件となります11件の財産の取得について、土地所有者との協議が調いしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。どうか御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第1 議案第69号～議案第79号 財産の取得について**

○議長（上田茂政君） 追加日程第1、議案第69号から議案第79号の財産の取得についての11件を議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） 町長が提案理由で申したように、議案第69号から第79号は（仮称）第二原水工業団地整備事業に係る財産の取得についてでありますので、一括して御説明申し上げます。

それでは、議案第69号財産の取得について御説明いたします。

提案理由でございますが、（仮称）第二原水工業団地整備事業による用地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年菊陽町条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

財産の取得の内容について御説明いたします。

1、取得の目的、（仮称）第二原水工業団地整備事業による用地の取得。2、財産の種類、土地。3、所在、菊陽町大字原水4106番1ほか3筆。面積、1万2,969平方メートル。5、取得する価格、7,262万6,400円。6、取得する相手方、個人でございます。

財産の取得の内容は以上でございますが、補足の説明としまして、5の取得する価格の根拠について御説明いたします。

取得する価格の根拠につきましては、工業団地整備予定区域において、農地の利用状況により3,000平方メートルの農地を標準地として設定し、県道に接する農地とその背後地の農地2か所で不動産鑑定を行いました。標準地の鑑定評価は、近傍類似地域において実際の取引事例等に基づき標準地との比準を行った結果、県道に接する農地の価格を1平方メートル6,000円、その背後地の農地価格を1平方メートル5,600円の評価額でありました。

また、参考資料としまして、議案第69号から第79号に関する位置図を議案第79号の後ろに添付しております。参考資料には、工業団地整備予定区域を黒の太線実線で囲っております。議案第69号から第79号の所在は黒の細線実線で囲い、塗り潰しと議案番号で表示をしています。

ただいま御説明申し上げました議案第69号財産の取得についての提案理由及び1の取得の目的、2の財産の種類、6の取得の相手方、それと補足説明は、議案第70号から第79号におきましても繰り返しの説明となりますので、議案第70号から第79号では、3の所在、4の面積、5の取得する価格について説明いたしますことを御了承いただきたいと思います。

それでは、議案第70号について御説明いたします。

3、所在、菊陽町大字原水4107番ほか2筆。面積、6,252平方メートル。取得する価格、3,501万1,200円。

次に、議案第71号について御説明申し上げます。

3、所在、菊陽町大字原水4114番1ほか1筆。4、面積、1万781平方メートル。5、取得する価格、6,468万6,000円。

次に、議案第72号について御説明いたします。

所在、菊陽町大字原水4116番1。面積、5,187平方メートル。取得する価格、3,112万2,000円。

次に、議案第73号について御説明申し上げます。

3、所在、菊陽町大字原水4070番1ほか3筆。4、面積、1万1,619平方メートル。取得する価格、6,506万6,400円。

次に、議案第74号について御説明いたします。

3、所在、菊陽町大字原水4138番1。面積、8,747平方メートル。5、取得する価格、5,248万2,000円。

次に、議案第75号について御説明いたします。

3、所在、菊陽町大字原水4145番。面積、6,896平方メートル。5、取得する価格、3,861万7,600円。

次に、議案第76号について御説明いたします。

3、所在、菊陽町大字原水4161番ほか2筆。面積、1万5,773平方メートル。5、取得する価格、8,832万8,800円。

次に、議案第77号について御説明いたします。

3、所在、菊陽町大字原水4173番ほか2筆。面積、1万3,409平方メートル。取得する価格、7,816万6,400円。

次に、議案第78号について御説明いたします。

所在、菊陽町大字原水4178番1ほか3筆。面積、7,449平方メートル。取得する価格、4,171万4,400円。

最後に、議案第79号について御説明いたします。

3、所在、菊陽町大字原水4183番1。4、面積、5,300平方メートル。5、取得する価格、3,180万円。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第69号から第79号について質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 該当地の地権者さんからも問い合わせがありまして、今後の土地代の支払い、また登記等関連について、今後、タイムスケジュールですね、どうなっていくのか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） タイムスケジュールにつきましては、今現在農地がありますので、農地法に基づく農地転用の許可が必要であります。現在、関係機関との協議を行ってるところでございますけども、今から許可に向けて手続をやっていきますので、令和3年3月を目標にやっております。まず今回、農地について一部手付として1割お支払いして、残りの9割に対しまして、農地転用の許可がおりた後に残りを支払うということにしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今回の議案に提出された土地については分かりましたが、それ以外の土地に関してはどうなっていくのか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） 現在、個々の用地の取得の地権者につきましては、52名の方と1団体、53名の方がおられます。現在、この11件の案件と、20名の方と契約の方を行っております。現在も残りの方と用地交渉の方を進めておりまして、今年度中に用地をまとめたいということで今進めているところでございます。

以上でございます。

（11番坂本秀則君「支払いも。できれば支払いも」の声あり）

支払いの方、今、農地でございますので、一緒でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今回、議決事件に上がったのは4,000万円超え。5,000平米以上、2,000万円ですね。今回該当以外のはそれに達してないから、随時契約して、そのときは今回と一緒に手付の1割は支払うということですか、契約成立時に。それでよろしいですか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） 今、議員が申されたとおりでございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第69号から議案第79号について討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号から議案第79号まで11件を一括して採決します。

議案第69号から議案第79号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第69号から議案第79号は原案のとおり可決されました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、そのほか整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和元年第4回菊陽町定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時52分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 坂 本 秀 則

菊陽町議会議員 渡 邊 裕 之

菊陽町議会会議録
令和元年第4回12月定例会

令和元年12月発行

発行人 菊陽町議会議長 上田茂政
編集人 菊陽町議会事務局長 高木定伸
印刷 株式会社 きょうせい九州支社
電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電話 (代) (096) 232-2111
議会事務局TEL (096) 232-4919